

龍盾之合、蓋以、鱣、輶

龍盾とは、盾の面に、龍を彫りかき、て、車の上に立つ、合すとは、二つある義なり、其一つは、やぶれたる時に、たてかへんがためなり、一説に、二つならべて、車の面をふせぐと、蓋以、鱣、輶とは、鱣は環の舌あるを云、輶とは、兩驂の内たづなり、車前の軾に、鱣をうちて、其あとをかけと、む、此輶をも、銀にていかけし、たるなり、

言念君子、溫其在邑、方何爲期、胡然我念之、

邑は、西戎の邑なり、云意は、こゝに念ふ、わが君子の温にして、玉の如くなる、今西方の鄙の邑にありて、久しくかへりこず、まさにいつをか、かへる期と、せんとはするや、なんぞ我をして、かくまで思ひをきはめしむるぞやとなり、餘の義は、上の章に同じ、

○ 倭駟孔羣、公矛蓋、錡、

倭駟とは、倭きは薄き義なり、四馬にみなうすき金を

つねに正しうして、くるはざるやうにするぞ、かくの如くにして、輶中に入るなり、

言念君子、載寢載興

君子を念ふこと、ふかき故に、いねつおきつして、身心やすげなきぞ、

厭厭良人、秩秩德音

厭々は、安んじて、重々しき義なり、良人は、よき人、婦人その夫を稱する詞なり、秩々は、次第ある意、德音は、徳行のきこえなり、内よりして外、近きよりして遠く、その名聞次第にひろまれるを云、蓋し夫の平日の、徳行名譽を云こと、深く念へる心中の、ひとりごとなり、

小戎

蒹葭蒼蒼、白露爲霜

此詩は、二章共に賦なり、蒹は、すだれあし、葭は、只つねの葦なり、秋のそら、蒹葭の葉、なほ蒼々として、いまだかれざるにをく白露は、はじめて、霜となる

以て、鏡をつくりてきせたるを云、孔羣ぐとは、鏡はおもく、かたき者なれど、これは其さねうすくして、かろく、又よくつかひならせる故に、馬の身づかひ、こはいらすして、甚やはらぎ、其はたらき、ほどよくととのへり、公矛とは、はこの刃に、三かどあるを云、其錡にも、蓋したるぞ、錡は俗に云いしづきなり、

蒙 伐有苑、虎韞、鏐、膺

蒙伐とは、蒙は雜れる義なり、盾の畫に、いろくの鳥の羽を、彫りかきまじへたるぞ、盾に大中小の品あり、伐は、その中なるを云、苑は、即文ある貌なり、虎韞とは、虎の皮にてはりたる、弓のさやなり、鏐膺とは、金にほりものして、馬のむな帯をかざりたるぞ、一説に、此句は、下二句につける文なり、鏐膺は、即虎韞のむながなものを云と、

交 韞二弓、竹閉緝、

交韞二弓とは、弓二張を、本末とちがへて、さやに入るなり、竹閉緝とは、竹を以て、弓幹のそりの如くにして、はづせる弓の、内にあつるを、閉と云、而してこれを弓幹と共に、繩にてまとひかためて、弓幹の

所謂伊人、在水一方、

ぞ、これ只時の景氣をいへり、伊人とは、たれをさすともしれず、云意は、わが心にしたひもとめて、所謂かの人と云は、此水の一方にあり、

溯洄從之、道阻且長、

溯洄とは、流れにさかひて、のぼるを云、秋の水、みなざり出て、百の川、みな大河にそく時、かの人にあはんがために、舟にのり、流れにさかひて、ゆきしたがはんとなれば、其道難處に、をしへだてられ、そのうへ水路もとをくして、至りがたきぞ、

溯游從之、宛在水中央、

溯游とは、流れにしたかひて、くだるを云、宛とは、座ながら見る貌なり、中央は、まんかななり、云意は、もし水のながれにつれて、ゆきしたがはんとすれば、又宛然として、まのあたり、水の中央にありとは見れど、ついに至りて、あふことを得ずと、只これ、とかくすれども、かの人に、あひがたき意を、かたどりていへ

るなり、流につれさかひて、求ると云をは、必しも、實事と見るべからず、

○蒹葭凄凄、白露未晞、所謂伊人、在水之湄、溯洄從之、道阻且躋、溯游從之、宛在水中央、

凄々も、亦蒼々と云が如し、湄とは、水と草とのあはひを云、躋ると云も、ゆきがたき意をいへり、水中、水は、水中の坻なり、凡そ水中の地大なるを洲と云、小きなるを渚と云、又渚の小きなるを沚と云、又沚の小きなるを坻と云、されども渚の名を、たれも知れるによりて、此章の坻をも、下章の沚をも、みな解して小渚と云なり、餘の義は上章に同じ、

○蒹葭采采、白露未已、所謂伊人、在水之涘、溯洄從之、道阻且右、溯游從之、宛在水之中、

采々とは、さかんにおひたちて、采り用るに、たへたる體を云、未已とは、いまだきえざるぞ、右となる

る人に、相かなひたるとなり、これは秦人、その君の容貌うるはしく、衣服そなはりたるを見て、よろこびほめたる貌なり、二章共に興なり、首四句、かの終南には楸あり梅ありて、しげれるを以て、此山に至れる君も、亦衣あり裘ありて、そなはれる意を、興したるばかりなり、

○終南何有、有紀有堂、

紀は、山の廉、堂とは、山のひろく平なる處なり、興の意は上に同じ、

君子至止、黻衣繡裳、

黻とは、亞の字の形を文とす、一つは青く、一つは黒し、繡は、ぬひものなり、冕服の文、黻は裳にあり、されど此句は、只衣裳に黻のぬひあるをきたりと、一つに混していへるなり、

佩玉將將、

將々は、玉の聲なり、

壽考不忘、

は、ゆくさき正しく相あたらすして、其さす所の右に、はづるゝなり、餘は亦上に同じ、

蒹葭

終南何有、有條有梅、

終南は、周の山の名、條は、山楸なり、楸をひさぎと訓ず、桐の類なり、今いづれの木とも、しれがたし、梅は、朱傳によれば、常のむめなり、されど毛傳にも、爾雅にも、梅柎なりとあり、蓋し柎の字、音髻の時むめなり、音南の時柎と同じ、くすの木なり、

君子至止、錦衣狐裘、

君子とは、秦の君をさす、至るとは、終南山のふもとに至れるぞ、錦衣狐裘は、諸侯の服なり、狐の白毛を以て裘として、素き錦の衣を、楊衣とす、楊とは、裘のうはをそひなり、

顔如渥丹、其君也哉、

渥丹の字義、前に見えたり、これ顔色のてりて、うるはしきことを云、其君也哉とは、容貌衣服、國の君たる

壽考とは、久くいきて、いのちながきことを云、此君此服をき、此玉をおびて、其位にいますこと、長久安寧にして、いつまでも、忘れはて玉はされと、いはひたる詞なり、

終南

交交黃鳥、止于棘、誰從穆公、子車奄息、

交々は、飛でゆき、する貌なり、從穆公とは、秦の穆公の葬に從ひて、死することを云、子車は氏、奄息は名なり、○秦の穆公卒せる時、子車氏の子二人を以て、狗す、奄息は、その一人なり、狗とは、人を生ながら、棺の左右にめぐらして、埋むことを云、此二人、みな良臣なりし故に、秦人いたみて、此詩つくれり、三章共に興なり、此四句、黃鳥は、時に見る所の物を以て、興を起せり、云意は、かの交々たる黃鳥は、棘に止る、この穆公に從へるは誰ぞ、子車奄息と、よびこたへて、興の體とす、舊説には、黃鳥の止ること、其所を得たるを以て、三良の死するが、其所を得ざることを、

反興すといへり、
維此奄息、百夫之特、
此人はこれ百人にぬきんで、すぐれたる人とぞ、こ
れを惜みてなり、

臨其穴、惴惴其慄、

惴々はおそろふ貌なり、これ其つかあなに、うづま
るゝ時の體をのぶ、

彼蒼者天、殲我良人、

我とは、したしみたる詞、良は、善なり、天に仰ぎ、な
げき翹て、かの蒼天よ、何とてわがこの善人を、ころ
せるぞと、いへるなり、殲すとは、子車氏三人ながら、
みなころせるを以てなり、

如可贖兮、人百其身、

贖ふとは、此物を以て、彼物にかへとる義なり、云意
は、もし他人を以て、此人を贖ひとらるべくは、人寧
其身を百倍して、其死にかはり、此一人の身を、贖は
んとぞ、ふかく惜みて、かなしめるなり、蓋し百夫に

すぐれたる人なるが故に、亦百人の身を以て、これに
かはらんと、思へるにこそ、

○交交黃鳥、止于桑、誰從穆公、

子車仲行、維此仲行、百夫之防、

臨其穴、惴惴其慄、彼蒼者天、殲

我良人、如可贖兮、人百其身、

仲行は、其人の字なり、百夫之防とは、一人を以て、百
人にあたるほどの、よき人となり、餘の義は、上章に
同じ、

○交交黃鳥、止于楚、誰從穆公、

子車鍼虎、維此鍼虎、百夫之禦、

臨其穴、惴惴其慄、彼蒼者天、殲

我良人、如可贖兮、人百其身、

鍼虎も、亦その名なり、禦と云も、亦當ると云が如し、
餘は亦上に同じ、

黃鳥

春秋左氏傳に、此三良を殺せることを、君子論じ
ておもへらく、秦の穆公の、盟主たらざること、
宜なるかな、死して民をすてたり、先王は、世を
さり玉ふ時にも、なほ民を安んずる法を以て、其
子孫に、のこしをけり、然るに况や、善なる民の、
命を奪へるをや、たとひ法を子孫に、のこすまで
はなくとも、良人を取りて、わが死に従ふること
あらんや、然るに今、かくの如くせば、君として、
人の上にあること、難かるべし、君子こそ、を以て
秦のまた東方に征伐して、中國の諸侯の覇たる
こと、あははざらんことを知れりと、蓋し秦の穆
公は、五霸の一人なりといへども、わづかに西方
の國、夷狄の長たるばかりなればなり、上に盟
主と云も、亦霸のことなり、諸侯を會合して、一
味に王法を守り、天下を治めんと、盟を立る、
主人となるを云、朱子おもへらく、按ずるに、穆
公此事にをいて、其罪まことにのがるべからず、
然るに或人又おもへらく、これ穆公の遺命、かく

の如くにして、三子自殺して、其死に従ふ、然る
時は、三子も亦罪なきにあらずと、されど今その
穴に臨んで、惴惴すと云を見れば、これ其子康公、
父のとりみだしたる、いひをきに從ひ、三子をを
しつめて、これを壙にいれたり、然れば、其罪の
歸する所、康公にありて、三子にあらず、又史記
を按ずるに、秦の武公卒する時に、初て人を以て
死に従ふ、死する者六十六人、穆公に至りて、つ
いに百七十七人を用ふ、而して三良も、これにつ
らなれり、蓋し狗死のこと、其初は西戎のならば
しより出て、中國の明王賢霸、その罪を正すこと
なし、この故に、なれ來りて、以て常の事となす、
穆公は賢君なりといへども、亦このならひをま
ぬがれず、其事を論ずる者も、亦徒に三良の不幸
をいたみ、秦國の衰へを、なげきたるばかりに
て、周の王法たす、諸侯命令をほしいまにし
て、人を殺すを、いみはからざること、かくの
如くに、至れるにをいては、その非なることを、
知る者なし、嗚呼、風俗の弊れたること久し、其
後始皇が葬に、後宮の婦女を、ことごとく死に従

はしめ、墓をつくれる工匠をも、みな生ながら、墓中にとちこめたり、時の人、これをもなんぞ、あるまじく、怪きこととおもはんや、

歎彼晨風、鬱彼北林、未見君子、

憂心欽欽、

歎とは、鳥のはやくとぶ貌、晨風は、鶇の一名鶇を、はしたかと訓ず、すいめだかの類なり、鬱は、しげりさかへたる貌なり、君子とは、夫をさす、欽々とは、うれへて、わすれざる貌なり、○此詩は、婦人その夫外に出で、久くかへらざることを憂て、作れるなり、三章共に興なり、これ歎としてとくとぶ、鶇の、しげれる北林にあるを以て、我は夫にそはすして、よるかたなき意を反興す、而して云く、君子かへりこすして、いまだあはざる故に、憂る心欽々として、わするゝまなしとぞ、

如何如何、忘我實多、

多しとは、久く遠きことを云、我は憂て、わすれざるに、いかに、君子は我をわするゝこと多くして、

久くかへらざると、うらみたるなり、

○山有苞栢、隰有六駮、未見

君子、憂心靡樂、如何如何、忘我

實多、

駮は、まゆみの一名なり、六とは只見る所の、木の、かすを以て云、一説には、六駮の二字を、共にまゆみの名なりといへり、此章只山には栢あり、隰には駮あるを以て、我には憂ありと云意を、興したる、ばかりなり、一説には、これも亦山と隰とにある木の、各その地に宜くあるを以て、我は夫と、かれへりしてあることを、反興すともいへり、樂なしとは、人憂れども、樂む時あれば、しばらくこれを忘るれども、我は只憂るのみにして、樂む意なしと、その憂のふかきことをいへるなり、

○山有苞棣、隰有樹檍、未見

君子、憂心如醉、如何如何、忘我實多、

棣は、唐棣、楊の類なり、樹るとは、うへてある義なり、檍を、山梨と云、俗にありのみと云者と、見えたり興の意は、上章と同じ、その憂る心、酒にえひしづみたるが如くなることぞ、憂のいよく、甚きことをいへり、餘は亦上に同じ、

晨風

豈曰無衣、與子同袍、王子興

師、修我戈矛、與子同仇、

袍とは、わたいれたるきぬを云、王子興師とは、王命を以て、いくさをおこすことを云、戈矛は、みな銜の名、戈は此方のかまやりに似て、柄みじかし、矛は此方のすやりに似て、柄ながし、これを修むとは、したむることを云、仇とは、敵を云なり、○秦の俗、つよくいさみて、たゝかひをこのむ、よりに平生たがひに思ひあひて、事あらば、死を共にせんと云志を、此詩作りて、あらはせり、三章共に賦なり、云意は、我なんぞ、子を衣なしと、云によりて、わが袍を、子と共に、同じきるならんや、常に恩愛を、相むすぶこと、わが

國もし王命をうけて、いくさだちすることあらば、則わが戈矛をしたゝめて、子とつれて、之に従ひ、共に同じ、敵にあたらんが、ためぞとなり、蓋し秦はもと周の地にして、先王の風化、のこりたる故に、此時までも、王命稱することを、忘れざるなり、此章を或説に、與子同すと云詞、上下相應するを以て、興の體とす、下二章も、亦これに同じ、

○豈曰無衣、與子同澤、王子

興師、修我矛戟、與子偕作、

澤は、はだきぬなり、戟は、及に枝二つある、はこの名、車の上になつる者なり、作つとは、うちたつぞ、餘の義は、上の章に同じ、

○豈曰無衣、與子同裳、王子興

師、修我甲兵、與子偕行、

甲は、よろひ、兵とは、及ある武具の總名なり、餘は亦上に同じ、

無衣

秦の風俗、大抵氣樂をむねとし、勇力を先とし生をわすれ、死をかるんする故に、其詩の詞にあらはるゝことかくの如し、然れども、その由来を、たづねみるに、此地はむかし、周の文王おこり玉へる所にして、二南の化をかうむり、人みな忠にして厚し、秦の手につきてより、いつしか一變して、其俗たけくをこりて、諸國をのみいるゝ、氣象あり、いかにとなれば、これもと禹貢の雍州にて、土厚く、水深く、人もすなほにして厚し、鄭衛の如くにをこたりうかれたる、習ひなし、故に善道を以て、みちびく時は、感發しやすくして、仁義をこのむ、勇猛を以てつかへば、その強く果せる、むまれつき、兵力をつよくし、農耕をつとめて、國の富みさかふる、功業を成すに、足れること、亦他國の及ぶ所にあらず、後世の君、はじめて都を定め、國を立ること、これを以て、鑑とすべきなり、而して凡そ國をおさめ、民をみちびくにをいて、尤これを以て、其おもむく方を、みそなはずべきことにこそ、

我送舅氏、曰至渭陽、何以贈之、路車乘黃、

我とは、秦の穆公の太子罃が、自稱する詞、罃をば、後に康公と諡す、舅は、母方のをぢ、晋の文公重耳なり、舅甥は、其氏相異なるによりて、氏の字をつけてよぶなり、渭は、秦の川の名、路車は、人君の車、乘黄は、車をかくる四馬の、毛をそろへて、みな黄色なるぞ、○秦の穆公の夫人穆姬は、晋の獻公の長女、太子申生が同母の姉なり、申生驪姬が讒にあひて自殺す、其弟の公子重耳、夷吾も、亦みな他國に、にげ出たり、獻公卒して國亂る、穆公まづ夷吾をとり立て、晋の君とす、これを惠公と云、惠公卒して、其子圉位をつぐ、穆公圉に怨あるを以て、時に重耳が、楚國にありけるを、よびとり、圉をすて、重耳を晋に立つ、即これ文公なり、これ亦穆姬の、かねてねがへるに、よりてとぞ、穆姬の生る子瑩、時に太子たり、重耳は舅父なるを以て、其晋に入る時、之を送り、雍州の都より、東の方渭水をこえ、咸陽の地までに至り、なごりをおしみて、此詩作れり、二章共に賦なり、蓋し此章の車馬、下の

章の玉佩は、みな諸侯の服御なり、重耳國にかへれば、必君となるべき、人なるを以て、これを贈り物としけるとなり、

○我送舅氏、悠悠我思、何以贈之、瓊瑰玉佩、

悠悠は、はるかなる義なり、瓊瑰は、石の美にして、玉に次ぐ者なり、句義は、上の章に同じ、舊説には、此時穆姬すでに卒せり、故に太子此たびのこと、母のあらましかば、いかによるこばれなんと、思へるによりて、遠く出送り、重き贈りものしても、なをわかれにのぞみて、悠悠と、ながく思へるといへり、

渭陽

於我乎、夏屋渠渠、今也每食無餘、于嗟乎、不承權輿、

於我乎とは、わがためにと云義なり、夏屋は、大なる舎、渠々は、深く廣き貌なり、權輿とは、始と云ことなり、衡を作るには、權よりはじまり、車を作るには、

輿よりはじまるを以て、事の始を權輿と云と、いひつたふれども、其義分明ならず、○そのかみの君に、賢者をもてなしをける人、ありけるが、始はこれを大舎にをき、盛饌をそなへつるに、いつしか、禮意やうやくにおとろへて、後には、食することに、其餘なきほどに至れり、故に賢者此詩作り、うちなげきて、君その始のおもはくに、うけつぐことあたはずと、いへるなり、二章共に賦なり、

○於我乎、每食四簋、今也每食不飽、于嗟乎、不承權輿、

簋は、飯をもる、うつはものなり、簠簋は、一類の物にして、其形、簠は方なり、簋は圓なり、此方のほかいと云うつはもの、これにかたとりたると見えたり、名も其音の、轉誤なるべし、むかし盛禮のもてなしには、黍稷、稻粱の飯を、簠簋四つにもりてそなふ、こゝに四簋と云は、簠を略していはざる歟、不飽と云は、無餘と云よりも、又さらに、もてなしの、うすきなり、餘の義は上章に同じ、

權輿

漢の時、楚の元王、申公白公穆生と云、三人の賢者を敬禮してをけり、穆生酒をこのまざるによ

陳一之十二

陳は國の名、古伏羲氏の居玉へる、舊跡にして、禹貢の豫州の東にあり、今河南の開封府これなり、周の武王の時、虞舜の末孫に、虞闕父と云人あり、周の陶正となる、すうるものづくりをつかさ

子之湯兮宛丘之上兮

子とさす所の人は、たれともしれず、其體を見れば、人の上たる者なるべし、湯は湯の字の義にて、うかれあそぶことを云、宛丘とは、四方たかくして、中央ひ

洵有情兮而無望兮

望みとは、人の目にかけて、見望むべき所のことを云、これ云意は、此遊び、まことに心をなぐさめて、樂むべき情思ありといへども、其ありさまは、見のぞみて、をそれかたどるべき、威儀なしとなり、

坎其擊鼓宛丘之下無冬無

坎は鼓の聲、鼓は即樂の大鼓なり、鷺羽とは、舞の翳を云、鷺の羽を、うちのはの如くに、さしたて、其柄をとりて、舞のしかたとする物なり、これを値とは、手にたてもつとを云、大抵人の樂みをなすこと、甚さむくあつき時は、しばらくやめて、せざる者なれど、此人は、冬ともいはず、夏ともいはず、一日も出遊びて、舞ひ歌はざることなしとなり、これ即上のまことに情

東門之枌宛丘之栩子仲之子

東門は、城の東門なり、陳風に、東門を云ふこと多し、其門外もよき遊び處と見えたり、子仲之子とは、子仲氏のむすめなり、娑娑は、舞ふ貌なり、こゝにては、只ひらめくこと、見るべし、○此詩は陳國の男女、東門宛丘の枌柳の木かげに、あつまり遊び、歌舞して樂め

穀旦于差南方之原

穀旦は、穀の原、南方は、南方の原、雨風なく、くもりもなく、はれたる日を、穀旦と云、

且は、あしたなれども、只そのはじめにつきて云なり、かやうの日をえらみ、南方の原によりあひて、遊ぶとぞ、

不績其麻、市也婆娑

出遊ぶにのぞみては、みな手にとる業作を、うちすて、南原の市の、人つどひて、かまびすしき中を、ひらめきしをりて、ゆき遊ぶとぞ、

穀旦于逝、越以諶邁

よき日、諸人をひきつれて、ゆき遊ぶとぞ、

視爾如蒹、貽我握椒

爾とは、即子仲氏の女をさせり、蒹は、即今の小あふひなり、其苗ちいさくして、紫いろの、うつくしき花をひらく、椒は、山椒、煎じ物にて、のむ物なり、此時あひよろこべる意を、のべて云く、我なんぢの顔を見れば、美なること、蒹花の如し、又我一握の椒を貽りて、互に相よみんする情を、交へたるとなり、

東門之枌

衡門之下、可以棲遲

衡門とは、衡は横と同じ、木をよこたへて、門とするを云、それ門の深きは、上にむねのきあり、下には兩旁に堂あり、これは只木一つを、上によこたへて、つくれるぞ、棲遲とは、あそびやすらふとを云、○此詩は、時の賢者、隱居して、自樂み、外に求ることなき意をあらはせり、三章共に賦なり、これ云意は、わが舍の衡門、淺く陋しといへども、亦以てあそびやすらふに足れりとぞ、

泌之洋洋、可以樂飢

洋々は、水のながるゝ貌なり、云意は、わが泉水の洋洋としてながるゝ、これをみては、腹にみたすといへども、亦これを遊び、楽しんで以て飢をわするゝに、足れりとぞ、

豈其食魚、必河之魴、豈其取妻、必齊之姜

河は、黄河なり、河水の魴は、其味美なり、姜は、齊

國の姓、齊の姜女は、其品貴し、此二つを以て、わが分外の、得ものにとふ、云意は、魚を食ひ妻を娶ること、なんぞ必しも、河の魴、齊の姜のみを求めんや、只わが自分の淡薄貧賤を樂む、分外の美を、ねがふ意なしとぞ、

豈其食魚、必河之鯉、豈其取妻、必宋之子

子は宋の姓なり、句義みな上に同じ、

衡門

東門之池、可以漚麻、彼美淑姬

可與晤歌

東門の池は、東門外の池なり、漚麻とは、麻ををさめて、をとするには、まづこれを水にひたすことを云、淑姬とは、淑は賢なる義なれども、こゝにては、只女子をよみんじて、云詞なり、姬は、もと姓なり、姬姓の女は、貴族にして、美人多し、故に貴くして、美き婦女をすべて姫と稱するなり、晤歌とは、共にうちと

東門之池、可以漚菅、彼美淑姬、可與晤言

菅は、茅の類、その性なめらかなる故に、ひたして、索になふべし、言と語と、對して云時は、只いひいだすを言と云、うけこたへするを語と云なり、餘は亦上に同じ、

東門之楊、其葉泂泂、昏以為期

楊は、柳の類、其葉泂泂、昏以為期、

東門之池、可以漚紵、紵、彼美淑姬、可與晤語

紵は、俗に云まをなり、句義は上章に同じ、

東門之池、可以漚菅、彼美淑姬、可與晤言

菅は、茅の類、その性なめらかなる故に、ひたして、索になふべし、言と語と、對して云時は、只いひいだすを言と云、うけこたへするを語と云なり、餘は亦上に同じ、

東門之池

東門之池、

東門之楊、其葉泂泂、昏以為期

明星煌煌

楊は、枝のたち、あがりたる、やなぎを云、その類多し、しだり柳は、揚にあらざるなり、群々は、さかんなる貌、煌々は、大いに明なる貌なり、○此詩は、男女ゆふぐれにあはんと、期したるに、約をそむきて曉がたになるまで、來らざるによりて、をりふし見る所の楊の葉の、群々とさかんなるを以て、明星すでに出て煌々と明なるを興す、

○東門之楊、其葉肺肺、昏以爲期、明星皙皙、

肺々も、群々と云が如し、皙々も、煌々と云が如し、興意も上に同きなり、

東門之楊

墓門有棘、斧以斯之、夫也不良、國人知之、

墓門とは、墓に入る道の門なり、夫とは、そしる所の人をさす、たがこと、はしれぬなり、○此詩は、惡

行ありて、改めざることをそしれり、二章共に興なり、それ墓門のほとりは、人いみて、ふることにまれに、かたへなる處なれば、荆棘多く生ず、よりて人則斧を以て、これをきりひらく、此二句を以て、かの人のよからずして、人しれぬ處にて、惡をすれども、國人みなこれを知ることを興す、其人これにはちて、改めよかしと云意、詞の内にふくめり、

知而不已、誰昔然矣、

○墓門有梅、有鴉萃止、夫也不良、歌以訊之、

かたへなる地に、梅の木あれば、惡聲の鳥、その間にあつまるを以て、人しれぬ處に、惡をつむことを興して、則惡をにくむ者、よくこれを知ること、見ゆるなり、而して云く、かの人のよからざること、我も亦之を知る故に、其事を、歌にうたひて、これをつくと、これいま

しめたいさんがためなり、

顛倒は、さかさまにたふる、義なり、急難にあひて、とりみだせることを云、我うたひてつぐれども、亦これをかへりみることを云、顛倒するに至りて後に、必我を思はんとなり、されど此時には、悔ひても及ぶことなし、只ねがはくは、はやく改めよかしと云意、なほ詞のなごりに見ゆ、これ詩人の忠厚なる處なり、

墓門

防有鵲巢、即有旨苕、誰備予美、心焉怛怛、

旨苕とは、旨は味のむまきことを云、苕は、草の名、蔓に生ずる、小黑豆の類、葉も實もみな食すべし、怛々は、憂る貌なり、○此詩は、男女私することありけるを、或人中言ひて、其間を、へだつることを憂て、作れるなり、上二句、みなおちつきて、定れる所あるを以て、わがよみんする所の一人を、たぶらかす者あり

て心身おちつがざること、を反興す、よりて其心怛々として、憂るとなり、

○中唐有篲、即有旨鵲、誰備予美、心焉惕惕、

中唐は、廟の中庭の、階より門までの道を云、篲は、しきがはらなり、旨の義上に同じ、鵲は、ちいさき草の名、五色そなはりて、綬の帯の如し、此方にはいまだ此草を見ず、反興の意、上に同じ、惕々も、亦怛々と云が如し、

防有鵲巢

月出皎兮、佼人僚兮、

皎とは、月の光なり、佼人は、美人なり、僚は、即かほよき貌なり、○此詩は、男女相念ふの詞なり、一説には、男子女を思ふの詞といへり、三章共に興なり、これは月出て、皎然として光あるを以て、美人の僚然としてうるはしきを興す、蓋し日くれ月出るは、人を思ふ心の、ささす時なればなるべし、

舒 窈糾兮、勞 心悄兮、

窈とは、思ひのふかく、きはまりなき義なり、糾は、愁へのむすばれて、とけやらぬ義なり、悄は、憂るなり、心中に憂るを、云なり、云意は、いかにしてかは、此美人にあふて、わが窈糾の情を、ゆるべんと願ふほどに心をくるしむること悄然たるとなり、

○月出皓兮、佼人慍兮、舒憂受兮、勞心慍兮、

慍も、かほよき貌、憂受は、うれへ思ふ義なり、慍も、うれへなり、興意句義、みな上に同じ、

○月出照兮、佼人燎兮、舒天紹兮、勞心慘兮、

燎は、明なるぞ、いさぎよき意あり、天紹は、いたくむすぼるゝ義なり、慘も、うれへなり、字を慍に作るべし、餘は亦上に同じ、

月出

胡爲乎株林從夏南、匪適株林、從夏南、

株林は、陳の大夫夏氏が、所領の邑の名なり、夏御叔鄭の穆公の女を娶る、これを夏姬と稱す、夏姬微舒を生ず、子南と字す、こゝに云夏南これなり、御叔死して後、其君靈公、夏姬に通じて、朝夕株林にゆきかよふ、國人にくみて、此詩作れり、二章共に賦なり、これ云意は、わが君なんすれぞ、株林にゆくや、これ夏南がもとに、つき従へるなり、されど、はじめより、株林にゆく志、あるにあらず、然ればこれ株林にゆくにはあらずして、只夏南に従へるばかりぞと、夏姬に従ふといはずして、その家主たるを以て、夏南に従ふと云、これ詩人の忠厚なり、

○駕我乘馬、說于株野、乘我乘駒、朝食于株、

株野は、株林の野外なり、朝食は朝飯なり、説るは、ゆふべにゆくぞ、朝食するは、あしたにゆくなり、一説に、ゆふべにやどりて一宿し、其あくる朝朝食すと、

株林

陳の靈公、その大夫孔寧儀行父と共に、夏微舒が母に通じて、君臣相たはむる、其臣洩冶これをいさむ、靈公二大夫につぐ、二大夫いかりて、洩冶をころす、後に微舒、靈公のしわざを、はぢにくみて、これを射ころせり、楚人陳の亂をうかひ、せめ入りて、微舒をとらへ、車ざきにしてころす、淫亂のわざはひ、はげしきことかくの如し、

彼澤之陂、有蒲與荷、有美一人、傷如之何、

陂は、水をとめをく、つゝみなり、蒲は、水草の名、こにもあむべし、荷は、即蓮なり、○此詩も男女相念ふの詞、その興、その詞、共に月出の詩に類す、一説に、これは女子男を思ふの詩なりと、此章蒲と荷とを見て、以て美人のかほかたちを興す、而して則云く、我この一人を思へども、あふことを得ず、ひとり心をと

寤寐無爲、涕泗滂沱、

無爲とは、ひたすら一事を思ふのみにて、他にせん方のなきことを云、人泣く時に、目より出るを涕と云、鼻より出るを泗と云なり、滂沱は、雨の大いにふる貌、こゝには借りて、涙の多きことをかたどる、此二句、上の文をうけて、其憂のふかきことをいへり、

○彼澤之陂、有蒲與荷、有美一人、碩大且卷、寤寐無爲、中心悵悵、

悵悵は、蘭なり、其香うるはし、碩大は、かたちのたちのびて、大いなるを云、卷とは、鬚髪のうつくしきぞ、悵々は、心うれへて、安からぬ義なり、餘の義は、上章に同じ、

○彼澤之陂、有蒲菡萏、有美一人、碩大且儼、寤寐無爲、輾轉伏枕、

菡萏は、蓮花なり、一説には、はすのつぼみなりと云、

儼は、つゝしめる貌なり、輾轉伏枕とは、伏はうつぶすぞ、ふしても、いねられず、思ふことの深く、又久きことを云、餘は亦上に同じ、

澤陂

變風の詩、邶より曹まで十二國、すべて百二十餘篇、其間に、男女夫婦の詞、半にすぎ、陳靈に止る、其多きこと何ぞや、呂氏おもへらく、天地ありて、然して後に萬物あり、萬物ありて、然して後に男女あり、男女ありて、然して後に夫婦あり、夫婦ありて、然して後に父子あり、父子ありて、然して後に君臣あり、君臣ありて、然して後に上下あり、上下ありて、然して後に禮義をく所あり、易の文、然れば、男女は二綱の本、萬事の先なり、正風の正たる故は、その正き者を擧て、これを勸ればなり、變風の變たる故は、その正しからざる者を擧て、これを戒ればなり、道の升り降り、時の治り亂れ、俗の盛衰、民の死生みなこれにかゝれり、男女夫婦の詩、その録すこととの多く、篇のかさなれること、亦なんぞ疑はんや、

○檜一之十三

檜は、國の名、禹貢にては、豫州に屬す、其君姓は妘、帝嚳高辛氏の火正の官、祝融の末孫なり、周衰て後、鄭の桓公にほろぼされて、其國鄭に合す、今の河南の鄭州、即その地なり、蘇氏おもへらく、檜風の詩は、みな鄭のために作れり、鄭風鄭風の詩、みな衛の事なるが如しと、此説いまだその是否をしらず、

羔裘 逍遙 狐裘以朝

逍遙とは、出あそぶことなり、朝とは、視朝を云、人君日ごとに、臣下の朝參にあひて、政をきくことなり、凡そ裘をきるには、うはをそひの衣あり、これを褐衣と云、その上に又朝祭の服をきるなり、褐と裘とは、必同じ色を用ふ、羔裘には緇衣、羔裘は、黒き羊の皮にて作る、緇衣も黒色のきぬなり、狐裘には錦衣、狐裘は、白狐裘、狐のわきに白き毛ある所の皮を以て作る錦衣も、白き錦の衣なり、○此詩の義分明ならず、舊説によれば、檜の君、衣服のあざらけく、いさぎよきを好みて政にはをこたりて、つとめず、其臣これを

爾思中心是悼

首二句云意は、羔裘の色、つや、かにして、あぶらにつけたるが如くなるを、日出てこれをてらせば、光あるとなり、餘は亦上に同じ、

庶見素冠兮 棘人欒欒兮 勞心博博兮

素冠とは、三年の喪、二十五个月に、大祥の祭をして後、中一月へだて、禫の祭をするまでに、きる所の冠なり、その制は、縞冠素紙、縞とは、たて黒く、ぬき白き布を云、紙は、へりなり、縞にて冠つくり、素きへりつけたるを、素冠と云なり、棘人とは、重服の人を云、棘は、心のいそがはしくて、やすげなき義なり、欒々とは、やせがれたる貌、博々とは、うれへくるしむ貌なり、○此詩は三章共に賦なり、風俗おとろへて、君父のために、三年の喪をとぐることをあたはず、當時の賢者、此事をなげきておもへらく、こひねがはくは、今重服を終るまでに、なき人を思ひ慕へる意、や

豈不爾思 勞心忉忉

爾とは、君をさす、忉々は、うれふる義なり、云意は、君が容をかざり、政にをこたりて、國おとろへゆかんとするを、見ながら、なんぞ思はずして、あられんや、よりて心をうれへ、ぐるしむること、忉々たるとなり、されど其事をば、あらはにいはざるること、これ詩人の忠厚なり、

○羔裘 朝朝 狐裘在堂 豈不爾思 我心憂傷

朝朝も、逍遙と云が如し、在堂とは、君視朝の時、臣の參拜をうけて後に、寢殿の堂上にいまして、政をきくことを云、餘の義は上の章と同じ、

○羔裘如膏 日出有曜 豈不

ますして、素冠をきて、やせつかれたる人を見まくほし、我これがために、うれへくるしむ心、博々然たるとなり、

○庶見素衣兮、我心傷悲兮、聊與子同歸兮、

素衣とは素冠の時にきる、素き麻布の服なり、其制深衣の如し、子とは、素衣の人をさす、云意は、こひねがはくは、今かくの如き人を見まくほしくて、わが心をいたみかなしむ、いさゝか此人を見まくほしくて、わが心をおもむく方を同うして、あらまほしと、これいとおしみ、したへる詞なり、

○庶見素鞞兮、我心蘊結兮、聊與子如一兮、

鞞とは、禮服の前たる、ひざおほひなり、韋にてこれを作る、素衣にして、裳も素く、鞞は必裳の色と、同じによりて、素鞞と云時は、衣裳共に素きこととし、ぞ、舊説に、これを大祥の祭にきる服なりと云、蘊

結とは、思ひのとげざることを云、如一とは、其同じこと、一人の心の如くなるぞ、同歸と云よりも、其意一入ふかし、大義は上に同じ、

素冠

喪禮を按ずるに、父のため、君のためには、斬衰の服三年なり、昔宰子三年の喪を、みじかくして、期にしてやんなま欲す、夫子の玉はく、人の子は、生れてより、三年にして後に、はじめて父母の懷を、まぬかれいづ、故にそれ父母のため、三年の喪は、天下の通喪にして、貴賤共に、服せざることあたはず、予も亦その父母のために、三年の愛慕の心、あらんかと、その云所を、あやしみ玉ふ詞なり、これを以て、宰子がその本心をわすれて、自かへりみざることを、警し玉へり、又子夏三年の喪をはりて後に、はじめて夫子にまみえ、琴をしらべて、衍々として樂む、たちて敬をおこして云く、先王の制禮、あへてくはだて及ばずば、あるまじきことなりと、夫子ききて、君子なりとほめ玉ふ、関子騫三年の喪をはりて、

夫子にまみえ、琴をしらべて、切々として哀む、たちて云く、先王の制禮、あへてかぎりをも、すまじきことなりと、夫子亦君子なりとほめ玉ふ、子路これをきき、其義に達せずして云く、あへて問ふ、何と云ことぞと、夫子の玉はく、子夏は哀すでに盡たれども、よく禮制の上に、ひき致せり、故に君子なりと云、関子騫は哀いまだ、つきざれども、よく禮制を以て、自たちきり、故に亦君子なりと云、それ三年の喪、賢者のやすんずる所、不肖者のつとむる所なりと、云意は、行ひやすくとも、すぐすべからず、行ひがたくともつとむべしとの、義なるべし、

隰有萋楚、猗靡其枝、天之沃沃、樂子之無知、

萋楚は、草の名、その葉芋麻に似て、大いなり、その枝よはくして、蔓の如く、其花色赤く、其實小麥の如く、亦桃に似たり、一名は羊桃、和名にいらゝと訓ずれども、いまた審ならず、猗靡は、よはくして、しなへたる義なり、天は、わかしくして、うつくしき貌、沃々は

ひかりて、つややかなる貌なり、子しは萋楚をさす、

○此詩は、三章共に賦なり、そのかみ政務いたづがはしく、賦税おもくして、臣民そのくるしみに、たへかね、隰にある萋楚のうるはしく、生ひたれたるか、知識なくて、世のうさを、知らずしてあるを見て、なんぢがものしることなきを樂む、といへり、これわが身の、草木にだも、しかざることを、なげゝるなり、

○隰有萋楚、猗靡其華、天之沃沃、樂子之無家、

人その家あれば、賦税課役の、わづらひある故に、かくの如くいへるなり、大義は上の章に同じ、

○隰有萋楚、猗靡其實、天之沃沃、樂子之無室、

無室も、無家と云が如し、餘は亦上に同じ、舊説には、此二章の無家無室を合せて、夫婦室家の、かゝづらひなきことといへり、

隰有萋楚

それ天地の性、人より貴き物なきに、反て人として、草木の物しることもなく、すみかもなきことを、うらやむはこれその世に生る事を、樂まぬなり、人の君として、下民の憂かくまでに至らしむるは、天命にもとり、天職をすつること、甚きにあらずや、

匪風發兮、匪車偈兮、顧瞻周道、中心怛兮、

發とは、たゞよひあがる貌、偈は、とくはする貌なり、周道は、周にゆく道なり、○此詩は、當時の賢者周の王業やうやくに、おとろへゆくことを、なげきて、作れるなり、首二章は賦なり、これ云意は、常には風のふきあがりて、車とくはする時にこそ、おどろきあやぶみて、心のいたむとはあれ、今風のふくにもあらず、車のはするにもあらず、只周の道を、かへりみながむるにつけて、中心怛然として、いたむことありと、其詞には、周の道とはいへど、其意には、其王家のおとろへをさして、いへるなり、

○匪風飄兮、匪車嘌兮、顧瞻周道、中心弔兮、

飄は、風のふきめぐるを云、即つじかせなり、嘌は、ゆるぎて、あやうき貌なり、餘の義は上の章に同じ、

○誰能亨魚、漑之釜鬻、誰將西歸、懷之好音、

釜は、まろがなへ、俗に云かまなり、鬻も、釜の類にして、大いなる者なり、西とは、宗周をさす、檜の地は、宗周の東にあればなり、好音は、よきことばなり、○此章は興なり、上二句云意は、魚は美物なり、今たれかよく、魚をにて、食する者あらん、もしこれあらば、我ねがはくは、これがために、力をたすけて、其釜をあらはんと、一説に、檜は北方の國にして、魚まれなり、故に魚にすることを、一入よろこびて、かくいへりと、詩人これを以て興として、則云く、今たれか、西方、周におもむかんとする者あらん、もしこれあらば、我ねがはくは、これをなぐさめ、やすんずるに、好音を以てして、厚くもてなさんとぞ、蓋し西歸と云

に、或は周王に歸參し、或は其朝に仕へ、或は其地に遷るの類を、かねて見るべし、これ其人をほめあげて、王朝を尊ぶ義を、天下の人に、勸めんがためなり、よりて周を思ふ心の、甚ふかきことをいへるなり、

匪風 曹一之十四

曹は、國の名、禹貢の兗州陶丘の北、雷夏荷澤の野にあり、皆今の山東兗州府に屬す、陶丘は、今の定陶縣、雷夏荷澤は、みな澤の名、並に今の曹州曹縣の二縣の地にあり、此二縣、即これ古の曹國なり、周の武王、弟の振鐸を、はじめて此地に封じて、曹叔と稱せられしなり、

蜉蝣之羽、衣裳楚楚、

蜉蝣は、蟲の名、ひをむしと訓す、註には、蝸蟻に似て、身せばくながし、角あり、色黄にして、黒しとあり、又天牛に似たりといひ、蠶蛾に似たりともいへり、羽のうつくしき蟲と見えたり、此蟲糞土の中に生ず、朝に生じて暮に死す、一説には、その生死、三日に

すぎず、甚みじかきを以て、朝暮と云とあり、衣裳とは、即その羽をさして云、楚楚は、色のあざやかなる貌なり、○此詩は、三章共に比なり、時の人、目の前なる、少々のたのしみを、ひたすらにもてあそびて、さらに遠き慮りなく、禍にちかきを、知らずしてあるを見て、蜉蝣の其羽はうつくしけれど、世にあるほどの、久しからざるに比して、これをせしめるなり、小序には、曹の君のをこりをせしりて、作れりとあり、

心之憂矣、於我歸處、

歸處とは、來りて居よと云詞なり、云意は、此人のありさまを見て、心にこれを憂とす、我が方に來りをれかし、心しづかに、さとしきこえんとぞ、其まどひのかたくふさがれるによりて、かくいへるなり、

○蜉蝣之翼、采采衣服、心之憂矣、於我歸息、

采采とは、いろどりの、うつくしきことを云、餘の義は上の章に同じ、

○蜉蝣掘閱、麻衣如雪、心之憂矣、於我歸說、

掘閱の字義、分明ならず、麻衣とは、白きあきぬの衣を云、蟲の羽色の、白く見ゆるを云歟、此義もいまだ詳ならず、餘は亦上に同じ、

蜉蝣

彼候人兮、何戈與殺、彼其之子、

三百赤芾、

候人は、道路に往來して、賓客を迎へ送る官人なり、その役者多くして、戈と殺とを、かたにかけもつ、警固のためなり、之子とは、小人をさす、赤芾とは、芾は即鞞なり、祭服の時は、これを芾と云、諸侯の大夫以上、芾の色赤し、○此詩は曹の君、君子に遠ざかりて、小人に近づくことを、そしれり、首三章は、共に興なり、此章上二句云意は、候人の徒役、戈と殺とをになひて、行列するは、宜なりと、これを反興として云く、今小人にして、赤芾をつくる者、三百人あるは、宜なら

すとぞ、蓋し諸侯の大夫、定りたる數は、只五人なり、曹は小國なるに、大夫三百人に至れるは甚すぎたり、而も况やみな小人なるをや、そのかみ晋の文公、諸侯に覇たり、文公曹國に入れる時、その君共公、國の賢大夫、諸侯負羈と云者を、用ひずして、小人軒車に乗る者、三百人あることをせめたり、此事をいへる歟、軒は、大夫の車なり、

○維鵜在梁、不濡其翼、彼其之子、不稱其服、

鵜は、水鳥の名、今の鵜鴝なり、鷺に似て大いなり、其啄ながし、のどくびの皮、ひきのぶれば、數升をいゝ囊の如し、池澤に魚あれば、此鳥むらがりきて、のどくびを以て、水をのみ出し、ほしつくして、ほしいまゝに、魚をとりくらふ、よりに亦洵河ともなづけり、然るに今此鳥、水に入らずして、其翼をもぬらさず、只梁上にとまりてある時は、何の用をもなさず、かの小人何の益をもなさずして、むなしく其位に居る者の如くなる故に、これを興として、かのこの子が

候人

鳴鳩在桑、其子七兮、淑人君子、其儀一分、

鳴鳩は、鳩の類、今の布穀なり、和名にふどりと訓ずれども、俗には、春の季になく時に、つゞどりと云、夏に入てなく時に、鳩公鳥と云、みな其聲によりてなづけり、此鳥その子多けれども、母のえをはこびてかふこと、朝には上よりさかり、暮には下よりあがりて、いづれにも、ひとしくあたふるなり、淑人は、よき人、君子は、即淑人を云、兩様にあらず、儀は、威儀なり、身のたちふるまひを云、○此詩は、そのかみの君子、心を用ること、平均專一なる人をほむ、されど誰をさすともしれず、四章共に興なり、此四句、鳴鳩七つの子をやしなふこと、むらなくして、一つの如くなるを興として、君子の威儀にあらはるゝ所、つねに一定の度あり、諸人の見聞がためにとて、少もかふる所なきことを云、

身、その赤芾の服に、あひかなはずといへるなり、不稱とは、似あはざる義なり、

○維鵜在梁、不濡其味、彼其之子、不遂其媾、

媾は、寵なり、君の寵愛にて、恩祿をうくることを云、大義は上の章に同じ、

○蒼兮蔚兮、南山朝隤、

此章は比なり、蒼蔚は、みな草木のしげりて、多き貌なり、南山は、曹の南方の山、朝隤とは、早朝に、雲のたちのぼることを云、これを以て、小人の黨類多くして、威勢の盛なるに比す、

婉兮變兮、季女斯飢、

婉は、わかき貌、變は、かほよき貌、季女は、をとめなり、婉變たる、年ざかりの美女、よく其身を守りて、みだりに人にしたがはざる故に、反て饑餓にくるしむ、これを以て、そのかみ賢者の、よく道を守れるが、反て貧賤にくるしむに比す、これ亦小人のさかんな

其儀一分、心如結兮、

その威儀の、外さまに一定するを以て、内心の二つなく、雜りなくして、とりおさまりたる所、物をむすびかためて、とけざるが如くなることを、知るとなり、○曾子の云く、君子容貌を動かしては、斯暴慢に遠り、顔色を正うしては、斯信に近づき、辭氣を出しては、斯鄙倍に遠ると、蓋し君子の威儀動作の間に、あらはるゝ所、常度あること、かくの如くなるは、一つづつ、心をつけて、これをするにはあらず、和順の徳、内につみて、其ひかりの、をのづから外に見ゆること、かくの如し、この故に、その威儀外に一なるを以て、其内心に結べるが如くなること、知らるゝなり、

○鳴鳩在桑、其子在梅、

此より下三章、其子或は梅にあり、或は棘にあり、或は榛にありて、かなたこなたへ、うつりかはれども、母はじめをばり、桑にありて、他にうつらず、故に亦、をのゝこれを興として、下にみな、君子の心、專一なるによりて、其度つねありて、かはらざると、そ

子、其儀不忒、其儀不忒、正是

四國、

興の意、上の章に見えたり、下四句云意は、君子常度ありて、其心一なり、この故に、その威儀少もたがふことなし、己が儀すでに忒はずして、正しければ、亦四方の國人をも、みな以て正うするに足れるとぞ、蓋し表正しければ、影したがひて正し、これ自然の道理なり、又此章其儀不忒と云は、上の其儀一分を、うけて云といへども、意の兼る所ひろし、故に大學の傳に、此下二句を引て、これを釋して、その父子兄弟たること、法とるに足て、而して後に民これに法とるといへり、

○鳴鳩在桑、其子在榛、淑人君子、正是國人、正是國人、胡不萬

年、

興意亦上に見えたり、國人は、即四國の人民なり、四國を正うするの功德ある君子は、なんぞ萬年の壽考

の物に及ぶの効とをいへり、

淑人君子、其帶伊絲、其帶伊絲、其弁伊騏、

帶とは、大帶を云、凡そ大帶の制、素きねりぎぬにて、これを作り、其位にしたがひて、へりのかざりを異にす、こゝに絲と云も、素き絲にて織れる絹を云と見えたり、されど其義は、また明ならず、弁は、皮弁なり、騏とは、弁の色、騏馬の青く黒きが如くなるを云、されども皮弁の常制は、白き鹿の皮にて作る、大夫以上は、其ぬひめの中に、玉の飾ありて、士にはこれなし、士の騏弁は、たゞ尙書の顧命の篇に出たり、綦弁と云に同じ、然るをこゝに、素帶にとりあはせて云ことも、亦不審なり、○此四句云意は、君子大帶すれば、必素絲、素帶の時は、必騏弁、これ其儀一つなる内につきて、其冠帶の制も、亦常の度あることをいへるなり、

○鳴鳩在桑、其子在棘、淑人君子、

をうけざらんと、ねがひことぶける詞なり、

鳴鳩

冽彼下泉、浸彼苞稂、

冽は、ひやゝかなる義なり、下泉とは、ながれくだるしみづを云、稂は、莠の類、又狼尾草となづく、禾に雜りて生ず、形狀粟の如し、只穗の色紫黄にして毛あり、凶年には、人その實をとり食ふ、又そのからを以て屋をふく、○此詩は、四章共に比にして興なり、そのかみ、王法おとろへて、曹の如き小國みな大國にくるしめらるゝこと、むらだてる稂莠の、寒冽のながれにひたされて、いたみしほるゝが如くなるを以て、これに比す、興の意は下に見えたり、

愾我寤嘆、念彼周京、

愾とは、いきどほりて、なげく聲なり、周京は、周王の京都なり、云意は、我今夜のねさめに、愾然として嘆息し、昔周家の盛なりし時、王澤をかうむりて、其國安穩なりしことを、念ひつゝくるとなり、これ又上二句を以て反興として、周の盛時を思ひおこし、すなは

ち上の浸彼と云二字に、この念彼と云二字を、よびこたへて、興の體とするなり、

○ 冽彼下泉、浸彼苞蕭、愾我寤嘆、念彼京周、

此の義、興の意、みな上の章に同じ、京周も、亦周京と云が如し、只その文をうちかへして、韻にかなへたるばかりなり、

○ 冽彼下泉、浸彼苞蕭、愾我寤嘆、念彼京師、

著は、形蒿の如く、莖むらだちて直く、枝のかしらに花さく、菊に似て、いろ紅紫なり、實は艾の子の如し、此方の筮草に、鼠尾草の白花の者を用ると、同じからず、京師も、亦周京をさす、京は大、師は衆なり、王都は大衆の居る所なればなり、餘の義は亦上に同じ、

○ 芄芄黍苗、陰雨膏之、四國有王、郇伯勞之、

芄々は、うるはしき貌、陰雨は、そらくもりてふる雨なり、四國は、四方の國、王は、四國をすべつかさどる天子、亦これ周王をさす、郇伯とは、郇は國の名、其地は今の山東平陽府にあり、其君郇侯は、文王の末なり、古は九州に各州伯ありて、其内の諸侯をわけつかさどる、郇侯一州の伯たりし故に、郇伯と稱す、周の盛なりし時、郇伯諸侯をおさめて功あり、勞之とは、諸侯その國を治る功を、ほめいたはりて、なほこれをすむることを云、○此章首二句を以て、昔周王仁政を施し、四國その徳澤をかうむりし比とす、下二句は、又黍の苗すでに芄々として、うるはしきに、又陰雨ありて、これをうるほすを以て、興として、四國すでに王者ありて、これをすべ、又郇伯よく王政をたすけて、諸侯を勞ひしことをいへり、すべてこれ今の昔にしかざることをいたみてなり、

下泉

天下亂きはまれば、人をのづから治を思ふ、よりて周の末に、衆人の心、みなよく國を治る君を得て、これを戴かんことを願ふ、それ世の亂きはま

りて、治まらず、風の變きはまりて、正しからずといへども、天理ついに滅びつき、人道ついに絶えはつることなし、この故に、聖人變風の終に在いて、匪風下泉の治を思ふ詩をかけ玉ふ、これ天運循環の理によりて、亂の復治むべく、變の復正すべきことを、示し玉へるなり、

○ 豳一之十五

豳は、國の名、禹貢にては、雍州に屬す、岐山の北にあり、虞夏の世に周の先祖棄、后稷の官となりて、農事をつかさどり、郇の地に、封せらる、夏の世の、おとろふるに、及で、稷の官をすて、農政をつとめず、よりて、棄の子不窋も、家職を、とり失ひて、戎狄の、えびすの地にかくれ居たり、不窋の孫公劉に至て、又よく、舊職を、修め行ひ、其下の民、や、富り、こゝにをいて、公劉土地の宜きを見て、國を豳の谷に立つ、其後十代を歴て、太王又、岐山の陽にうつりて、其勢、いよく盛なり、十二代にして、文王はじめて、天命をうけて、王道おこり、其子武王、殷をほろぼして、遂に

天子となれり、武王崩じて、成王世をつぐ、されどなほ、幼少なる故に、自位にのぞみて、人君の事を行ふとあたはず、よりて、周公旦、太宰の官を以て、攝政となり、成王をして、周の先祖、農事を以て、國を開ける、功を、わすれず、富貴に、おぼるゝことなきて、下民をなつくることを、すゝめんがために、后稷公劉の、風化をのべ、此詩作りて、豳風となづけ、樂師をして、つねに王のかたはらに、うたはしむ、後の人、又周公の作れる、餘の詩と、凡そ人、周公のために、作れる詩とを、後につく、而して、みな風體の、詩なるを以て、これを國風の末に、かけたり、豳國は、即今の陝西西安府の郇州、豳は即郇の古字なり、

七月流火

此七月は、即今の夏正の七月、初昏に北斗申の方をさす月なり、凡そ詩中の月數は、みな夏正の、寅の月よりしてかぞふ、只これのみに、あらざるなり、流とは、西方に、おつる義なり、火は、二十八宿の内、大火心星をさす、今は七月の節、初昏に、心星正南の午の位に

あれども、公劉の時は、西にかたむきて、未の位にあり、これ古今の歳差によりて、かくの如し○此詩八章、共に賦なり、此一句は、只暑はじめてしりぞき、寒まさに、至らんとする、景氣をいひて、下の句の授衣の意を、おこせるなり、

九月授衣

九月には、蠶麻の功、すでに成て、布帛出来り、寒冷の氣、漸に至る、故に家の長者、家内の人に、をのく、衣服をさづけて、あらかじめ、寒をふせがしむるなり、

一之日噉發、二之日栗烈、無衣

無褐、何以卒歲

一之日とは、一陽の月の日、今の十一月なり、二之日とは、二陽の月の日、今の十二月なり、舊説には、十月にて、數しつる故に、又一二と、かぞへおこしたる、ばかりぞと云、されど、十一月、十二月といはずして、一之日、二之日と云は、周の先公より、すでに十一月を以て歲の始とするに、よりてなり、武王天下をたもち

て後、ついに十一月、子の月を、改めて、正月と稱し、次第に、二个月づつ、くりあげ、十月亥の月を、十二月と稱して、一代の正朔と、し玉へるなり、噉發は、風のさむきを云、栗烈は、氣のさむきを云、上に授衣と云は、ひろく衣服を、すべてなり、こゝに衣と褐とを、對して云時は、衣は只、布帛の衣なり、褐は、毛を布、これはきものに、製したるを云、寒氣はげしき時は、衣の上に、かさねざる、者なり○此四句は、上に授衣と云の、故をとく、云意は、九月に、あらかじめ、衣服をさづくること、もし衣褐なくては、何を以てか、一之日、二之日の、風寒をしのぎて、歲を卒へ、とげなんととなり、此歳は、夏正の歲の終を、云なり、

三之日于耜、四之日舉趾

三之日は、今の正月、寅の月、四之日は、今の二月、卯の月なり、耜は、耒耜古の田をかへす、器なり、其からを、耒と云、其さを、耜と云、三之日には、農具の、をきとところにゆきて、とりこしらへ、四之日には、足をあげ、たち出て、耕作をはじむるなり、

同我婦子、饁彼南畝

春より、又はやく、其事を、はじむべき意を、いひおこせり、

春日載陽、有鳴倉庚

春日載陽とは、二月のそらを云、倉庚を、うぐひすと訓す、即黃鳥なり、

女執懿筐、遵彼微行、爰求柔桑

女は、女子いまだ、嫁せざる者の、稱なり、懿筐とは、ふかくして、うつくしき、かごなり、微行は、ほそみちなり、柔桑は、わか木の桑、これを求め、その葉をとりて、蠶に飼ぞ、

春日遲遲、采芣苢

遅々とは、日ながくして、あたゝかなる義なり、芣苢は、しろよもぎなり、芣苢とは、多き義なり、芣をとる者の多きことを云、一説には、ゆるやかなる義といへり、芣をとること、古は、蠶種いまだ、出そろはずしていまだ桑をはまざる時に、まづ芣を飼となり、一説には、蠶にかふにはあらず、これを煮て、其汁をそげば、こたね出やすしといへり、以上は、蠶を飼ことを、

七月流火、九月授衣

此章專 蠶桑の事を、いはんとする故に、又此二句をつけて、今年秋、やゝさむくして、授る所の衣は、明る

我とは、家長より云、詞なり、饁すとは、食を田野に、をくるとを云、南畝とは、畝は田のうねなり、凡そ田畝は、南むきを以て、正しとすればなり、此時、家内の、年壯なる者は、みな耕作に、出るを以て、家長の老人、その妻子婦女の、少き者どもを、ひきゐて、共に同く、食を南畝に、もてをくるなり、

田峻至喜

田峻は、田大夫、民に農事をすゝむる、官人なり、蓋し民耕織を、つとむる時は、上の祿養、そなはり、下の衣食も、こと足るなり、よりて今、民はやく、農事をはじめ、老少同く、力を用る處に來り、これを見て、喜べるなり、○此章、上段六句は、衣服の事を、いひはじめ、下段五句は、飲食の事を、いひはじめ、下の第二章より、五章までは、上段の意を、のべおさむ、六章より、八章までは、下段の意を、のべおさむ、

婦女のことわざとして、あらかじめ、つとむることを云、

女心傷悲、殆及公子同歸

殆とは、ちかく云、詞なり、公子は、幽の君の子をさす、其比までは、公子の輩、なほ國中の女子を、めとりて、君と姻類なる大家多し、されど、世ならひ、すなはなる故に、貴女といへども、自蠶桑をつとむること、かくの如し、よりに、其間に、すでに公子に、いひなづけたる、女子ありて、春の日、ゆるくと、桑とるといへども、心の内に、いたみかなしむことあり、いかなとなれば、我身ほどなく、父母に遠ざかりて、公子と同一、かの家に、歸り入らんことを、思ふが故にとぞ、只これ詩人、女子の即時にある心事を、さぐりて、いひ出せる、ばかりなり、一章の大意、婦女の蠶桑をつとむるは、上に供るの、忠なり、女子の情意を、察するは、下をあはれむの、慈なり、その風俗の、厚くして、上下の人情、たがひに、忠愛すること、かくの如くなることを、見るべし、

七月流火、八月萑葦

を以て、蠶のさかんにして、人力の、きはまれることを見る、

七月鳴鵙、八月載績、載玄載黃

我朱孔陽、爲公子裳

鵙は即今のもすなり、陰鳥なる故に、夏至の一陰よりなきて、冬至の一陽にやむ、蠶事すでにそなはりて、又鵙なくより後に、麻をかりおさめて、をうみ、布に織る、其布を染ること、或は玄く、或は黄なり、中にも、我がそめ出す、朱の色あざやかにして、うつくしければ、これを以て、公子の裳に、したてんとぞ、力を其事に、つくせども、自おしますして其上に奉る、蓋し其誠いたりて、但みかなしむ仁心、上これを以て、下に施し、下亦これを以て、上に報ふ、即亦、風俗厚くして、たがひに忠愛すと、云者なり、○以上二章は、專蠶績の事をいひて、首章の、無衣と云意を、終へむすぶなり、

四月秀葷、五月鳴蜩、八月其

穫、十月隕箚

萑葦は、あしなり、わきて云時は、萑は小、葦は大なり、七月火くたりて、暑氣しりぞき、寒氣をふせぐ衣も、出来るにちかき、おりふし、八月の葦かる比ほひ、なる故に、かりとりて、又來る年の、蠶事にそなふるぞ、葦は、蠶をのせて飼ふ、箚につくらんが、ためなり、

蠶月條桑、取彼斧斨、以伐遠揚

猗彼女桑

蠶月とは、蠶を飼ふ月、一月にかぎらざるを以て、さしだめすして、蠶月と云、大かたは三月にあたるぞ、條桑とは、桑を枝ながら、きりおとして、其葉をとるなり、斧斨は、皆をのなり、わきて云時は、斧は及ひろくしてうすし、又たつきともなづく、俗に云まさかりなり、斨は及せばくしてあつし、俗に云よきなり、之を以て、遠くして、たちあがれる、枝をきるぞ、猗女桑とは、猗は長き義なり、女桑とは、ちいさき桑を云、その枝ながら、とられざるを以て、只葉ばかりを、つみとり、枝のそのまゝ、のこりたるが、猗々として、長く見るとぞ、蓋し桑の大小、ことごとくとり

秀とは花さかずして、みのることを云、葷は、草の名、一に小草となづく、其根は、今藥に用る、遠志なり、蜩は、蟬の總名、一説に蜩は、五色そなはりて、はやくなく、蟬なりと云、八月に穫るは、わせの禾なり、隕箚とは、草木の葉、おつることを云、此四句は、夏四月に陽きはまりて、五月に一陰生するより、秋八月を歴て冬十月に、陰きはまる時に、至るまでの、景氣をしるし、其間に蠶桑の功、そなはらずと云こと、なけれど、も、又やうやく、大寒の候、至らんと、する故に、これをふせがん、そなへすべきの、意をおこす、

一之日于貉、取彼狐狸、爲公子

裘

于貉すとは、狐狸の類をば、すべて貉と、云によりて、狩にゆきて、これをとるをば、于貉と、云なり、一説に、貉とは、狩に出る時の、祭の名なりと云、又正義の説によれば、裘はすでに、十月より、これをきる、十一月以後にかりとれる、獸の皮は、冬これを、こなして、春これを奉り、よくかはきて後に、來年の冬、これを用ふ、然れば、こゝに裘つくと云は、只其そなへを、す

ることなり、
二之日其同載績武功、

同にすとは、凡そ夫役を、さしつかふこと、常は家ごとくに、只一人なれど、此時の狩には、ことごとく出て、せことなることを云、武功は、武事なり、凡そ四時の狩は、これによりて、武藝をならはしつづけて、兵戦を忘れざらしむ、故に武功をつぐと、云なり、

言私其豨獻豨于公

豨は、豕の一歳なるを云、豨は、豕の三歳なるを云、されどこゝには、すべて獸の大小を云と、見るべし、公とは君をさす、其かり獲る所の、獸は、小なるを、私物にして、大なるをば、上に獻ず、これすでに、さきの小狩に獲たる、狐狸を獻じ、又この大狩に獲たる、大獸を獻ず、その上を忠愛する意の、やむことなきを見る、○此章は、專狩獵のことをいひて、首章に無褐と云意を、終へむすぶなり、

五月斯螽動股六月莎雞振羽

五月、斯螽動股、六月、莎雞振羽、

くならんとするまでの、景色を、おりふしの、蟲の音に感じて、知ることのべたり、

穹窒熏鼠塞向瑾戶

穹窒はじめて至れる故に、家のひまきまをふさぎ、鼠をふすべ出して、其中にすませず、向とは、北むきの、まどを云、戸とは、庶人の家になつる、柴のあみ戸を云、向をふさぎて、北風を、さへぎり、戸に土ぬりて、寒氣を、ふせぐなり、

嗟我婦子曰爲改歲入此室處

嗟とは、あはれみて、なげく詞なり、改歲とは、歳をあらためて、こゆることを云、此事、朱子の傳には、呂東萊の説をとれり、蓋し十月を、改歲と云こと、子の月を、天正とし、丑の月を、地正とし、寅の月を、人正とす、此三正、みな歳の首となすべし、夏には、人正を用ひ、般には、地正を用ひ、周には、天正を用ふ、されど又、民俗には、便にしたがひ、三正を通用して、月數を紀すことあり、これは周の先祖、なほ般の諸侯たりし時より、十一月子の月を、歳の首としける故に、十月を改歲と云なり、室は、家なり、云意は、歳まさき、

此斯螽莎雞と、下の蟋蟀とを、爾雅の釋蟲、此詩の毛氏の傳、鄭氏の箋には、皆三種の蟲とす、然るを朱子の集傳には、伊川の説によりて、三蟲は一物、時に隨て、其名を異にすと、いへること、疑はし、舊注、并に諸儒の説によりて、考れば、斯螽、又蜚蠊に作る、亦蟋蟀となづく、和名に、いねつきこまると訓す、今俗に云、はたぐなり、股を動すを、鳴くことといへども、今これを見れば、只とびたつ時、股を身にきしりて、少し聲ある、ばかりなり、莎雞、一名は、翰、亦天雞と名づく、今俗に云、くつわむしなり、終夜、羽をふるひて、索々の聲をなす、

七月在野八月在宇九月在戶

十月蟋蟀入我牀下

宇とは、のきのしたを云、戸も、戸のしたを云なり、蟋蟀、一名は、蜚、亦促織となつく、きりくすくと訓す、今俗に云、いとゞなり、此蟲あつき間は、野にあり、さむくなるに隨て、漸々に、人にちかづくを以て、かくの如し、以上七句は、夏たけて、秋のはじめに、暑氣しりぞき、八月九月を歴て、冬のはじめにうつり、寒氣ふか

あらたまりなんとして、そらすでに、さむくなり、農事も亦、みなをはれり、今はなんぢ、子婦のともがら、此室に入りて、やすらひをれとなり、これ老人の、少き者どもを、慈愛するの意なり、されども、凡そ農民、春は田野の廬に、出て居り、冬は邑里の宅に、入て居ること、つねのならばしなり、一説には、こゝに改歲と云も、亦夏正の、歳のをはりをさして、あらかじめと云、詞なり、唐風、蟋蟀在堂、歲聿其莫と云も、九月のことなり、されど歳暮ると云は、古人は十月以後を、すべて歳のをはりと、する故なり、十月の改歲たるによりて、これを云にはあらずと、○此章も、亦首章の前段に、寒を禦ぐことを、云意をば、終へむすべり、

六月食鬱及薹

鬱は、棠棣の類、即郁李なり、和名にむべと訓す、薹は、葡萄のちいさき者を云、その一類なるを以て、今葡萄の和名を借て、亦えびと訓す、

七月亨葵及菽

葵に種類多し、古人の菜とする葵は、冬葵を云と見えたり、菽とは、蓋し大豆菹をさしていへり、

八月剝棗

剝とは、うちおとして、とるなり、

十月穫稻爲此春酒以介眉壽

十月にかりとる稻を、酒に作り入れて、春これをのむ故に、春酒と云ぞ、眉壽とは、老人を、壽ながれと、祝ふ詞なり、長壽の人は、眉にながき毛、あるを以て、眉壽と云、これを介くとは、酒は老を養ふ物なる故に、これを以て、壽命を補ひ助くるとなり、蓋し古人は、酒を老人の、飲物として、少き者は、みだりに飲むことを得ざるなり、以上六句は、みなよき菜菓と、酒とを以て、老者の養ひ、祭祀賓客のまうけを、ゆたかにすることをいへり、

七月食瓜

瓜とは、菓瓜菜瓜を、かねて云、

八月斷壺

壺は、瓠瓜なり、和名に、ひさごうりと訓す、今のゆふがほなり、これを斷つとは、つるをたちきりて、とる

九月築場圃

場は、禾をこなす、にはなり、圃は、はたけなり、これ圃を、つきかためて、場とすることなれど、もと一つの地なるを以て、場圃とつらね云ぞ、蓋し春夏より、秋のなかばまでは、圃として菜菓を作り、九月よりきつきて、場とするなり、

十月納禾稼

禾とは、凡て米の類、その莖葉を、共に稱する名なり、稼とは、禾の實のりて、野にあるを云、これを納るとは、かりとりて、場地にいるるなり、

黍稷重穆禾麻菽麥

黍は、もちきび、稷は、うるきび、禾の先うへて、後に熟するを、重と云、後にうへて、先熟するを、穆と云、こゝにふた、び、禾の字を出すこと、米の類、品多ければなり、麻は、あさ、菽は、まめ、麥は、むぎ、此八種は、場地に納る者を、いひつくせり、麥は冬いる者に、あらざれど、農事の、すべて終れることを、いはんために、これをも、兼ていへり、

ぞ、其なましきを食し、其かれたるを、器にするなり、瓜をくらひ、瓠をたつは、皆その蔓をはらひて、九月に場地とせんが、ためなり、其義は下に見えたり、

九月叔苴

古は、胡麻なかりし故に、あさのみをかふばしみに用ひたるぞ、

采荼薪樗

茶は四時に食する、野菜なり、よりて時をいはず、樗は、椿樹の類、惡木にして、只たき木にのみ用ふべし、樗木に、似たるを以て、今其名を借て、ぬるでと訓す、

食我農夫

我とは亦、家長より云詞なり、然れば、上の眉壽とは、家長の父祖をさす、農夫は、耕作をする、少き者を云、一説に、此も下章の農夫と同く、農夫の自稱する、詞なりと、以上四句は、皆よのつねなる、菜菓を以て、少者の養ひを、うすくすることをいへり、○此より卒の章までは、農圃飲食、祭祀燕樂のことをいひて、首章の後段に耕作のことを云意を、終へむすべり、

嗟我農夫我稼既同上入執宮功

禾稼の、場地に入ること、はやきあり、をそきあれども、十月には、ことごとく、入るによりて、既同ると云なり、上入とは、野より邑に入ること、邑を上とし、野を下とすればなり、一説には、上をのぼるとよむ、宮功とは、宅の修理する、わざを云、稼すでにをはれる、いとまを以て、野より邑に入て、居宅の修理をとりつとめよとなり、蓋し古の民、家ごとに、五畝の地をうけて、居處とす、その二畝半は、田にある廬なり、その一畝半は、邑にある宅なり、春夏は出て、廬に居り、秋冬は、入て宅に居れり、一説に、上入執宮功とは、上の宮殿官府の役につくことを云と、

晝爾于茅宵爾索綯亟其乘屋
其始播百穀

茅は、かやなり、屋は、やねなり、播は、たねまき、うふることなり、百穀とは、穀類の、品多き、大数をすべて云なり、云意は、なんぢ、晝は出ゆきて、茅をかりと

り、宵はかへりて、索をなひ、をこたりなく、修理のそ
なへをなし、はやく屋にのぼりて、ふきつゞくれ、春
にもならば、又耕作を、はじめ、百穀をしきつくり、
他の暇なかるべきほどに、冬の間、其功を、終へよ
となり、農民上の催促をまたずして、みづから互に、
相いましめて、敢て休息せざることを、かくの如し、○
此章は、農事を終へて、又ははじむるに、ひまなきこと
をいひて、民の憂勤艱難する意をきはめつくせり、

○二之日鑿氷冲冲

前の章には、寒をふせぐの、備を云、此章には、暑をし
のぐの備を云、此句は、十二月に、氷を氷室に、藏めん
として、深山幽谷より、きりとることをいへり、冲々
とは、すみやかに、つとむる義なり、民の氷をうがつ
こと、冲々然として、君のために、力をつくし、心をそ
ろへ、相ひきゐて、其事に就くとなり、古は、冬氷をお
さめて、夏これをひらく、聖人天地の化を、輔けて、陰
陽の氣を、調る一事なり、蓋し十二月、陰氣外にみち、
陽氣内にふさがるときは、氷をうがちて、積陰をもらし、
これを地におさめて、伏陽をゆるむ、四月には、陽す

でにきはまりて、陰まきに、たえんとす、よりて又、氷
をひらき出して、陽を抑へ、陰を助く、こゝを以て、冬
あたゝかなることなく、夏さむきことなく、水旱雷震
疫癘等の災も、生ぜざるなり、

三之日納于凌陰

凌陰は、即氷室、氷を納る處なり、周禮凌人の職を、
考れば、十二月に、氷をきりとりて、即其月におさ
む、されど、幽の地は、寒氣ふかきによりて、正月に、
氷を納ること、終るが故に、三之日納于凌陰と云、

四之日其蚤獻羔祭韭

二月には、陽氣はじめ、ひらくる故に、天子はじめ
て、氷を少しひらきて、用ひらる、凡そ氷を納め、開く
時に、必寒氣を司るの神、玄冥と云を、祭りて後に、其
事を行ふ、これはその開く時の、祭を云なり、蚤は、早
と同じ、早朝より、つゝしみをきはめて、祭るぞ、而し
て、其牲には、羔をたてまつり、時に韭はじめ、生ず
る故に、亦これをそへて、祭るなり、其祭は、禮官之を
主るといへども、民みな、其事を、供るによりて、此詩
にこれを云なり、天子此氷を、まづ宗廟にすゝめて、

而して後に、用らる、四月に至りて後、ことごとく氷
を出して、あまねく、臣官にも、頒ち賜ふ、凡そ氷を
用ること、祭饗には、肉をひやし、喪浴には、尸をひや
さんがためなり、

九月肅霜十月漑場

九月には、天氣さむく、霜ふりて、諸禾ことごとく、
みのる故に、場をきつきて、これをかり入る、十月に
は、禾稼ことごとく、場に入り、あつまる、こゝにをい
て、民相いましめて、すみやかに、禾穀をとりおさむ、
此時に至りて、農事すべて、畢れるを以て、場地を掃
除するなり、これ君上に饗獻の禮を、はやく行はんが
ためなり、

朋酒斯饗日殺羔羊

朋酒とは、兩尊の酒を云、饗すとは、酒食を、たてまつ
ることなり、これ民一年の、衣食の恩を聊報謝せん
ために兩尊の酒を、君に奉り、又羔羊を殺して、其さ
かなに、そへたるぞ、

躋彼公堂稱彼兕觥萬壽無疆

公堂は、君の堂なり、兕觥は、角のさかづき、其説前に
見えたり、萬壽とは、萬年の壽命なり、蓋しそのかみ、
幽の國、なほ小きにして、民と君との間、相したしき
によりて、自酒肉をさゝげ、君の堂上に、升りて、酒を
くみ、祝詞を申しあぐることを、かくの如し、○此章、民
その君を忠愛することの、甚ふかき、意を見る、蓋し
すでにつとめて、氷を伐るの役におもむき、又相戒め
て、はやく場地の功を畢へ羊を殺して、公に獻り、酒
をあげて、壽を祝せしなり、

七月

周禮に、籥章の官人、仲春には、晝土の鼓をうち、
幽の詩を、籥にのせて、暑氣をむかへとる、仲秋
に、夜寒氣をむかふるにも、亦かくの如くす、蓋
し周の先君、國を幽に開き、民に稼穡を教へ、寒
暑の備を、せられたること、つぶさに、此詩にの
せたり、こゝを以て、成王の時、王業大いに、そな
はりしより、その祖先の、事功を勤め、人民を教
ることの、悉せるを、念ひて、ことに此詩を尊み
て、官を設け、民事の樂を、奏する、章歌に、用ひ

られしなり、○王氏の云く、仰では、日月霜露の、
變を觀、俯ては、昆蟲草木の、化を察はして、以て
天時を知り、民事を授け、女は、事に内に服き、男
は事に外に服き、上は誠を以て、下を愛し、下は
忠を以て、上を利し、父は父たり、子は子たり、夫
は夫たり、婦は婦たり、老たるを養ひ、幼きを慈
み、力を食て、弱きをたすけ、その祭祀時あり、そ
の宴饗節あり、此七月の義なり、

鷓鴣 鷓鴣 既取我子 無毀我室

恩斯勤斯 鸛 子之閔斯

鷓鴣は、ぬえの類、餘の鳥の子をとりくらふ、惡鳥な
り、朱傳に、鷓鴣と一種なりとすれども、後の人、多く
これに従はず、室とは、鳥その巢をさしいへり、○此
詩は、周公、三豎の罪をたゞさんために、これを以て、
成王をさとし玉へるなり、四章共に、鳥言にして比な
り、鳥言とは、鳥にもものいさせて、人事に、たとへたる
を云、はじめ周の武王、殷をうち、紂が子武庚を、其あ
ととして、殷にをき、弟の管叔蔡叔霍叔をして、其
國を、監察せしむ、これを三豎と云、武王崩じて、成王

位をつぐ、なほ幼少なるによりて、周公攝政たり、然
るに管叔等、武庚をひきいれ、天下を奪はん、謀をお
こし、公の攝政、王のために、宜しからぬことなりと、
流言して、いひふらす、公をしりぞけられんが、た
めなり、公うたがひをさけて、たちのき、國の東に居
ること、二年、此詩を作り、王に貽りて其志をのべ
られたり、鳥言の云意は、鷓鴣鷓鴣、なんぢすでに、我
子をとれり、さらに又、わが巢を、やぶることなかれ、
日比わがいつくしみ、あはれみ、あつくねんごろなる
心を以て、此子をやしなひ、たてたるは、まことにう
れへ、あはれむべき、ことなるに、今これを、とられ
て、其いたみ、甚きを、况や又、わが巢を、やぶられん、
者かはとなり、これ公、鳥を以て、自たとへ、鷓鴣を以
て、武庚にたとへ、子を以て、三豎にたとへ、巢を以て
王家にたとへてなり、蓋し武庚はもと、管叔等に、い
ざなはれて、叛きたるに、罪を武庚に、おほすること、
兄弟のために、其惡を、諱てなり、畢竟これは、よせこ
とにて、大意は成王、もし、流言のいつはり、を、悟り玉
はずば、只親戚を失ふ、のみならず、ついに國家の、敗
亡に至るべしとの、さとしなり、

○迨天之未陰雨 徹彼桑土 綢繆

繆 牖戶 今女下民 或敢侮予

桑土とは、くはの根の皮を云、綢繆とは、まとひまは
す義なり、牖は、まど、戸は、となり、巢の氣を通じ、出
入する穴を云、下民とは、巢の下にある、人をさす、○
此鳥言は、上のわが巢をやぶること、なかれと云を、
うけていへり、云意は、天のいまだ、陰り雨ふらざる
に及んで、此時を失はず、かの桑の根を、とり、巢の穴
を、まとひかためて、雨風の患に、そなふることに、かく
の如く、ねんごろなれば、今此下にある人、敢て己を、
あなどりて、巢ををかす者、あらんや、よもあるまじ
となり、これ周公深く王家を、愛護して、その患難を
ふせぐに、年ごろ、心をつくされしことを、いへるな
り、

○予手拮据 予所捋荼 予所蓄

租予口卒瘁 曰予未有室家

拮据とは、手と口とを、共につかふ義なり、鳥にて手
と云は、足の爪、口とは、くちばしなり、茶とは、葦の

穂を云、未有室家とは、亦その巢のいまだ出来らざ
ることをいへり、○此鳥言の意、われはじめ、巢つく
るの時、茶をとりて、つみあつむるに、苦勞して、手も
口も、やみつくせるは、何故ぞ、云く、これわが巢のい
まだ成りかたまらざるが、ためなりと、これ周公國家
治安の、いとなみに、年ごろ、そこばくの、勤勞せられ
たるは、王業いまだ、久しからずして、人心いまだ、固
からざるを、以ての、故なりしことをいへり、

○予羽譙譙 予尾脩脩 予室翹

翹 風雨所漂搖 予維音嘒嘒

譙々は、かれたる義なり、脩々は、やぶれたる義なり、
翹々は、あやうき義なり、嘒々は、すみやかなる義な
り、○此鳥言の意、われ羽をからし、尾をやぶるまで
に、苦勞して、やまざることに、わが巢のいまだ、成り定
らざるが、故なり、然るに又この巢、風雨にたゞよひ、
うごかざる、其あやうきこと、かくの如くなれば、わ
が哀みて、鳴く音なんぞ嘒々として、急切ならざるこ
とを、得んやと、これ周公、上二章をうけて、此詩つく
れる意をのぶ、我すでに、國のために、くるしみ、つ

かるゝこと、甚しけれども、王家なほいまだ、安穩な
らずして、又種々の患難、これに乗じて、出来る、然れ
ば、わが此詩つくりて、王をさとすこと、汲々として、
すみやかならざることを、得んやとぞ、蓋し公、國家の
ために、赤心を發き、身力を竭して、讒をかうむり、難
をふむといへども、いさゝか王をうらむる意なく、只
ねんごろに、これを喻さるゝの意、切なり、其忠誠の
心、青天白日の、如くなること、此詩によりて、明な
り、

鴟鴞

按ずるに此詩の朱傳には、尙書金縢の篇の、孔注
によりて、周公まづ、管叔武庚を誅して後に鴟鴞
の詩つくり、王に貽るとあれども、其後此説を、
然らずとす、よりて、此下の東山の詩の傳には、鄭
箋によりて、成王金縢の書を得て、周公を迎へら
るゝの後に、公東征せられたりとす、然れば此傳
は、いまだ改められずして、ある者と、見えたり、
我徂東山、惓惓不歸、我來自東、

零雨其濛

東山とは、管叔武庚等を、征伐する、東方の地をさす、
惓々とは、久き義なり、濛は、雨ふる貌なり、○成王す
に、鴟鴞の詩を得、時に又、雷風の變あり、王これを、
占はんとして、金縢の櫃を開き、さきに武王の、病あ
る時、周公その命にかはらんと、祈られたる、書を得
て、王はじめて、公の忠誠をさとす、即時に、みづから
公を迎へて、かへさる、公すなはち、王命をうけて、東
征すること二年、管叔武庚を誅して、かへり、こゝに
をいて、公此詩作り、從ひて歸れる、軍士の勞を、ねぎ
らひて、慰めらる、みな士のいはまく欲すれども、え
いはずして、心の内に、あることを、そのために、詞つ
くりて、のべられしなり、首一章は賦にして、末に興
あり、此四句は、軍士おもへらく、我東征に、從ひてゆ
き、惓々として、久く、歸ることを得ず、今時ありて、
歸り來れば、又濛雨にあひて、道すがら、苦むとなり、
我東 日歸我心西悲、
我東に、ありし程こそ、家を忘れて、ありつれ、すは歸
らんと云より、心はすでに、西にむかひ、家を思ひて、

悲むとなり、

制彼裳衣、勿士行枚

裳衣とは、常にきる衣服を云、下の句の義、いまだ詳
ならず、舊説によれば、士は、事なり、行は、陣なり、枚
とは、箸やうの物を、口に銜み、兩端に緒ありて、項に
むすびとむ、人ことにこれをつけ、物いはずして、陣
をしづめんが、ためなり、軍すでは、平なれば、
甲冑をぬぎすて、平居の服を制して、今より、行陣銜
枚を、事とすまじきぞと、いへるなり、

蝟蝟者蠋、烝在桑野、敦彼獨宿

亦在車下

蝟々は、蟲のうごく貌、蝟とは、桑はむ蟲、蠋に似たる
者なり、かばむしと訓ず、桑野とは、くはいらを云、敦
とは、ひとり止り居て、他にうつらざる、貌なり、獨宿
とは、妻に對せずして、ひとり寝ることを云、此四句
は興なり、軍士又、かへりくる、路にて、桑原に、蝟の
あるを見て、興をおこし、彼ひとりねの男も、亦敦然
として、兵車の下に、ありと云ぞ、これ其詞は、ひとり

ねを、なげくに、似たれども、亦身を全うして、かへれ
るを、喜べる意あるべし、

○我徂東山、惓惓不歸、我來自東、零雨其濛

義上に同じ、此詩章ごとに、此四句を、かさね云こと、
路次のくるしみに、感念深き意を、示せり、此章も、亦
賦なり、

果臝之實、亦施于宇、伊威在室、蠨蛸在戶、町疃鹿場、熠燿宵行

果臝は、栝樓と同じ、からすうりなり、王瓜をも、烏瓜
と云、同名兩種なり、宇とは、のきの下を云、伊威は、
蟲の名、一に鼠婦となづく、とこむしと訓ず、衣魚に
似て、やゝまろく、甲によこひだ多し、壁のもと、甕の
下などに生ず、室中はらはざれば、此蟲あり、蠨蛸一
名は、蟪蛄、あしだかのくもなり、人の出入、なき所に
は、網をかけて、戸にあたる、町疃とは、舎のかたはら
の、空地を云、人なき時は、鹿のあそび場となるぞ、熠

耀とは、光の見えつ、見えざる貌、宵行は、俗に云、ミ
ヅポタルなり、此六句は、わが家やうやく、ちかくな
るまゝに、其すみあらしたる、景色を、つぶさに、思ひ
やりていへるなり、

亦可畏也伊可懷也

家の甚、あれたらんこと、上に云如くなれば、まことに亦、おそろしき處なり、されど、かへらまく、欲する意、切なるによりて、只これを、なづかしく思ふばかりぞと、

○我徂東山惓惓不歸我來自

東零雨其濛

義上に見えたり、此章も亦賦なり、

鶴鳴于垤婦嘆于室

鶴は、鶴に似たる、水鳥、今俗に誤つて、鴻と云者あり、天くもり、雨ふらんとする時は、穴に居る者、まづこれを、知る、故に蟻かならず、穴を出て、土を塚の如くに、つみて、これに處り、鶴は水をこのむ、鳥なるによ

りて、雨ふらんとするに、感じて、嚙をならして、上に飛めぐる、これを鶴鳴于垤と云、朱傳に、鶴、蟻の垤を出るを見て、これをはみ、則その上に鳴くとあれども、諸書に此説見えず、又此句をうけて云、軍士の妻も、夫の勞苦を思ひて、其室に、なげくとなり、

灑掃穹窒我征聿至

妻その夫の、かへるを、聞て、よろこび、かのあれたる室に、水を灑ぎ、塵を掃ひて、ひますさまを、ぬりふさぐ、夫ゆくゆくついに、其家にかへりつきたり、

有敦瓜苦烝在栗薪自我不見

于今三年

瓜の苦きは、よからぬ瓜なり、軍士家につきて、たましく、苦瓜の、新にとりたる、栗柴にかゝりて、なりたるを見て、我なんちを見ざることを、三年にして、今日あひみつると、喜べるぞ、蓋し栗は、周の地に、宜くして、多き木なり、それ苦瓜栗薪の、めづらしからぬ、微物をだにも、これを見て、喜ぶ時は、その在陣の、久くして、家を思ふ、感念の、深かりしこと、知られたり、

○我徂東山惓惓不歸我來自

東零雨其濛

義上に見えたり、此章は、賦にして興なり、

倉庚于飛熠燿其羽之子于歸

皇駁其馬

倉庚は、うぐいす、此熠燿は、羽色の、あざやかに、明なるを云、之子とは、嫁する女子をさす、皇駁とは、馬の毛色の名、皇馬は、黄毛に、白き處あるを云、駁馬は、栗毛に白き處あるを云、皆うつくしき、馬なり、蓋し倉庚のゆきとぶは、婚嫁を行ふの、時節、又其羽の、鮮明なるを見て、興をおこし、時にあたりて、嫁する女子の、衣服車馬の、美麗なることを云、

親結其縡九十其儀

縡は、帨巾なり、女子嫁して、出る時、母親、女子の帨巾を、むすびつけて、戒を云こと、常の禮なり、九十其儀とは、その禮儀を、多く盛にすることを、いへり、

其新孔嘉其舊如之何

そのかみ、歸りたる、軍士の、いまだ室家あらざる者、此時に及んで、新に、めとりたるは、まことに、甚好んずべきことなり、まして、ふるくより、相なれたる夫婦、久くわかれて、あひ見つる悦びは、いかほどにかあるべきとぞ、

東山

此詩、序によりて、考れば、首章は、師を全うして歸り、死傷のうれへ、なきことを云、二章は、軍士いまだ、歸りつかずして、家を思ふことを云、三章、室家の夫を思ひ、四章の、男女時に及んで、嫁娶せんこと、皆その心の、願ふ所にして、敢て詞に、いひいださざることなり、然るを、上の人、そのいまだ、發せざるよりさきに、詠歌して、これを勞ふ、よりにて、下の人、これを歡び、これに感ずるの情、いかにとや、云べき、蓋し古の、下を勞ふ詩、おほむね皆、かくの如し、その上下のあひだ、情志、互に信すること家人父子たる者の、相語る

といへども、これにこゆることなし、この故に、其君、世をたもたる、運命、みな數十百年、ときはかきはにして、一旦にはかに、くづれほろぶるの患、なかりしなり、

既破我斧、又缺我斨、

斧と斨との説、前篇に見えたり、されども、此斧斨は、皆武器を以ていへるなり、○周公東征に、従へる軍士の、勤めを、東山の詩作て、ねぎらひなぐさめ玉ふ、よりて軍士も亦、此詩作て、其意に、答へ謝したり、三章共に賦なり、此二句は、まづわがともがら、兵職に、甚ほねをりしことをいへり、

周公東征、四國是皇、哀我人斯、亦孔之將、

四國とは、天下を云、我人とは、天下の人を云、此四句は、軍士よく、周公の東征、少も其身の、ためにする、私心なきことを、信じて、公只これ、天下の人の、不正におちいらんと、するを見て、ことごとく、これを正せる、大功を成し玉へり、もとこれ、天下の人を、あは

之嘉、

此章の錡と、下の章の録と、その字訓、みないまだ詳ならず、大やう亦、斧の類なるべし、叱るとは、正しからざる者、正きに、變するを云、嘉とは、よきこと、ほめたる詞なり、餘の義は、上章と同じ、

○既破我斧、又缺我錡、周公東征、四國是遒、哀我人斯、亦孔之休、

遒とは、とりおさめて、かたむる義なり、休とは、見事と云意なり、餘の義は、亦上に同じ、

破斧

范氏おもへらく、古、象、日々に、舜を殺さんと、するを以て、事とす、舜天子と、なり玉ふ時には、これを封じて、國の君とす、管蔡、商をみちびきて、叛けり、周公、宰相となり玉ふ時には、これを征て、誅せり、其迹同じからずといへども、其道は、一なり、蓋し象が禍は、舜の身に、及ばんとする、

れめる心の、大いなる所より、おこりたることなれば、我等いかほどの、勤勞ありとも、とかくを、云まじきことなりと、云意を、のべたり、蓋しそのかみ、三監、武庚をさしはきみて、謀反せし故に、人心さはぎ、まどひて、正きに、定まらず、天下又、大いに、亂れて、王家すでに、危からんとす、故に周公、これにしをびすして、東征し玉へり、もし公の心、天下の、ためならずして、一毫の私、まじはらば、從軍の士を、撫ることつとめ、勞ふこと、きはまれりとも、たれかうらむる意、なき者あらん、今此詩を見れば、公の心、大公至正なること、天下みな、これを信じて、少も、わが身をおしむ意なし、よりて、かの堅きをかうむり、銳きをとる、武士といへども、皆よく、公の心を以て、わが心として、一身一家の、はかりごとをせず、これ亦、聖人の徒に、あらずと、云者なし、學者これをよみ、もてあそびて、此旨を、さとり得ることあらば、其心亦正大にして、眞實に、天下の化育、生々の情を見るべきなり、

○既破我斧、又缺我錡、周公東征、四國是叱、哀我人斯、亦孔之匪、

ばかりなり、故に舜、これを封ず、管蔡が、流言は周公を、危めて、王室を、かたむけんとなす、罪を天下に得たり、故に周公、これを誅す、只周公の、誅すべきのみにあらず、天下の人の、皆誅すべき所なり、然れば、周公なんぞ、私に、これをゆるすことを、得んや、

伐柯如何、匪斧不克、取妻如何、匪媒不得、

柯とは、斧の柄なり、媒は、俗に云なかうど、男女二姓の、詞を通じて、婚禮を、なす者なり、○此詩は、周公東國に、居玉ふ時、東國の人、年比、公をしたひて、あはまく、ねがへども、あふことの、かたかりしに、今あふことを得たる、喜をのべて、作れり、二章共に比なり、此章云意は、今われ斧の柄を、伐り作るを、いかいはせん、斧あるに、あらざれば、作ること、あたはず又妻をめとること、いかはせん、媒あるに、あらざれば、めとることを得ずと、此二つを以て、はじめ周公をしたひつれども、あひがたかりつるに比す、

○伐柯伐柯其則不遠我造之子籩豆有踐

則法也、俗に手本と云義なり、之子とは、其妻をさして云、籩豆は、禮宴に、さかなをもる、うつはもの、竹にてあみたるを、籩と云、木にて作りたるを、豆と云。踐とは、をきなならべたる、貌なり、云意は、柯を伐て、斧ある時は、即其斧の柯に、くらべて、きるばかり、なるほどに、その法をとること、遠からずして甚ちかし、妻をめぐりて、媒ある時は、即われ、此妻にあひ、さかなもりならべて、禮式を行ふばかり、なるほどに、甚やすしと、亦此二つを以て、今周公に、あふことの、やすきに比して、深く喜べる詞なり、

伐柯

九罭之魚鱒魴我造之子袞衣繡裳

九罭とは、魚の入る所の罭、九つある、大網なり、鱒は魚の名、俗にうぐひと云者と、見えたり、魴魚は、前に

出たり、二種共に、むまき魚なり、之子とは、亦周公をさす、袞衣繡裳は、公侯の禮服、其文九章あり、一には龍、龍の首、寿然と、まかりたるを以て、衣を袞と名づく、天子の龍は、一つ升り、一つ降る、上公は、只降龍ばかりなり、二には山、三には華蟲、雉のことなり、四には火、五には宗彝、宗廟の際に用る、尊の名なり、これに虎と雌との文あり、雌は猿の類なり、以上五章は衣に繪かく、六には藻、もはなり、七には粉米、白き米なり、八には黼、斧の刃なり、九には黻、兩の豆の字、相反きたる、文なり、以上四章は裳に繡す、よりて繡裳と云、○此詩も亦、周公東國にいませる時、國人あひみることを得て、喜び、其後成王公を迎て、歸さんと、し玉ふ時、なごりを惜みて作れるなり、首二章は、みな興なり、此章、世のつねならぬ、大綱には、鱒と魴との、美魚かゝれるを以て、われ周公にあふて、世のつねならぬ、大徳の人、衣と裳との、盛服せられたるを、見ることを、興す、これはまづ公にあひて、喜ぶ意をのぶ、

○鴻飛遵渚公歸無所於女

信處

女とは、東國の人、自共に、相稱する詞なり、信處とは二宿のことなり、東國の人、周公の歸られんとするを、きく故に、鴻の飛で、渚に、よりしたがひて、ゆくを以て、公歸れば、其よりて居る所、なげんや、必あるべしと、云ことを興す、ながく王朝に、留りて、宰輔の職に、居玉はんとぞ、よりて云、然れば、今まで、汝等がほとりに、居玉ふは、只一二宿ばかりの如き、しばしがほどの、ことぞとなり、

○鴻飛遵陸公歸不復於女信宿

高く平なる地を、陸と云不復とは、必朝に留りて、又こなたへは、反り來玉はじとなり、餘の義は、上章に同じ、

○是以有袞衣兮無以我公歸兮無使我心悲兮

我公とは、公をしたしむ、詞なり、此章は賦なり、上二

章を承て云、公こゝに、しばらくも、居玉ふを、以てこそ、東國に、この袞衣の、大徳の人あることを、見つけ、ねがはくは、周人、今しばし、我公を、こゝにとゞめよ、にはかにひきゐて、かへることなけれ、歸らば又、來玉ふことなくて、ながくわなみの心をして、悲ましむることなかれとぞ、

九罭

狼跋其胡載鼈其尾

此詩は、二章共に興なり、胡とは、おとがひの下に、たれさがりたる、かはじ、を云、老たる狼に、これあり、狼もし急遽の事に、あふ時、進んで、其胡をふみて前にたをるれば、則亦退いて、其尾につまづきて、尾の上へにたをる、これ進退共に、窮困す、詩人これを以て、周公の危難に、あひ玉へとも、安重にして、度を失ひ、玉はさることを、反興す、

公孫碩膚赤舄几几

碩に膚こととは、公の年比、王家のために、勤勞し玉へる、徳業をさして云、赤舄は、禮服の履なり、几々と

は、安重の貌、おちつきて、おもしくしきことを云、公三監か、流言の難に、あひ玉へども、安泰自得なること、かくの如し、これ行歩のかたちを以て、其心體を、かたどる、かの齊襄が、恨るゝとあるによりて、履を喪ひ、謝安が、喜ぶことあるによりて、履を折りたるに、うらがへして見れば、此安重の意象、おもひやられたり、然れば、これその道たかく、徳さかんなる、至りにして、かの土を安じ、天を樂むの、たぐひは、云にもたらぬ所なり、この故に、大變にあへども、その常體を、失ひ玉はずと、知べし、それ公のうたがひ、せしらるゝは、叛者の讒間を、以てなり、然るを詩人おもへらく、これ管蔡等か、わさにて、よく然らしむるにあらす、只公自その勳徳の、大いによき所を、ゆづりすてゝ、これに居玉はずと、云ばかりそと、蓋し讒邪の口をして、公の忠聖を、をかすことを、得せしめず、これ公を愛すること、深く、公を敬すること、至れるによりて、詞を立つること、かくの如くに、法あることを見つべし、

○狼、彘、其、尾、載、跋、其、胡、公、孫、碩、頤

膚、德音不瑕、

反輿の意、上章に同じ、德音とは、徳業のほまれを云、蓋し公の心事、光明正大にして、自信じ玉ふこと、たしかなる故に、安重自如たること、上に云が如く、人も亦みな、其誠を信すること、深き故に、公の名譽にをいては、はじめをばり、少も、きすつく所なし、よりて、やましからずと云なり、程子おもへらく、周公自己が身を、處置すること、藝々然として、つねに恭み畏るゝ心を、忘れず、その語を存すること、蕩々然として、さらに前後を、顧み、慮、る意なし、これその聖の聖たる所を失はずして、德音瑕しからざるの、故なり、

狼跋

范氏おもへらく、神龍或は潜り、或は飛び、よく大いに、よく小きにして、その變化はかられず、然れども、人得て、これを畜ふこと、犬羊の如く然り、これその、欲あるが、故なり、只それ、これを畜ふべし、こゝを以て、亦醜にして、これを食

ふことを、得たり、凡そ欲あるの類、制服せられずと云者なし、只聖人のみ、欲なし、この故に、天地萬物、その操をうつし易ること、あたはず、富貴貧賤死生は、寒暑晝夜の、わが前に、相代るが如し、われ豈、これがために、心をうごかして、かれこれと、二つにすること、あらんや、亦その天命を、順て受る、ばかりなり、よりて舜、堯の天下を受けども、泰りとならず、孔子陳蔡の間に、厄めども、戚みとならず、周公遠くしては、管蔡流言し、近くしては、成王その忠を知らず、然れども、赤舄几々として、德音瑕しからず、其致みな、一つなりと、それ周公流言の難、人みな公のため、これを恨る、その風雷の警し、人みな公のため、これを喜ぶ、されども公の心は、少もこれと、相あづかれる、所なし、これを以て、かの歡戚死生の類は、晝夜の、前にうつりかはるが、如くなることをおもひ見るべし、

○昔程元、文中子と、問答の意を、考るに、程元問はく、豳風は、何の風ぞ、曰く變風なり、元が曰く、周公の時に、亦變ありや、曰く、君臣相諍る、そ

れよく、正うして、變せざらんや、成王周公を、疑ふによりて、風化すでに變せり、周公の至聖に、あらずば、それたれか、二たびこれを、正うすること、よくせんや、元が曰く、然らば、これを、變風の末に、よくせんや、何ぞ、曰く、朝覲の禮に、夷王、堂より下りて、諸侯に、あへるより、周はしめて衰へ、國風變じて、復正しからず、夫子蓋し、これを傷めり、この故に風の詩を、終るに豳風を以てす、變のふたゝび、正うしつべきことを、示せり、而して、これを正うすることは、只周公のみ、これを能せん、故にこれに係るに、其よく天下を正せるの、詩を以てす、それ變すれども、よく正うし、危けれども、よく扶けて、始終其本を、失はざるは、それ惟周公乎、風の終りに、豳の詩を、かくること、其旨遠いかな、○朱子おもへらく、周禮に、籥章、豳の詩を、飲いて、暑を迎へ、寒を迎へること、すでに七月の篇に、見えたり、又曰く、歳の始に、田祖の社にて、祈年の祭をする時には、豳雅をふるふいて、田峻の神を、樂ましむ、歳の終りに八蜡の祭をして、萬物の、天を助けて、歳事を成す

者を、あつめもとめて、まつる時には、幽頌をふえふいて、その老て、勞れることを、ねぎらひ、いはしむと、今これを詩に考るに、風雅頌の篇章、その在り所しれず、鄭氏七月の時を、三分して、これに當て、その情思を、云所をば、風とし、その禮節を正する所をば、雅とし、その成功を樂む所をば、頌とす、然れども、一篇の詩、その詞、首尾相應ず、乃その一節を、きりとりて、かたつゝ用ること、恐くは、此理なけん、故に王氏、此説をとらずして、只おもへらく、本この詩ありて、今これを亡へりと、其説是に近し、或人又疑らく、只七月の全篇を以て、事に隨て、その音節を變じ、或は以て風とし、或は以て雅とし、或は以て頌とすと、理にをいて通ず、事も亦、行はるべし、もし又、然らずは、雅頌の中、凡そ農事のために、作れる詩に、みな幽の號を、かうむらしめて、用ふべし、其説小雅の大田周頌の良相の諸篇に具ふ、讀者、これを擇んこと、可なり、

○小雅二

小雅大雅の詩は、みな西周の時に、作れり、されど、その題目に、周の字を、かうむらせざることは、これ専ら周人の詩にして、他國の詩、まじはらざればなり、又それに、大小の別あること、その詞づかひと、調子との體格大小異なるに、よりてなり、雅とは、正き義なり、朝廷宗廟にて、面むきの禮を、執り行ふ時に、奏する、正樂のつけうたなればなり、而して、二雅共に、亦正變の別あり、小雅は、鹿鳴より菁莪まで、十六篇を正雅とす、大雅は、文王より、卷阿まで、十八篇を、正雅とす、小雅の六月より後、大雅の民勞より後は、みな變雅なり、蓋しこれを稱して、雅と云とは、本たゞ正雅を以てなり、正小雅は、人君本國の羣臣、又は他國の使者を、賓客として、燕饗を、まうけらるゝ時に、用る所の、樂歌なり、正大雅は、天子、諸侯と、會朝の時、戒を陳るの詩、又は祭祀に胙を受る時、祝を致すの詞、みな其樂に、これを歌ふ、多くはこれ周公禮樂を、作り玉ふ時に、定めをかれたる所なり、よりて其詞大やう、歡び和いで、臣民の情をつくし、或はつゝしみ、うやまひ

て、先王の徳を、稱するにあり、變雅には、或は、君相の非をそしり、或は、世時の難をうれへ、種々の事情を、のべたるによりて、正樂には、用ひざるなり、されども、大槩人君士大夫の詩なるが故に、其詞おとなしく、優にして、迫らず、その或はこれを、音調にのせ、酒宴にうたふこと、あれども、亦常の式にはあらざるなり、又二雅の詩作れる、先後の序は、今考へ知られざるなり、

○鹿鳴之什、二之一、

二雅と、周頌との詩は、篇數多くして、國わけなき故に、十篇つゝを、一卷として、これを什と云ひ、各その首篇の詩を以て、其什の號とす、これ軍陣の法に、十人を一ぐみにして、これを什とし、其かしらを、什長とするが、如くなればなり、

○呦呦鹿鳴、食野之苹、

呦々は、聲のやはらげるなり、苹は、白よもぎなり、○此詩は、諸侯本國の群臣、或は外國の使者を、賓客として、燕饗せらるゝ時の、樂歌にて、三章共に興なり、凡そ鹿の草をはむには、其むれを、相呼で、共にこれ

をはむ、よりて、此句を以て、下文の、賓主飲宴して、相樂むことを興す、

我有嘉賓、鼓瑟吹笙、

嘉賓とは、嘉はよきぞ、客をよみんじて、稱する詞なり、瑟と笙とは、燕禮に用る、樂器なり、凡そ飲宴の禮、三獻をはる時に、樂を作して、たのしみをなす、まづうたかたの樂師、堂上にのぼり、瑟をひいて、歌うたふ、次に、ふきもの、樂工、入り來り、階下にて、笙の音ばかりの、樂を奏す、

吹笙鼓簧、承筐是將、

簧は、笙管の舌なり、笙をふけば、簧ふるひて、聲出づ、此句は、只上文をうけて、下へいひつゞくる、詞なり、別の義なし、筐は幣帛をのする、器なり、幣帛は、即十端の束帛、又束錦を、幣とすることあり、主人賓に、酒をくみ、幣を爵にそへて、送る時、筐をさゝげて、此禮を行ふぞ、又酒食を、あくまで、勸んためにも、これをを行ふことあり、皆これ懇厚の意を、つくさんがためなり、

人之好我，示我周行。

人とは、賓をさす、我とは、作者主人にかはりて、自稱する詞、周行は、大道なり、これ先王の道を、さし云、古人酒宴の禮意すでにそなはりて、終りに旅酬す、旅は、もろく、酬は、むくふるなり、衆人酒を相むくひて、未々まで、のこらず、爵のめぐること云、此時に賓主、先王の道を、相語ること、常の式なり、よりて云、禮意の厚きこと、かくの如くなれば、賓かならず、主人を愛好して、先王の大道を以て、示し告ぐべしとなり、蓋し君臣の分際は、嚴を以て主とし、朝廷の禮法は、敬を以て主とす、然れども、ひたすら嚴敬なるのみなれば、其情、だたりて、下たる人の忠を以て告ぐるの益を得ることなし、故に先王、燕饗の禮を制し、群臣を、賓と稱して、厚くこれをもてなし、上下の情を通じて、以てその忠告の誠を、つくさしむるなり、

呦呦鹿鳴，食野之蒿。

蒿は、よもぎの總名なれども、こゝにては、青蒿をさす、からよもぎなり、興意は、上に同じ、

我有嘉賓，德音孔昭。

德音とは、音は名のきこえなり、道德の、ほまれを云、此賓元來、美名はなはだ、明にして、世にかくれなしとぞ、

視民不怵，君子是則是倣。

云意は、下は庶民に示す所、淳厚の風を以てして、うすからず、上は君子たる人、みなこれを法とし、これにならへり、然れば、大道をかたるを、またずして、我に示す所の惠、すでに深しとなり、

我有旨酒，嘉賓式燕以敖。

旨酒は、むまき酒なり、云意は、我にある所の、美酒を用ひて、此賓と、飲宴して、以て遊び樂まん、然らば、優游宴樂の、間にも、其益を、とらずと云こと、なかるべしとなり、

呦呦鹿鳴，食野之芩。

芩は、草の名、此方にては何の草ともしれず、興意は亦上に同じ、

我有嘉賓，鼓瑟鼓琴。

此琴瑟をひくは、燕禮のはつる、無算爵の時を云、これ爵のめぐること、算なく、各醉に至るを、限として止むことなり、

鼓瑟鼓琴，和樂且湛。

上の句は、亦只上下を、とりつゞくるの、詞なり、和樂はやはらぎ、たのしみぞ、湛は又、樂みの久きこと云、

我有旨酒，以燕樂嘉賓之心。

燕とは、安き義なり、こゝに其心を、安樂ならしむと云時は、只その體を、やしなひ、その外を、たのしむしむるのみに、あらざるなり、これ殷勤の意を致して、我に教へ示すことの、やむことなからまく、欲してなり、○禮記に云く、私惠、不歸德、君子不自留焉と、云意は、人君私意を以て、惠として、德義に本づかざれば、君子これがために、自留り處ることを、うけごはずとぞ、范氏おもへらく、これを食ふに、禮を以てし、これを樂ましむるに、樂を以てし、これを將ふ

に、實を以てし、これを求むるに、誠を以てす、この故によく、賢者の心を、得るなり、賢者、豈た、飲食幣帛を以て、悦びとせんや、それ婚姻の禮、そなはらざれば、貞女ゆかず、禮樂の儀、そなはらざれば、賢者處らず、賢者處らずば、何ぞこれを樂めて、其心を、盡さしむるを得んや、

鹿鳴

按ずるに、小序に、これを以て、羣臣嘉賓を、燕するの詩とす、儀禮の燕禮にも、亦云く、工鹿鳴四牡皇々者華を歌ふと、郷飲酒に、樂を用るにも亦然り、而して學記に、大學の始の教、小雅三つを肄ふと、いへるも、亦此三詩をいへり、然れば此詩は、又上下通用の樂なり、豈本羣臣嘉賓を、燕するがために、作れる詩をば、後人をしひろめて、郷人の樂にも、用ひたる歟、

四牡騤騤，周道倭遲，豈不懷歸。

四牡は、車をかくる、四馬なり、凡そ車をかくるは、みな牡馬なるによりて、四牡と云なり、騤々は、ゆくこと、のやまざる貌、周道は、大路なり、倭遲とは、まはり

て、とをき、貌なり、○此詩は、王者、使者の臣を、燕饗して、其勞をいたはり、ねぎらへる樂歌、みな使臣の情を、はかりて、このたよりして、のべられたる、詞なり、首二章は、賦なり、此三句、云意は、我四牡の車にのり、倭遅として、まはりてとをき、大路を、ゆきゆいて、やまず、此時にあたりて、なんぞ家に歸りて、父母を養ひ、妻子にあはまき、思はざらんやと、

王事靡盬、我心傷悲、

云意は、わが思ふ所は、上に云如くなれども、今つとむる所の事は、王事なり、王事は、必かたく、ねんごろにすべくして、かりにも、もろく、をろそかにせんことなし、よりて、私情にしたがひて、公義をすつとをせず、只内にむかひて、心のそこに、いたみかなしむ、ばかりぞと、それ君の臣を使ひ、臣の君に事するは、禮の常なり、故に臣たるもの、王事に奔走するは、只わが職分の、せでかなはざる所を、自つくす、ばかりなり、なんぞ苦勞と思ふこと、あらんや、然れども、君の心には、之を以て、自安んせられざる所、あるによりて、燕饗の間に、其情をのべ、其勞をあはれむ、臣自

いはざれども、君其心をさぐりて、これに代りて云、これ上下の間、互に其道をつくせると、云者なり、舊傳にも、歸らんことを思ふは、私恩なり、盥いことなきは、公義なり、傷み悲むは、情思なり、私恩なきは、孝子にあらず、公義なきは、忠臣にあらず、君子は、私を以て、公を害せず、家事を以て、王事を辭せずといへり、又范氏の云く、臣の上に事すること、必公を先んじて、私を後にす、君の臣を勞ふこと、必恩を先んじて、義を後にすと、此語によりて、詩の詞を立る、次第を見るべきなり、

四牡騤騤、嘽嘽駉馬、豈不懷歸、王事靡盬、不遑啓處、

嘽々は、多くさかんなる、貌なり、白き馬の、たてがみの黒きを、駉と云、或説に云く、此使臣は、天子の卿にして、四馬の毛を、そろへたる故に、嘽々たる駉馬と、云なりと、此章も、道ゆく時の事なり、下二句云意は、王事盥いとなくて、道いそぐほどに、跪くひまも、居るひまも、なきとぞ、餘の義は上章に同じ、

翩翩者雛、載飛載下、集于苞栩、王事靡盬、不遑將父、

翩翩は、とぶ貌、鳩の類、品多し、雛は今のつちくれなり、集るとは、とまるなり、栩の義、前に見えたり、○此より下二章は、みな興なり、此章上三句を以て、下二句を反興す、蓋し翩翩たる、雛だにも、なほ或は飛ひ、或は下て、その安する處に、とまることあり、今使人は、只外にのみ、勞苦して、歸て父を養ふにも、いとまあらず、これ人に君たる者の、自安んずることあたはずして、かれが勞苦を、深く憂るの、故なり、范氏おもへらく、忠臣孝子の、役にゆく者、其親を思はずと、云ことなし、君の臣を使ふこと、なんぞその勞苦を、見るに至りて、はじめこれ、いたむならんや、亦只つねに、かれが憂を憂ること、己が憂を憂るが如くなるのみ、この故に、聖人よく人の心を、感せしむることあり、

翩翩者雛、載飛載止、集于苞杞、王事靡盬、不遑將母、

杞は、即枸杞なり、今俗に、吳音を以て、句己とよぶ、反興の意は、上章に同じ、

駕彼四駉、載驟駸駸、豈不懷歸、是用作歌、將母來諗、

驟すとは、馬を、とくあゆます義、駸駸は、即驟る貌なり、歌とは、此詩の全篇をさす、○此章は、賦なり、上二句は、只首章の意をかさねて、歸らんことを思ふと、云ことを、いひおこしたる、ばかりにて、別の義なし、下二句の意、人君、臣の心に體すること、深きによりて、まさしく、此使臣、かへりて、親を、やしなはまほしきがために、此歌を作り、來てこれを我につぐるが如く、思へるによりて、かくの如く、いへるなり、

四牡

儀禮に合せ考る説、鹿鳴の詩に、見えたり、
皇皇者華、于彼原隰、駉駉征夫、每懷靡及、
皇々は、煌々と同じ、てりかやける、貌なり、華とは

草木の華を、すべて云、高くして平なる地を、原と云、ひきくして、しめりたる處を、隰と云、駢々は、多くして、とく行く貌、征夫とは、ゆくをとし、使にゆく臣と、つき従へる人を、かねて云、○此詩は、人君、使者に命じて、出しつかはさるゝ時の、樂歌なり、此章は、興なり、それ君の臣をつかはすこと、いでゆきては、上の徳を、宣ふこと、あまねく、かへり入ては、下の情を、達すること、つくさまく欲す、而して、臣の命を受るにも、亦只君の意に、副ふこと、なからんことを恐る、この故に、その出ゆく、道すがら、かの煌々として、さかんなる華の、原にも隰にも、さかすと云處、なきを以て、この駢々として、つとめゆく使人も、その念のおこる、たび毎に、君命に、及ばざる所、あるが如くに、思はずと云時、なきことを興す、これ使人の情を、のぶるが、如くなれども、その實は、かれを戒めらるゝ、意なり、されど、其詞婉にして、迫らざるかくの如し、これ亦詩意の、忠厚なる處、見えたり、下四章もみな此意を以て、見るべし、

○我馬維駒、六轡如濡、載馳載

驅、周爰咨諷、
此より下四章は、みな賦なり、馬二歳なるを、駒と云、六轡、並に馳驅の義、みな前に見えたり、如濡とは、其色の、あざらけく、つややかなることと云、使臣自毎に、及ぶとなからんと、思ふによりて、乃とくかの處に、はせゆきて、ひろく君子賢者を求め、あまねくこれに、とひはかりて、其及ばざる所を、補ひて、以て其職を、つくさまく、欲すべしと、いへるぞ、この故に程子も亦、咨ひ詢るは、使臣の、大いなる、務なりと、いへり、

○我馬維駒、六轡如絲、載馳載驅、周爰咨謀、

駒の色、前に見えたり、此駒と、下の駘駘とは、即上の駒の毛色をいへり、如絲とは、つかひねれて、直なることを云、謀ると云も、亦諷ると云が如し、只文をかへて、韻にかなへたる、ばかりなり、下二章も、これになすらへて、見るべし、句義も亦、上章の如し、

○我馬維駘、六轡沃若、載馳載驅、周爰咨度、

沃若は、如濡と云義に同じ、
○我馬維駘、六轡既均、載馳載驅、周爰咨詢、

白き馬の白くして、そこ黒きを、駘と云、均ふとは、よくなれたることをいへり、

皇皇者華

儀禮と合せ考る説、鹿鳴に、見えたり、

常棣之華、鄂不韡韡、凡今之人、莫如兄弟、

常棣とは、今俗に庭櫻といひ、又小梅とも云者と、見えたり、花多くさく小木なり、鄂とは、物の色、外にあははるゝ貌、韡韡とは、てりかやく貌なり、○此詩は、人君兄弟と、酒宴せらるゝ時の、樂歌なり、周公作り玉へるとぞ、此章は興なり、云意は、此花はこれ、常

棣の花なれば、なんぞ鄂然とあらはなる色の、韡韡として、さかんに、やかざらんやと、これを興として、則云く、凡そ今世の中の人、只兄弟にしく者なし、すでにこれ兄弟なれば、其情なんぞ親く厚からざらんやと、是より下の章、みな此二句の意を、のべとけり、

○死喪之威、兄弟孔懷、

此章は賦なり、死喪とは、喪はほろぶるなり、只人の死することを云、凡そ死人の出来る時は、人みないみをそれて、近づく者なれども、只兄弟たる者は、これを見すて、ふかく思ひ入りて、とりおさむるとなり、

原隰裒矣、兄弟求矣、

裒とは死體のつみあつまれるを云、兵亂などの時、野原隰邊に、死人のつみかさなれるは、人の尤いみさくることなれど、もし兄弟の屍あれば、必たつね求るなり、蓋し周公天下の亂逆を、おさめんために、是非なく、兄弟の、管叔蔡叔を誅罰す、其いたみの、やむことなき故に、此詩作りて、思ひをのべ玉ふ、凡そ兄弟の恩は、もといと重き者なるを、不幸の大變にあひ

て、あへなきふるまひ、しつることよと、かなしめる故に、兄弟の親み、死喪急難の中にも互に見つることのなき情意を、これより下の章に、くりかへし、説く、其志いと切に其情いとあはれなり、

○脊令在原、兄弟急難、

此章は興なり、脊令は鳥の名、又鶉鴒に作る、和名に、にはくなぶり、又いしたゞきと云、此鳥とふ時は鳴き、ゆく時は尾をうごかして、やすげなきありさま、火急患難のこと、ある體に似たり、よりにて詩人脊令の原にあるを見て、兄弟の急難を、相救ふ興に、とれるなり、是上章の意をうけて云、兄弟の情、もと親切なる故に、死喪の災變あるまでもなく、只さしあたれる、急難ある時も、必これを見のがさず、共に其難をふみて、相たすけ、すくふとなり、

每有良朋、况也永歎、

兄弟急難を、相救ふ時は、日比にふかく相思ふ、良き朋ありといへども、或は内外のへだてある故に、たすくる力の及びがたきことありて、只あなあはれと、長

り、をかしかあなどる者ある時は、此兄弟共に力を合せてふせぎといむるとなり、

每有良朋、烝也無戎、

兄弟同心にて、人の侮りをふせぐ時は、良き朋ありといへども、外よりたすくること、なりがたき勢、ありとなり、是より上の三章、兄弟の上につきて云所、其事いよく軽くして、其情いよく切なることを見

○喪亂既平、既安且寧、雖有兄弟、不如友生、

喪亂とは、上の死喪急難外侮の類をすべて云、友生とは、只友たる人を稱する詞、諸生と云が如し、人は生々して、たえざる者なればなり、云意は、喪亂の一事、すでにおさまり、平になり、すでに安樂康寧なる時は、各其身を私にするより、兄弟の恩、たのもしきことをわすれ、反て互に、兄弟の親みには、足らざる所あるを、せめとがむるによりて、怨の意生じやすし、よりにて兄弟を視ること、朋友にしかざる者ありと、これを

息つぎて、うち歎きたる、ばかりぞと、然れば、相したしき朋友といへども、亦よのつねの兄弟にも、しかざる者にあらずや、一説に、況の字を、悦に作りて、悦としてとよむ、心の心ならぬ貌なり、○それ朋友は、五倫の一つにして、其ちなみ、事にあづかること亦重し、此章の意、只兄弟をのみ、親んで、朋友を疎んせよ、と教るにはあらず、只これ兄弟と朋友との、天然の親疎を、みだるまじき義を、示せるなり、もし親疎の差別なくして、みだりに恩愛を施し、况やその親き所を疎んじて、反て疎き所を親む時は、道理の本意を失ひて私情にわたることある故に、其恩さはりて、行はれざる所あり、人よく親疎の本意を、失はずして、廣く仁愛を施す時は、ゆく所として、とをり行れずと云ことなし、

○兄弟閱于牆、外禦其務、

是より下五章は、みな賦なり、闔ぐとは、いかりあらそふ義なり、牆とは、かきの内を云、家内のことなり、云意は、兄弟不幸にして、家内にては、小さいかりに、たへずして、いひあらずふことはあれども、もし外よ

○儻爾籩豆、飲酒之飫、兄弟既具、和樂且孺、

爾とは、其と云詞なり、籩豆は、皆さかなをもる器、具とは、みなと云義なり、孺ふとは、おさなき子の、父母をしたふが如き意を云、これ云意は、家内にて、さかなのもり物を、つらねをき、酒を飲て、えひあくことも、兄弟みなよりあひ、これをともくにしてこそ、則和ぎ樂みて、相思ふ意ふかきこと、小兒の父母をしたへるがやうなることはあれ、もし兄弟よりあはざる時は、共に其樂みを、享ること、あたはずと、然れば兄弟の情、疎かるまじき本意、分明なり、

○妻子好合、如鼓瑟琴、兄弟既翕、和樂且湛、

此章大意上の章に同じ、好すとは、物をよしと思ふ義なり、湛とは、たのしみの久きを云、これ云意は、わが妻子の間、相好じ合へると、瑟と琴とを、ひきあはせたるやうに、和合することも、兄弟の情、なびきあひ

てこそ、内の鬪も生ぜず、外の侮も來らずして、和樂のするをりて、久かるべけれ、もし兄弟の中、やはらがざる時は、其樂を、久く保つことあたはずとなり、

○宜爾室家、樂爾妻孥、是究是

圖、宣其然乎、

宜しとは、中よきぞ、室家とは、ひろく家内の人を云、妻子と云に同じ、宣にすとは、信する義なり、これ上二章の意を、すべて云、その家人と、相宜くして、飲宴醉飽すること、必兄弟俱にして後に、乃和樂して、また孺ふことを得るぞ、その妻子と相好んじて、琴瑟をひくが如くなるとも、必兄弟なびきあひて後に、乃和樂して、また湛むことを得るぞ、然れば兄弟の親み、人倫にをいて、其重きこと、かくの如し、これにつきて、其理をしきはめ、はかりみは、それ必かくの如くなるべきことと、信せざることを、あらんやとなり、呂氏おもへらく、凡そ兄弟の間は、それまさに、相親むべきことなりとだにいはい、たれかこれをば、然りとせざる者あらん、されど其理をしきはめはかり、其事

をふみしる者にあらずば、いまだ眞實に、かくあるべきこと、知る者は、あるまじきぞ、もし眞に、かくあるべしと、知らざる時は、則只其名ばかりを知るのみにして、ついに其實を得ず、凡そ學問の道、皆かくの如くなり、

常棣

此詩兄弟の恩、其形は異なりといへども、其氣は共に同じ故に、死生苦樂、ゆく所として、相たのますと云ことなきの意を、くりかへし、くはしくのべ、つぶさにきはめて、其情を説きつくせり、讀者つら／＼玩びて、深く味はふべし、

伐木丁丁、鳥鳴嚶嚶、

丁々は木を伐る聲、嚶々は鳥の鳴く聲なり、○此詩は朋友故舊のために、宴饗する時の樂歌なり、故舊は、皆ふるき義なり、久きよしみの人を云、これ君として臣を宴せらるることなれども、亦その朋友故舊の道を以て、もてなさる、故なればなり、三章共に興なり、此章の興の體は、只此二句、木を伐る聲の丁々たるを以て、鳥なく聲の嚶々たるを、いひおこしたるばかり

なり、

出自幽谷、遷于喬木、

此鳥一處にてはなかずして、かくの如くに、うつりなくなり、

嚶其鳴矣、求其友聲、

其友をよびたづねて、なく聲なるとなり、

相彼鳥矣、猶求友聲、矧伊人矣、

不求友生、

友生の字義、前に見えたり、かの鳥を見れば、かれたにもなを、友よびてなく、况やこの人として友を求ること、なからんやと、これ凡そ人たる者、友なくては、あるまじき意を、いへるなり、

神之聽之、終和且平、

心まことに、友を求めて、其よしみを、あつくせば、鬼神もきゝて、冥加あるべきほどに、其中いつまでも、和同平康にして、互に力をたのみ、益をとること、其かぎり、あるまじきとぞ、

○伐木許許、醴酒有藇、

許々は、邪許なり、唐音に、え、ふうとよむ、此方に、えいや／＼と云が如し、大物をあげひくに、衆人よびこたへ、相すゝめて、力を出す聲なり、これは伐りたる木を、もたぐるにつきて云、醴酒とは、古人或は麴を用ひ、或は芽をしきて、酒をこし、糟をすつることを云、藇とは、美く見ゆる貌なり、此章も、只此二句の詞を對して、興の體としたるなり、

既有肥羜、以速諸父、

諸父とは、伯父叔父を云、こゝには同姓の年たかき友を、稱するの詞なり、云意は、すでにむまき酒の、こしたるあり、又すでに、肥たる羊の肉あるほどに、これを以て、諸父をまねかんとなり、

寧適不來、微我弗顧、

寧とは、かのやうならんよりは、このやうならんと、自やすんずる詞なり、云意は、寧、かれをして、たまたまさはるとありて、來らざること、あらしむるとも、我は自我をして、これがために、かれをわすれて、宴を

まうけすと云こと、なからしめんとなり、
 於祭洒掃陳饋八簋既有肥牡、
 以速諸舅寧適不來微我有咎、
 於とは、其まうけの、つとめたることを、自ほめ歎き
 たるぞ、祭洒掃すとは、其席を、きらびやかに、掃除し
 たるとぞ、饋は、すべてそなへ物を云、簋は、飯をもる
 器、八つは、其數のさかんなる、極りを云、簠簋の數多
 ければ、籩豆の數も亦多し、牡と云も、辨の牡なるべ
 し、諸舅とは、母方のをちを云、こゝには、異姓の年た
 かき友を稱してなり、咎とは、宴をまうけざるを、咎
 として、いへるなり、此段の句義、上の段と同じ、蓋し
 二段の云所、皆一時の事なれども、文をわけ對し、か
 れとこれとを、かたつゝあけて、互に相足せる、句
 法なり、但諸父を先にし、諸舅を後にするは、これ親
 疎の次第なり、○子曰所求乎朋友先施之未能
 也、求むとは、せものぞむ義なり、朋友の間、かれにか
 くせよかしと求めずして、まづその求る所を、我より
 施しかくること、聖人も、いまだあはすとの玉ふに、
 此詩に云所の如くなれば、これよく慰勸の意を、我

まづ施せる者なり、
 ○伐木于阪醜酒有衍、
 于阪とは、坂にて木を伐るぞ、一説に、木を坂の上
 きりをきて、下し用んとするぞともいへり、此二句の
 興意も亦上の章に同じ、
 籩豆有踐兄弟無遠、
 籩豆をつらぬるの義、前に見えたり、兄弟とは、友の
 年相しける者を、稱していへり、云意は、今このまう
 けあるほどに、兄弟をも、皆よびならべて、とをく
 しき者、なからしめんとぞ、これも亦上章と、一時の
 事を、わけていひたる、ばかりなり、兄弟には、同姓異
 姓を、かぬれども、これを又諸舅の次に云は、尊卑の
 序なり、
 民之失德乾餼以愆、
 民とは、ひろく人を云、こゝには、友をさしていへり、
 德とは、恩義を以て云、乾餼は、ほしいひなり、食のう
 すき者を云、これ云意は、朋友の間、その恩義を失ふ
 こと、必大いなる故にしもよらず、只乾餼を、わけあ

たへざるほどの、かろきことによりても、これをあや
 まることあり、然れば、何事をも、常に心をつけて、懇
 にすべしとなり、
 有酒湑我無酒酤我坎坎鼓
 我蹲蹲舞我
 坎々は、鼓の聲、蹲々は、舞ふ貌なり、これは主人、そ
 の役々の人に、命する詞なり、有酒湑我とは、酒のた
 くはへだにあらば、則わがために、こし出して、用ひ
 よとぞ、下の句義、みな同じ、その有といひ、無と云は、
 必しも實事にあらず、只朋友のためには、家の有無を、
 はかるまじと云意なり、
 迨我暇矣飲此湑矣、
 今わが暇ある時を、むなしくせず、此時に及んで、朋
 友と、飲宴すべしとなり、
 伐木
 天保定爾亦孔之固、
 人君鹿鳴以下、五首の詩を以て、臣下を宴饗せらるゝ

の、樂歌とす、此詩は、臣下その答として、君の福を、祝
 ひたてまつる歌なり、六章共に賦なり、爾とは、君を
 さして云、これ天に對しての詞なり、云意は、天より
 君の身と、位とを安んじて、あやうからず、定めて、か
 はることなからしむる所、亦はなほだ堅固にして、う
 ごかずとなり、
 俾爾單厚何福不除、
 除とは、舊きを除去して、新きを生ずるぞ、云意は、天君
 を保じ定る所、又ことごとくに、厚くかさねて、何れ
 の福か、新たに生かせざることをあらんとぞ、
 俾爾多益以莫不庶、
 天君を保じ定る所、又多く、益しひろげて、萬の事、お
 ほくして、そなはらずと云こと、なかるべしとなり、
 ○天保定爾俾爾戩穀、
 戩穀とは、只上章の單厚く、多益の意を、かさねて
 いへるなり、別の義なし、
 罄無不宜受天百祿、

宜しとは、順利なる義なり、祿も亦福なり、又君のする所、ことごとく、天理人心にかなひて、宜しからずと云ことなし、即亦これ天百福を受たる所なり、
降爾遐福、維日不足、

君天の福をうくること、上に云が如くにして、又天よりかさねく、久く遠き福をくだし、其たえずして、かぎりなきさま、日數足るまじきが、如くなることぞ、
○天保定爾、以莫不興、

此二句も、亦上二章に、云所の諸福をすべて云、別の義なし、

如山如阜、如岡如陵、如川之方至、以莫不增、

阜とは、をかの大きいなるを云、陵とは、又阜の大きいなるを云、岡は、山の脊なり、川之方至とは、俗に水のでばなと、云が如し、ゆくすへ、はかりなきに、かたどる、此段上三句は、又上の莫不興の意を形容す、末の一句は、上をうけて、其高く大いに、盛んなること、か

くの如くに、いやましならずと云こと、なかるべしと、ひきすべて、首の二句に、應ずるなり、
○吉蠲爲饎、是用孝享、

是より上三章は、天の福なすことを云、是より下三章は、神の福なすことを云、此章は、宗廟の祭につきて、云なり、吉とは、よきぞ、祭より前に、龜筮を以て、祭に用るよき日を、うらなひ定め、又大射を以て、祭にあづかるよき士を、えらびとることを云、蠲は、いさぎよきぞ、祭より前に、齋戒して、身をきよめ、又宗廟をあらひ、祭器をあらふことを云、饎は供物なり、孝享とは、享はたてまつるなり、すべて祭ることなり、心の誠をきはむるより、孝と云、物の美をつくすより、享と云、
禴祠烝嘗、于公先王、

宗廟の四時の祭、夏を禴と云、春を祠と云、冬を烝と云、秋を嘗と云、公は先公を云、周の太祖后稷より、太王の父公叔祖類までを云、先王は、太王より以下を云、文王の時、いまだ王號を贈らずして、先王と云者

なし、これは武王以後の詩なるべし、此二句四時の大禴に先公先王を、太祖の廟にて、合せ祭することを云歟、
君曰卜爾萬壽無疆、

君とは、先公先王を云、卜すとは、期する義なり、これ祭をはらんとして、主人神の酒酢を、わくる時に、尸の人、祝に命じて、嘏辭を主人に、つたへしむることとを云、嘏辭とは、此方に云詒宣なり、云意は、爾のため、に、萬年のかぎりなき壽を、あらますとなり、これは其詞の内の、一句をあぐるなるべし、

○神之弔矣、詒爾多福、

弔るとは、來格するを云、多福は、上に云萬壽無疆、又此下に云所のこと、皆これなり、
民之質矣、日用飲食、

民も亦君の徳に化して、風俗すなほにまことあり、私欲をはかるがために、いつはりたくみなることをせず、只日々用る、つねのわざをして、飲食するばかりなり、
羣黎百姓、徧爲爾德、

羣黎とは、もろくの民を云、黎は黒き色、頭髮の黒きを以て、民を黎民と云、秦の時、民を黔首と云が如し、百姓と云も、民のうじ多きを以てなり、此句は、天下の民を、すべて云、徧爲爾德とは、民あまねく、君の徳に化して、よく治れる時は、國祚もいよく長久なる故に、これ又君の徳をば、民の方より助くるが如しとぞ、亦みな神の詒れる、君の福に歸するぞ、
○如月之恒、如日之升、如南山之壽、不騫不崩、如松柏之茂、無不爾或承、

恒は、上弦を云、南山は、周の終南山なり、此章は、又上二章の、萬壽多福のことを、四つの物に、かたどりにいへり、月に弦をいひて、望月をいはず、日に出るをいひて、日中をいはずること、皆そのやうやくに、すみさかふる意にとれり、南山のかけす、くづれざるは、その安靜にして、壽ながきにとる、松柏の茂るが、つがすと云ことなしとは、舊葉をちんとすれば、新葉すでに生じ、つきくづて、たゆる間なきことを云、こ

れ只かけすくづれざるのみに、あらざるぞ、或とは、誰たることを、知らざる詞なり、其つがすと云ことなきは、たがすることともしれずして、自然にかくの如しと云意なり、

天保

凡そ君を祝する詞、只その福のみを云時は、へつらひにちかし、もし其徳をかねて云時は、難き所を、君にせめのぞむ意、その中にあり、古人の頌祝の詞、おほむね皆かくの如し、

采薇采薇薇亦作止、曰歸曰歸、歲亦莫止、

此詩は、戌役の者を、遣す時に、うたふ歌なり、戌役とは、戌は守るなり、北狄を禦ぎて、中國を守る、役人を云、北狄は、漢の匈奴、唐の突厥、今の韃靼の類なり、古よりたび／＼、中國へをかし入る、故に北の邊土に番所をかまへ、都よりかはる／＼、兵士を遣して、禦ぎ守らしむるを云、是より下四章は、皆興なり、凡そ戌役の人、毎年三月に、都をいで、明年十二月に、番所

をたちてかへり、又その明年の二月に、家につく、始終二年の間なり、戌者出たつ時、薇をとり食ふにつきて、則その歸る期の、遠きを思ひ興す、よりに上たる人、其心をしはかり、其詞をつくりのべて曰く、我薇をとり、薇をとれば、則戌に出んとする、おりからにて、今その薇、すでに生ひ出たり、我歸らんといひ、歸らんといひて、あらかじめ期するは、これ明年歳すでに暮たる時のことぞよとなり、

靡室靡家、玁狁之故、不遑啓居、玁狁之故、

室家とは、夫は妻を以て室とし、妻は夫を以て家とす、玁狁とは、そのかみの北狄の稱なり、云意は、今我夫婦ひきわかれて、室も室たらず、家も家たらず、悲みも、これ玁狁の故なり、我役事にいそがはしくて、跪き居る、いとまなき苦みも、亦これ玁狁の故なり、然れば、上たる人、故なくして、我等を、さしつかはさるゝにあらず、北狄をかしのぐが故に、やむことを得ずして、かくの如くなるのみと、蓋しその勤苦悲傷の情をのべて、これをいたはり、且は又これを風して

その義理を、さとせるなり、

○采薇薇采薇薇亦柔止、曰歸曰歸、心亦憂止、

是より下も、亦皆戌者の詞として、いへるなり、柔とは、すでにおひ出たる薇、たちのびて柔なるぞ、憂と云も、亦歸る期の遠きを、思ひてなり、

憂心烈烈、載飢載渴、

烈々は、憂る貌、これ上の憂をうけて云、内心に憂るのみならず、外飲食も、亦心にまかせずと、憂苦の甚きことを云、

我戍未定、靡使歸聘、

二とせの間は、戌役いまだをばらずして、家の安否をとはしむる、人づかひだもなきぞ、

○采薇薇采薇薇亦剛止、曰歸曰歸、歲亦陽止、

剛しとは、薇も亦時すぎて、こはくなれるぞ、陽は陽

月なり、十月を云、只これ眼前の景氣をいへり、

王事靡盬、不遑啓處、

王事靡盬の義、前篇に見えたり、啓處は、上の啓居と同じ、

憂心孔疚、我行不來、

心はなはだくるしめども、我すでに王事につきて、出行きぬれば、死すともかへることを得じと、思ひ定めたるとなり、

○彼爾維何、維常之華、彼路斯何、君子之車、

常とは、常棣なり、路は、車の稱、兵車をさす、君子は、わか主とする、大將をさす、これ常棣の花の盛なるを以て、大將の車馬の壯なるを興す、

戎車既駕、四牡業業、

戎車は、即兵車、駕すとは、馬にかくるぞ、業々は、ふとくたくましき貌なり、蓋し大將も、諸士と一時に、遣すによりて、歌の詞これに及べり、

豈敢定居一月三捷

云意は、我この將帥にしたがふ、士卒なれば、なんぞあへて、つとめずして、しづまり居ることを得んや、もし事あらば、一月の間にも、三たび戦ひて三たび捷んをと、

○駕彼四牡四牡騤騤君子所

依小人所腓

是より下二章は、皆賦なり、騤々とは、馬のつよき義なり、君子は、將帥をさす、小人は、士卒自稱す、腓ふとは、其かげをたのみ義なり、將帥この車にのりて下知す、士卒は此車をたのみて進退するぞ、一説に、腓は、こむらなり、足うごけば、腓したがひてうごくこと、云義にとる、然らば、はたらくとよむべし、

四牡翼翼象弭魚箠豈不日戒

玃犹孔棘

翼々は、行列のととのへる貌、象弭とは、象牙にて、弭をかざりたる弓なり、魚は海にある獸の名、とくとよ

み來れども、非なり、今考れば、形狀水豹と云者にちかし、其皮を、箠にしたるぞ、これ武器の一二をあけて云、戒むとは、用心する義なり、云意は、車馬すでにととのひ、兵甲すでにさかんれば、そなへに不足なし、然ればなんぞ、只警戒を、日々にきびしく、せざらんや、今玃犹のいきほひ、甚急なるぞと、これ只身をかろんじて、勇めるのみならず、國のために謀りて、忠誠をわすれざる者なり、

○昔我往矣楊柳依依今我來

思雨雪霏霏

此章は、役者の、あらかじめ、歸る時の勞を思ふ、意はへをのべたり、楊柳は、毛傳に従ひて、かはやなぎといへども、依々と云時は、したりやなぎをさすに似たり、依々とは、枝ながくして、物によりつく義なり、思は、詞のたすけなり、霏霏は、雪のふりしきる貌なり、云意は、さきの歳、家を出ゆきつる時を思へば、春にして、楊柳依々たりと、今そのすでに久しきことをいへり、又くる年の冬かへらん時を思へば、雪ふることを、霏々たるべしと、これ又その苦しかるべきことを

謂我來矣

車は、兵車なり、牧とは、都の外を郊と云、郊の外を牧と云なり、○此詩は、成役の大將、北狄を征つ、功なりて、かへる時、天子その勤勞を、いたはりて、なぐさめらるゝ歌なり、六章共に賦なり、皆將帥の身の上より、其詞を立たるぞ、此章は、はじめ軍を出す時の事を云、我とは、將の自いへるなり、云意は我兵車を、かの牧に、をし出す時、軍士を戒めて云く、我此度の事、まさしく天子の朝廷より、我に命せられて、こゝに來れりと、これ王命を、おもんせしめんがためなり、

召彼僕夫謂之載矣王事多難維其棘矣

僕夫は、御者なり、車にのりそひて、轡をとる者を云、すでに軍士を戒めて、又御者をよび車にのせさせて、これを戒めて云く、王命の事難多くして、むつかしきぞ、車をやるを、いそぎて、ゆるがせにせざれとなり、

○我出我車于彼郊矣

郊は、牧より内にあり、蓋し先陣すでに、牧に至りて、

行道遲遲載渴載飢

遅々とは、長く遠き義なり、歸る道、はるかにして、行くこと、遅々として、はかくしからず、又飲食も、心のまゝなるまじきとぞ、

我心傷悲莫知我哀

わが心のいたみ、上に云如くなれども、此かなしさを知る人なかるべしとなり、此詩上たる人、士卒の情をのべつくせりといへども、又かくの如くいへるは、その下をあはれむ心きはまよりなきと見つべし、○程子の曰く、此皆その勞苦憂傷の情を、きはめいへり、上よく其情を察する時は、則勞すといへども、しかも怨みず、憂ふといへども、しかもよく觸む、范氏おもへらく、われ采薇の詩にをいて、先王の人道を以て、人をつかへることを見る、後世の人をつかふは、則牛羊の如くなるのみと、

采薇

我出我車于彼牧矣自天子所

後陣はなほ、郊にあるなり、
設此旄矣、建彼旄矣、

設ぬとは、たてをく義なり、旄は、龜と蛇とをゑがける、はたの名、即玄武のはたなり、建つとは、車にたつるぞ、旄は、旄牛の尾を、はたさほのかしらに、つくるを云、但いづれのはたにも、つくるなり、これ旄を設ぬると、一つの事を、文をわけて、いへるなり、

彼旄旄斯、胡不旆旆、

旄は、鳥隼をゑがけるはたの名、即朱雀のはたなり、蓋し旄はすでに、先陣にたてたるによりて、こゝに旄をば設ると云、凡そ軍陣のはた、朱雀を前にし、玄武を後にし、青龍を左にし、白虎を右にして、各その手わけの目じるしとす、旄々は、ひらめく貌なり、

憂心悄悄、僕夫况瘁、

悄悄は、憂る貌なり、これ大將の、心づかひあやうく、思ひをめぐらすこと深くして、をそれつゝ、しむことを云、敵ををち、身をあやぶむにあらず、僕夫の瘁るも、亦此意なり、一説に、况を悦に作る、義常棣の篇に

見えたり、
○王命南仲、往城于方、

王は、周王、南仲は即此時の大將なり、方は朔方なり、北方の邊土の名、此度の出陣は、王南仲に命じて、出ゆき、城を朔方につきて、北狄を、ふせがしむるが、ためぞとなり、一説に、城くとは、あらたに城つくるにはあらず、只かまへをかたくして、敵にすさまを、うかいはせざることを云と、

出車彭彭、旆旆央央、

彭々は、多くさかんなる貌、旆は、交龍をゑがける、はたの名、即青龍のはたなり、央々は、あざやに、明なる貌なり、一説に、此旆は、大將の本陣に立るはたなり、大將中軍に居て、後陣をひきつるる故に、旆旆とつらね云とぞ、

天子命我、城彼朔方、

首二句の義と同じ、
赫赫南仲、玁狁于襄、

豈不懷歸、畏此簡書、

簡書とは、簡はふだなり、右の書は、みな竹簡にするす、これはじめ出る時の、宣旨の書を云なり、此四句は、又在陣の間のことを云、これ云意は、我かへりたく、思はざるには、あらざりしかど、此王命を、をそるゝ故にかへることを得ざりしとぞ、

○嘒嘒草蟲、趯趯阜螽、未見君子、

子、憂心忡忡、既見君子、我心則降、赫赫南仲、薄伐西戎、

此章は、又大將のために、その室家の情をのべて、これをねぎらへるなり、首四句の義は、召南草蟲の篇に見えたり、云意は、此室家、景氣のうつりゆくに、感じて、夫をしたひて、思ふらし、我いまだ君子にあはずして、憂ること、かくの如し、必あひみて後に、心とけくたるべし、然れども、此赫赫の南仲、今いづくにかあるや、思ふに又西の戎を伐て、いまだかへらざるならんと、蓋し此時南仲すでに、玁狁をしりぞけてより、又ひきかへして、西の方昆夷のゑびすを、伐たる

思、雨雪載塗、

○昔我往矣、黍稷方華、今我來

赫々は、威勢のかけやけることを云、襄ふとは、をしりぞけて、ちかづかせざることを云、一説に、のぼるとよむ、敵の上になりて、かつことを云と、凡そ兵戦のこと、懼れ敬むは、其本にして、武威のをこなはるゝを上とす、上の章の戒め懼るゝと、此章の奮ひ揚れると、並び行はれて、相恃らず、但必まづ其本ありて後に、其功をなすことを得るなり、
此章は、大將軍功成りて歸る、道すがらの情をのぶ、往くとは、はじめ都を出て、道にありし時のことを云、黍稷のさかんなるは、六月のことなり、雪ふるは、その明る年の春の雪を云、塗となるとは、凍とけて、泥となることを云、思は、詞のたすけなり、此四句は、往來の道景氣をのべて、その外にありつることの、久き意をあらはす、
王事多難、不遑啓居、
句義並に前に見えたり、

歟、而して薄く伐と云時は、力を勞せずして、心やすく伐たると見えたり、

○春日遲遲、卉木萋萋、倉庚喈喈、采芣芣、祁祁執訊、獲醜薄言、還歸赫赫、南仲玁狁于夷、

首四句、萋々は、さかんなる貌、餘は周南の葛覃、幽風七月の篇に見えたり、訊とは、敵のかしらだちて、とひきくべきこと、ある者を云、醜とは、只敵の衆徒を云、蓋し大將の歸る時、春の日のどかに、草木しげりて、鳥の聲もやはらぐ、此時にをいて、敵衆を、いけどりに、とりえてかへる、これ大將軍功なりて、かへる時の樂みの意をのべたり、此時西戎をも、共にうちたれども、玁狁を平げたること、大功なるを以て、はじめをはりに、只これを主として、いへるなり、

出車

有杕之杜、有皖其實、

杕杜の義、前に見えたり、皖は、即みのりたる貌を云、

○此詩は、戌役の士卒、歸る時に、これをいたはれる詩なり、四章共に賦なり、一説に、みな興なりともいへり、此章は、役夫の妻、夫のいま歸らざる間、景物のかはるに感じて、思ひしたへる意をのぶ、杜のみのるは、秋冬のあはひなり、これ役事をはりて、歸らんとする比ほひに、おもむくを以て、まづ此事をいへり、

王事靡盬、繼嗣我日、

王事は、即北狄をふせぐことを云、王事たやすからざる故に、わが夫役をつとむる、日に日を、つぎつぎと、しばらくも、休む時なしとぞ、

日月陽止、女心傷止、征夫遑止、

征夫とは、征はゆくなり、役にゆく夫を云、今日日、十月なれば、成りを、をへて、たれいづべき時なるに、なをいまだかへらず、よりにて其妻ましかね、心のうちにいたみかなしんで云く、わが征夫、今すでに、いとまあくべきを、なんすれぞ、かへらざるやと、蓋し上二句は公義をいひ、此三句は、私情をのぶ、そのかみ婦

人も、義を知れる故に、公私をかねて、いへるなり、

○有杕之杜、其葉萋萋、王事靡盬、我心傷悲、卉木萋萋、止、女心悲、

妻々は、さかんなる貌、杜の實、すでにおちて、としのわかば、萋々としげり、又凡そ草木も、萋として、しげるは、春すでにくれなんとして、征夫のかへるべき時なるに、王事やすからぬを以て、なほいまだ、かへりこず、妻いよくましかね、傷み悲む心切にして、征夫今こそかへりつきなんに、いかにしてかはをそきと、いへるなり、我心と云も、亦、女の心なり、

○陟彼北山、言采其杞、

杞は、くこなり、夫をましかぬるによりて、北山にのぼり、杞をとるに、かこつけて、夫をのぞむなり、

王事靡盬、憂我父母、

我父母とは、夫の父母をさし云、王事やすからぬを以て、時すぐれども、なほかへらずは、舅姑にも亦、憂を

あたへんとなり、

檀車幘幘、四牡瘡瘡、征夫不遠、

檀は堅き木にて、車つくるによし、幘々は、やぶれたる貌、瘡々は、つかれたる貌なり、此役夫、征伐にしたがふを以て、よろひ武者三人、共に車にのる、よりにこれをも四馬にかけたるぞ、妻の心に、おもひみららく、今すでに、二年すぎつれば、檀車の堅きも、すでに幘々としてやぶれ、四牡の壯なるも、すでに瘡々としてつかるべき比ほひなるほどに、わが征夫のかへること、今は遠かるまじとなり、

○匪載匪來、憂心孔疚、

此章も、上の章と、一時の事なり、匪載匪來とは、荷物車を、装ひのせて、かへり來ずとなり、よりにわが憂る心、甚やましきぞ、

期逝不至、而多爲恤、

今かへるべき期も、すでにすぎつれば、わが征夫、もしくは病るか、もしくは死せるかなど、さまざまに憂をなすこと、多しとなり、

ト、筮借止、會言近止、征夫邇止、心のうれへ、やるかたなきまゝに、龜のトひ、著の筮ひ、共にいとなみて、問ひみれば、其うらかた、詞をあはせて、みな歸ること近しと云、然れば今は、うたがひなく、征夫のかへること、ちか、らんぞ、夫をまつと、ト筮するに至るは、其思ふ意切にして、せずと云ことなき者なり、

秋杜

此詩征夫のかへることを、いはずして、其いまだかへらざる時、室家のまぢわびたる心の、切なることのみを云、今、今よるこびの深きを以て、其夫を慰る意、反てきはまり、なきとを、見るべし、○戌役の將帥と、士卒とを、遣す時、これをあはれむには、歌を同うし、日を同うす、上下の心を、一つにせんがためなり、還る時、これをいたはるには、歌を異にし、日を異にす、上下の分を、明にせんがためなり、出車は將をねざらふ故に、其功をほむ、秋杜は、衆をねざらふ故に、其情をきはむ、蓋し先王、己が心を推て、人の心とす、この故に、

よくつぶさに其情をつくして、民をして、其死をわすれて、上に忠あらしむることを得たり、

南陔

これは笙詩なり、笙ばかりふきて、其詞なし、古の詩經には、此篇題の下に、笙の譜をのせたりしを、後に失ひたると見えたり、

○白華之什、二之一、

白華

これも笙詩なり、

華黍

これも亦笙詩なり、儀禮の郷飲酒禮燕禮を考るに、其樂はじめに、鹿鳴四牡皇々者華を、瑟ひきてうたひ、其後に、南陔白華華黍を、笙にて吹くと、見えたり、

魚麗于罌、鱮、鯉、君子有酒、旨且多、

罌は、筍なり、梁にて魚をおとし入る者、説前に詳なり、魚これを麗るとは、歴て來るぞ、只、筍にてとりたる魚と、云義なり、其魚は鱮と鯉となり、鱮は鱸に似て刺あり、俗にぎいと云者なり、鯉は、沙中の小魚、俗にこりと云者なり、君子とは、主人をさす、○此詩は、宴饗に、上下通用する、樂歌なり、首三章は、共に興なり、此章魚の鱮と鯉と、二色あるを以て、酒の旨くして、又多きを興す、一説に、みな賦なれば、鱮鯉は肴をいへるなり、これ主人宴饗に、其禮をつとめ、其すゝめ物をさかんにして、賓客を優に、もてなせる意を、詩人あらはして、賓客に告るなり、

○魚麗于罌、鱮、鯉、君子有酒、多且旨、

魴の説、前に見えたり、鱧は、うなぎの類、此方に見えず、餘の義は、上の章に同じ、

○魚麗于罌、鰕、鯉、君子有酒、旨且有、

鰕、一名は鮎、又鮎に作る、和名なまづ、有しとは、用

にしたがひて、つくることなきを云、此三章賦の體なれば、魚のしなく、多きを以て、主人のもてなし、いよく盛なる意を、あらはす、

○物其多矣、維其嘉矣、

是より下三章は、みな賦なり、物とは、即上三章の、すゝめ物を云、下同じ、嘉しとは、その多しと云者、又みな美物にして、うすからぬとぞ、

○物其旨矣、維其借矣、

借しとは、その旨しと云者、又みなそろひて、まじりなしとぞ、

○物其有矣、維其時矣、

時なりとは、その有しと云者、又みな時に當りて、あたらしきとぞ、

魚麗

由庚

笙詩なり、説下に見えたり、

南有嘉魚、烝然罩罩、君子有酒、嘉賓式燕以樂、

南は、周の南方、江漢の間を云、嘉魚は、鯉に似て、味美なる魚なり、此方にこれなし、烝は、詞を發するの聲なり、罩は、魚をおほひふせてとる、かごなり、罩々とは、いくつもとる義なり、下の章の汕々も亦同じ、君子は、亦主人を云、○此詩も、亦宴饗に通用の、樂歌なり、四章共に興なり、此章云意は、南方に嘉魚あれば、必これをふせとり、ふせとる、主人酒あれば、必嘉賓のために、宴をまうけて、相共に、これを樂むとなり、即これ興の體なり、

○南有嘉魚、烝然汕汕、君子有酒、嘉賓式燕以衍、

汕は、魚をすくひとる、かごなり、衍は、何事も、心にかなひたる義なり、興意は上に同じ、

○南有樛木、甘瓠纍之、君子有酒、嘉賓式燕綏之、

臺、和名はすげ、蓑笠にする草なり、萊、和名はあかざ、其葉を食ひ、其莖を杖にする草なり、樂只君子とは、賓客の容貌、温かに、和ぎて、見る者の樂むべきを云、邦家之基とは、基は堂室の地盤なり、君子の徳、國家の鎮めとなること、地基の如くなるを云、萬壽無期とは、其壽ながきこと、萬年までも、なほかぎりあらじとぞ、○此詩も、宴饗に通用の、樂歌なり、五章共に興なり、此章は、主人の賓を尊ぶ意を、いひのぶるぞ、興の意は、南北の山、一處にあらずして、その有る所の物も、亦一種にあらず、此樂き君子も、只徳あるのみにあらず、又その壽命もあるべしとなり、其徳を美て、又其壽を祝ふ、徳をほむるには、又これを戒る意あり、

○南山有桑、北山有楊、樂只君子、邦家之光、樂只君子、萬壽無疆、

光と云も亦徳を云、其徳、國のかゝやきとなればなり、餘は上の章に同じ、

瓠に苦きあり、甘きあり、甘瓠は、食ふべき者なり、云意は、南方に、枝のさがれる木あれば、甘瓠のつる、かゝりまとひて、はなれず、君子酒あれば、嘉賓をもてなし、ねんごろにしたしみて、共に心を安んずとぞ、これ比に似たる興の體なり、

○翩翩者雛、烝然來思、君子有酒、嘉賓式燕又思、

此章は、只二つの思の字、相よぶを以て、興の體とす、別に義をとる所なし、又すとは、すでに宴して、又宴し、懇誠の意、やむことなきを云、一説に又思ひて、忘れざる義にとれり、

南有嘉魚 崇丘

笙詩なり、説下に見えたり、

南山有臺、北山有萊、樂只君子、邦家之基、樂只君子、萬壽無期、

○南山有杞、北山有李、樂只君子、民之父母、樂只君子、德音不已、

杞、一名は狗骨、和名ひらぎ、其葉に五角あり、其木きめつまりて、色白し、德音とは、徳のほまれなり、民之父母とは、萬民のよりのむ所なるを云、不已とは、久くつたはることを云、これ亦壽を祝したる意も、其中にあり、餘は亦上に同じ、

○南山有栲、北山有杞、樂只君子、遐不作眉壽、樂只君子、德音是茂、

栲は、ぬるでの類、栲を、あはきと訓す、今みな、つまびらかに知れず、眉壽とは、眉毛のながきを、壽ながきしるしと、すればなり、德音是茂なりとは、ほまれのあまねくして、至らざる所なきを云、一説に、此章、まづ壽をいひて、後に徳を云は、壽いよくながければ徳いよくたかすと、云意ありと、餘は亦上に同じ、

○南山有枸、北山有楸、樂只君子、遐不作黃耇、樂只君子、保艾爾後、

枸は、枳枸、俗にけんほの梨と云者なり、枝のはしに、實ありて、珊瑚枝に似たり、味蜜の如し、楸は、あづきの類なり、黃耇とは、老耇の人を云、黃は髮の色白きが、變じて黃になりたるぞ、者は老人の面さびくろみて、凍れる梨の、如くなるを云、保艾爾後とは、後は後日なり、今より以後も、なほ精神氣力を、安んじ養ひて、堅固なるべしとぞ、これも亦徳の一端なり、餘は亦上に同じ、

南山有臺

魚麗の詩は、薦物のさかんなるを以て、賓を優にす、嘉魚の詩は、懇意のふかきを以て、賓を樂ましむ、南山の詩は、徳壽を頌して、賓を尊ぶ、此三者、そなはりて後に、賓を宴するの道、つくせり、

由儀

笙詩なり、儀禮を考るに、宴饗の時、魚麗を歌ひて後に、由庚を吹き、又南山有臺を歌ひて後に、由儀を吹く、一歌一吹、かはるべく奏す、よりに、その次第を以てあみつらねたり、

蓼彼蕭斯、零露漙漙、既見君子、我心寫兮、

蓼とは、長く大いなる貌、蕭は、蒿なり、蒿の類多くして、其かうばしきを蕭と云、たしかにいづれとは、知れがたし、漙とは、露のをきうかへる貌、君子とは、諸侯をさす、我とは、天子自稱す、心寫すとは、心のとけたることを云、器にある物を、かたぶけうつすがごとくなればなり、○此詩は、諸侯朝覲の時、天子、これと酒宴して、慈愛恩惠の意を示す、此時に奏する、樂歌なり、四章共に興なり、此章は、露のおちて、蕭にをけるが、潏然たるを以て、宴饗の時、王の心の、とけくだれるを興す、云意は、今來朝の諸君子に、あひみつ

れば、我心うちとけて、そこひなしとぞ、蓋し既に見ると云時は、これ宴の始にうたふ歌なるべし、

燕笑語兮、是以有譽處兮、

上の文をうけて云、君の心寫せる故に、宴をまうけて、相共に笑ひ語ふ、こゝを以て諸侯君の心にあへる譽れあり、又そのたのしみありとなり、

○蓼彼蕭斯、零露漙漙、既見君子、為龍為光、

漙々は露の多き貌、龍は、龍の義なり、これ露の蕭にをくこと、漙々として多きを以て、諸侯の徳の盛なることを興す、為龍為光とは、君子の徳、貴寵すべく、國の光とすべきを云、これ其徳を、喜び好んずる詞なり、

其徳不爽、壽考不忘、

壽考とは、いのちのながきを云、龍光の徳、とこしなへにして、かはることなく、壽考の後までも、すてわすれうしなはじとぞ、其徳を褒美して、又其壽を祝

頌し、これによりて又、勸め戒る意を、よせたるなり、下の章同じ、

○蓼彼蕭斯、零露泥泥、既見君子、孔燕豈弟、

泥々とは、うるほへる貌なり、零る露の、泥々たるを以て、君子の徳の、豈弟なるを興す、孔燕して豈弟なりとは、豈は、たのしき義、弟は、やすらかにして、よろこばしき義なり、これ宴饗の時、その體たらく、甚喜樂怡易に見ゆる事を云、

宜兄宜弟、令德壽豈、

宜しとは、中よきぞ、これ亦宴饗の間にあらはる、徳容を以て、その一家の人に、よからんことを、推しはかりていへり、令徳は、善き徳なり、家人によきは、即令徳なり、此徳あれば、又壽樂の福を、享くべしとなり、蓋しそのかみの諸侯、世のつぎめに、兄弟忌み疑ひひ、相害ふこと多し、よりに此事を以て、これをほめながら、又これを警し戒るなり、

○蓼彼蕭斯、零露濃濃、既見君子、

子、儻革冲冲、和鸞離離、萬福攸同。

濃々は、厚き貌なり、儻は、轡なり、革とは、轡をとりたる、餘の、手より外にたれさがりたる所を云、冲々は、即たれたる貌なり、和鸞は、みな鈴の名、車の軾にあるを和と云、馬の鑣にあるを鸞と云、離離は、其聲の相やはらげるを云、○此章露のをくこと、濃々として、厚きを以て、諸侯朝覲の儀式嚴重に、つゝしみとゝのひて、其身萬福の、あつまる所なるを興す、

蓼蕭

湛湛露斯、匪陽不晞、厭厭夜飲、不醉無歸。

湛々は、露の盛なる貌、厭々は、安んじ、久うして、飽きたれる貌なり、○此詩は、天子朝覲の諸侯と、宴饗はて、後、なほその恩情を、つくさんために燭をとりて、夜宴せらる、此時の歌なり、其詞によりて見れば、これ宴のをはりに、うたふ歌と見えたり、四章共

に興なり、一篇の大意上の詩に似たり、此章は、詞の對を以て、興の體としたる内に、皆久うしても、すみいとほざる意あり、

○湛湛露斯、在彼豐草、厭厭夜飲、在宗載考。

宗は、宗室なりと、毛氏の傳に見えたり、古は燕禮を路寢にをこなふ、然れば宗室は、路寢の類と見えたり、路寢は、正寢なり、前堂を云、此方に寢殿と云が如し、考すとは、其禮を成し遂るとぞ、湛露豐草にをきて、潤澤の深きを以て、夜宴を宗室に成して、恩義の厚きことを興す、

○湛湛露斯、在彼杞棘、顯允君子、莫不令德。

杞は、枸杞なりといへども、分明ならず、棘は、なつめの類、前に見えたり、顯は、明なり、允は、信なり、其心の明白にして、忠信なることを云、君子は、賓客たる諸侯をさす、令徳は、善徳なり、酒をのむこと、多けれ

ども、みだれざるにつきて云、これ杞も棘も、みな露にうるほへるを以て、いづれの君子も、みな令徳あることを興す、

○其桐其椅、其實離離、豈弟君子、莫不令儀。

椅も、桐の類、前に見えたり、離々とは、たれたる貌なり、豈弟の義、上の詩に見えたり、令儀はよき威儀なり、これ桐と椅との實の離々として、たるること、同きを以て、樂易の君子、醉に至れども、皆その威儀を、くづさざる事を興す、

湛露

○彤弓之什、二之三

彤弓とは、形は赤き色、あかぬりの弓を云、昭とは、弓をばづせる貌なり、○此詩は、天子、諸侯の征伐の功を賞せらるゝ時に、大饗をまうけて、弓矢を賜ふ、此時に奏する、樂歌なり、三章共に賦なり、凡そ九錫のた

まもの、中にも、弓矢を重しとす、赤き弓矢と、黒き弓矢を、一時に玉はれども、赤きは周の尙ぶ色にして、其數も少し、故に重き所をあげて云、又只弓をいひて、矢をかぬるなり、此章云意は、此彤弓の、昭然たるは、さきに弓人の官より、したて、奉りたるを、うけて御府におさめをき、有功の賞をまつ所の者ぞとなり、その重き器にして、かるくしく、人にあたへざることを見るべし、

我有嘉賓、中心貺之、鐘鼓既設、一朝饗之。

嘉賓とは、諸侯をさす、鐘鼓をまうくるは、大樂なり、一朝は、一旦なり、中心貺んとすと云時は、此たまもの、心の誠より出で、外勢にせまり、やむことを得ずして、あたふるに、あらざることを見つけし、一朝に饗すと云時は、即時にこれをあたへて、少もおしむ意なきことを見るべし、

○彤弓昭兮、受言載之、我有嘉賓、中心嘉之、鐘鼓既設、一朝右

之、
載ぐとは、榮にかけて、おさめをくぞ、右むとは、其功
を勸めたつるぞ、今勸賞と云が如し、又これを尊ぶ意
あり、此章と下の章とは、只首一章の事を、くりかへ
して、意を一入ふかくいひたるなり、

○彤弓 昭兮、受言囊之、我有嘉賓、中心好之、鐘鼓既設、一朝醕之、

囊むとは、ふくろに入るぞ、凡そ飲酒の禮、はじめ主人、賓にくむを獻と云、賓主人にこたふるを酢と云、主人又自飲て、賓にくみす、むるを醕と云、醕は、酬と同じ、厚き意あり、又勸る義あり、勸る義は、其説上に見えたり、

形弓
菁菁者莪、在彼中阿、既見君子、樂且有儀、

君子に見て、これを喜ぶこと、我に百朋の重貨を、玉はるが如しとぞ、章意亦上に同じ、

○汎汎楊舟、載沈載浮、既見君子、我心則休、

楊舟は楊の木にて、作れる舟なり、此章は比なり、云意は、我いまた、君子にあはざる時、これをしたひて、心のうきしづみ、定らざること、楊の舟の水にたゞよふが如し、今すでにあひ見れば、心休然として、安んじしづまれるとぞ、其喜樂をいへるなり、

菁菁者莪

六月 棲棲戎車既飭、四牡騤騤、載是常服、

六月は、即今の未の月なり、棲々は、さはぎて、安からざる貌、戎車は、兵車なり、騤々は、つよき貌、常服は、軍陣に、定りてきる衣服なり、赤き韋を、弁と衣とにして、裳と寫とは白し、○此詩は、周の宣王の時、北狄をかし入けるを、尹吉甫に命じて、これを伐しむ、其

菁々は、さかんなる貌、莪は、和名をはぎと訓ず、蒿の類なり、今いづれの蒿か知れがたし、中阿は阿中なり、陵の大いなるを阿と云、君子は、賓客をさす、○此詩も、亦賓客と、宴飲する時の歌なり、首三章は皆興なり、此章莪の阿中に生じ、その所を得て、さかんなるを以て、我賓客にあひ見て、心にこれを樂み、乃酒宴の儀式をとりはやすこと、あることを興す、一説にこれ比なり、莪の菁々たるを以て、君子の容貌威儀の、さかんなるに比すと、下二章も亦同じ、

○菁菁者莪、在彼中沚、既見君子、我心則喜、

中沚は、沚中なり、沚は、水中の洲なり、章意上に同じ、

○菁菁者莪、在彼中陵、既見君子、錫我百朋、

中陵は、陵中なり、百朋とは二貝を朋と云、古は貝を以て貨とす、後世に錢を用るが如し、錫我百朋とは

功なりて歸れる時、詩人歌つくりて、これをほめたるなり、六章共に賦なり、此章云意は、年の六月、軍兵を出すによりて、王畿の内、さはぎて棲々たり、大將こゝに、兵車をしたて、騤々たる四馬の、つよきにかへ、又軍事の常服を、のせそなへたりと、此四句、出陣の行装、正くと、のひたることを云、

玁狁孔熾、我是用急、王于出征、以匡王國、

古の法、夏と冬とは、軍兵を出さゞれども、玁狁をかし入りて、王都にせまり、ちかづき、其いきほひ、甚さかんにして、わが朝廷危急なるを以て、やむことを得ずして、兵を出して、征伐せしめ、王の國都を、正し安んせしむとなり、一説に、我是用急なりの句を、わが朝廷、軍を出すこと、急速なりと云義にとる、

○比物四驥閑之維則、

これ大將の車馬につきて云、比すとは、そろゆる義なり、凡そ車をかくる四馬、吉事には、其毛をそろへ、軍

事には、其力をそろゆ、今四馬の力をそろえて、又みな黒毛なれば、毛をも亦そろえたるぞ、これ吉甫かねて馬多く、そなへたることを見る、而して其馬、みなよくのりならはして、進退法則に、あひたるは、又そのかねて、飼入ることの、よきことを見る、

維此六月、既成我服、

服は、即上の章の常服、又甲冑の類をもかねべし、六月王命下るの時、即その兵服を、なしたつ、これ吉甫か、變に應ずることの、早速なることを見る、

我服既成、于三十里、

古人の出行、一日の行程、吉事には五十里、軍事には三十里にして、止るを以て、常法とす、但彼方の十里は、此方の一里なり、云意は、吉甫兵服成るとひとしく、即日のうちたち、ゆくこと三十里にしてやどると、これその事に、就くこと、すみやかにして、ゆるがせならず、而も又出行の度にはづれて、みだりにすまざることを見る、

王子出征、以佐天子、

此たび王命ありて、出征しむること、天子の力をたすけて、其いきどほる所の者を、うたしめんがためぞとなり、

四牡脩廣、其大有顛、

脩く廣きは、即其大なる所、顛は、即その大いなる貌なり、此二句、其時の將帥たる者の車、みなたくましく、四馬にかけて、乗り出たることを云、

薄伐玁狁、以奏膚公、

たやすく玁狁を、うちたいらげて、その大功を、王に奏聞せんと、擬議するなり、

有嚴有翼、共武之服、共武之服、以定王國、

嚴とは、威勢のをそるべきを云、翼とは、敬眞のたゆみなきを云、此二つは、武道の簡要とする所なり、將帥みな此道ありて、武略の事に、供へ用ひ、即亦これを以て、王の國家を安んじ定めんと、擬議するなり、

玁狁匪茹、整居焦穫、侵镐及

方、至于涇陽、

焦穫鎬方は、みな周に近き、北方の地の名、鎬は鎬京にあらず、涇陽は、涇水の北、豊鎬の都の西北にあり、云意は、玁狁その軍勢の、順逆をはからずして、みだりに周の地に、をかし入り、人衆をたてと、のへて、いみは、いからず、あふさがり、すでにまちかく、涇陽までに至れりと、これ六月といへども、やむことを得ずして、急に出征たしむるの故なり、

織文鳥章、白旆央央、

これ官軍の、はたいろを云、織文鳥章とは、織は、幟の字と同じ、小旂なり、その文章に、鳥をゑがきたるぞ、白旆とは、白は帛の字と同じ、旆のはたの末に、絳き帛をつぎて、尾にしたるを云、一説に、此二つは即朱雀玄武のはたなりと、央々は、あざやかに、明なる貌なり、

元戎十乘、以先啓行、

先陣の大車十兩を、をしたて、道なきを、つきひらきたるぞ、此章朝敵の、罪をならしめてうち、義直く、法正く、勢さかんにして、戦へば、必勝つことあるの、

由をいへり、

戎車既安、如輕如軒、

上の章の元戎は、先陣の車、此戎車は、大軍の兵車なり、安しとは、車よくして、あやうからぬを云、如輕如軒とは、そのよくと、のひたることを云、凡そ車のつくりやう、前よりみれば、うつぶきて、す、むが如くなるを、輕と云、後よりみれば、あをのきて、しりぞくが如くなるを、軒と云、かくの如くなれば、のりやすくして、相戦ふにも、利あるぞ、

四牡既佶、既佶且閑、

四馬みなつよくして、よくねれたることを云、

薄伐玁狁、至于太原、

大原も、北方の地、今の山西の域にあり、吉甫こゝろやすく、玁狁をうちしりぞく、されど只中國の外へをひ出して、太原までに至り、ながをひをせずして、ひきとる、先王戎狄を治るの法、かくの如し、

文武吉甫、萬邦爲憲、

此時の大將文武をかねそなへたる吉甫なりける故に、よく上に云如くなる、美功を成して、萬方の國までも、皆これを以て、憲法とするなり、

○吉甫燕喜既多受祉

吉甫軍功を成し、王國を安んじて、歸て酒宴して、喜樂をなす、これすでに、祉をうけたり、又君の恩賞、厚きことも、はかり知るべし、よりに多く祉をうくと云、

來歸自鎬我行永久飲御諸友

魚鼈膾鯉

鎬は、都を去ること千里、歸り來る道、とをくして、わが行くこと、長く久し、此勞をやすめんために、諸友と共に宴飲して、酒をすむるとなり、これ詩人、吉甫が心を、くみはかりて云ぞ、魚鼈は、やけるかはがめの肉、膾鯉は、ほそくきりたる、鯉の肉なり、これ其肴につきて、二種をあぐ、

侯誰在矣張仲孝友

張仲も、吉甫が友なり父母に善きを孝と云、兄弟に善きを友と云、これ云意は、その酒宴に、たれかある、張仲が、孝友なるありと、これ吉甫が賢なるを以て、よく賢友の相從ふことを致し、又その宴會の善きもよほしなることを、明さんがためなり、

六月

薄言采芑于彼新田于此菑畝

方叔涖止其車三千師干之試

芑は、菜の名、今のちさなり、人馬みな食すべし、凡そ新開の田一歳を菑と云、二歳を新田と云、畝は、うねなり、方叔は、周の宣王の卿、其車三千とは、凡そ兵車一乗と云には、輕車一兩に、甲十三人のる、左は弓射、右は戈をとり、中は御を主る、歩卒二十四人、前に、そなへて、又各二十四人、左右にそなふ、共に七十二人、又大車一兩そのあとにそひて、衣服器用をのせ、役夫二十五人、これにつく、總て百人なり、然れば、兵車三千乗には二十萬人を用ふべし、されど、これには、只軍勢の、さかんなることをきはめ云、必しも實數に

は、あらざるべし、師は、人衆なり、于之試ふとは、敵とふせきた、かふことに、よくなれたるとなり、○此詩は、周の宣王の時、南の方荊州の蠻をむけり、王方叔に命じて、征しめられしを作れり、首三章は、みな興なり、此章軍士ゆく、芑をとるによりて、興をおこして云、しはらく芑をとれば、かの新田にをいてし、この菑畝にをいてす、方叔陣にのぞめば、兵車の數多きことかれが如く、師衆の敵をふせぐに、よくなれたること、これが如しと、詞を對していへるなり、

方叔率止乘其四騏四騏翼翼

路車有奭簟第魚服鉤膺鞞

革

路車は、方叔がのれる、金路なり、赤ぬりにして、金の飾あり、簟第は竹のあじろを、車のかこひにしたるぞ、魚服の説、采薇の詩に見えたり、一説に、此魚服

は、馬甲を、鯨にてかざりたるを云と、鉤膺は、馬のむながひの、前にあたれる飾、金にてこれを作る、鞞革の説、蓼蕭の詩に見えたり、是より下二章は、方叔が車馬衣服等の、軍容さかんにして、國の威光となれることを云、

○薄言采芑于彼新田于此中

鄉方叔涖止其車三千旂旐央

中郷は、其田よくこなれて、民の居る所と、なれるを云、旂は、交龍のはた、旐は、龜蛇のはた、央々は、ひらめく貌、興意は上に同じ、

方叔率止約軹錯衡八鸞瑄瑄

約軹とは、革にて、兵車の轂をまとひ、朱にてぬりたるを云、錯衡とは、飾したる、馬の衡なり、八鸞とは、鸞は馬の鑣につくる、鈴の名、四馬の兩鑣に各一つ、すべて八つなり、瑄々は、其聲なり、これ方叔が車の飾を、又くはしく云ぞ、

命服は、天子より、官位にしたがひて、命せらるゝ、衣服なり、朱芾は、黄朱いろの、ひざおほひなり、皇は、煌々と云が如し、かゝやく貌なり、瓊葱珩とは、珩は佩玉の首に、よこたへたる玉の名、其色葱の如くにあをし、瓊は、其なりをとりなり、

○ 歛彼飛隼、其飛戾天、亦集爰止。

歛は、とぶ貌、隼は、鷹の一種、その飛こと、甚はやき者なり、集るとは、とまる、義なり、止るとは、其とまらべき處を云、

方叔涖止、其車三千、師干之試、義上に同じ、

鉦人伐鼓、陳師鞠旅。

鉦人とは、鉦をうつ役人なり、鉦は、鏡と鐃との總名、その形みな鈴の如し、舌なくして柄あり、鐃は、小きに、鐃は大になり、人衆を動かすには、太鼓をうつ、こ

○ 蠢爾蠻荆、大邦爲讎。

此章は賦なり、蠢は、むぐめくと訓す、蟲などの、無知にして、うごく貌、蠻人をいやしめて、いへるなり、蠻荆とは、荊州の蠻なり、大邦とは、中國を云、これ云意は、荆蠻自その分をはからず、大國を敵にとりて、そむきたるとなり、

方叔元老、克壯其猶、方叔率止、執訊獲醜。

元は大なり、方叔大老なりといへども、其はかりごとは、さかんにして、よく軍功を、なせるとなり、戎車嘒嘒、嘒嘒焯焯、如霆如雷、嘒々は、数の多きぞ、焯々は、勢のさかんなるぞ、如霆如雷とは、霆は雷の急なるを云、これ其聲の、をそろしきことをいへり、

顯允方叔、征伐玁狁、蠻荆來威、方叔蓋しさに、北狄を征伐して、功あり、故に蠻荆、その名を聞て、降参して來り、をそれふしたり、

れを靜むるには、鐃鐃をうつ、但鼓をうつにも、亦その人あり、こゝに鉦人伐鼓と云は、文を互にしていへるなり、師と旅と、對して云時は、二千五百人を師と云、五百人を旅と云、鞠とは、敵と相戦はんとする時、人衆をつらねをき、詞をつけて、誓約することを云、こゝに陳師鞠旅と云も、亦文を互にしていへり、

顯允方叔、伐鼓淵淵、振旅闐闐。

顯は、命令のあきらかなるを云、允は、賞罰のまことあるを云、方叔伐鼓とは、大將の車、中軍にありて、衆をかけひき、せしむる故に、自鼓うつことあり、淵々は、鼓の聲和平にして、怒り暴だ、しからざるぞ、これ衆をすゝむる時を云、振旅とは、衆をひきとるなり、闐々も、亦鼓の聲、一説に、其聲のさかんなるを云、軍を出しすゝむるにも、ひきとるにも、皆かねとつゝいみをうつなり、此章、隼の飛こと、たかく天に至り、又くだりて、其止るべき所に止るを以て、方叔が軍勢さかんれども、亦その進退のほどよき所あることを興す、

采芑

我車既攻、我馬既同、四牡龐龐、駕言徂東。

我とは、朝廷より云、同じとは、そろひたる義なり、凡そ四馬をそろゆること、宗廟の事には、毛をそろえて、其純なるを尙ぶ、軍旅には、力をそろえて、其強きを尙ぶ、田獵には、足をそろえて、其疾きを尙ぶ。龐々は、みちふとりたる貌なり、東とは、東周をさす、○昔周公、成王に相たりし時、諸侯の來朝する、道の遠近をひとしくせんために、天下の中土をはかりて、東都を洛邑にいとむ、即これ東周なり、周家おとろふるに及んで、諸侯朝會の禮、すたれたること久し、宣王中興して、内には政事をおさめ、外には夷狄をはらひ、東西兩周の畿内、文武のむかしにかへる、こゝにをいて、車馬をおさめ、器械をそなへて、又諸侯を東都に會し、遂に又これをひきゐて、田獵し、その車徒を、かぞへしるして、再世の盛なることを示す、よりて詩人、此詩作りて、これを稱美す、八章共に賦な

り、此章云意は、今わが百官、各その職をつとむるに
よりにて、車輿の制、ことごとくに堅く、わが乗馬の品
も、それごとくにそろゐて、みな龐々とふとれり、こゝ
にをいて、東都にみゆきして、諸侯を會せん、あら
ましあるとなり、

○田車既好、四牡孔阜、東有
甫草、駕言行狩、

阜とは、さかんに大なる義なり、甫草は、即甫田なり、
今の河南の域にあり、云意は、田獵の車、すでにえら
びてよく、その四馬も亦甚さかんなり、東都の畿内
に、甫草の澤あり、車駕この所に、行幸して、御狩せん
となり、

○之子于苗、選徒囂囂、建旄設
旄、搏獸于敖、

之子とは、有司を云、こゝには、苗獵の奉行をさせり、
實は、宣王をさし云ことを、はかりて、有司を以て、
いへるなり、選徒とは、徒は卒徒なり、車をかねて
云、車徒をかぞへて、着到するぞ、囂々は、聲の多くし

て、盛なるを云、旄旄の説、出車の詩に見えたり、敖
も甫草に近き、地の名なり、○此章は、すでに東都に
至りて、狩するを云、此日有司、狩場に出て、車徒の
數を、かぞへしるす、其聲囂々として、多く盛なり、こ
れ車徒の數、多きことを見るべし、されど車徒の聲
は、かまびすしからずして、只これをかぞふる聲ばかり、
さこゆるは、其よく衆をおさめて、しづめたるこ
とを見るべし、

○駕彼四牡、四牡奕奕、

駕すとは、車をかくるなり、奕々とは、つらなりまと
ひ、ちりしきたる貌、之さきに諸侯、東都に朝會する
時のことを云、其車路次のあとさきに、相つゞき、又
いづれの道にも、車ちりしきて、見ゆるとぞ、これ來
朝の諸侯、多きことを云、

赤芾金舄、會同有釋、

赤芾金舄は、諸侯の命服なり、金舄は、赤き舄を、金に
てかざりたるぞ、諸侯時ならずして、朝するを、會と
云、もろく、共に朝するを、同と云、されどこゝには、
只二字をあはせて、來朝のこととなし、いへるなり、

釋るとは、諸侯朝廷に、たちならび、又相つゞきて、上
殿することを云、これ亦朝參の時、諸侯の多かりしこ
とをいへり、

○决拾既飲、弓矢既調、

決とは、象牙の環を、右の大指につけて、弦をかけひ
く者を云、拾は、章を、左の臂の内につけて、袖をしぼり
て、弦すりを、ふせぐ者を云、飲ぶとは、決拾の、よく
手指にあひたることを云、一説には決をつけて又拾
をつくるをば、飲ぶと云とぞ、弓矢調ふとは、弓の強
く弱きと、矢の重く軽きと、よくとりあひたることを
云、○此章は、來朝の諸侯、みな天子に従ひて、狩する
ことを云、こゝにはまづ、その射器をあげたり、

射夫既同、助我舉柴、

射夫とは、夫は男子の稱、弓射る者を云、即諸侯をは
じめとして、いへるなり、柴とは、狩りえたる獸の、つ
もりたるを云、これ云意は、諸侯以下の射手、心をあ
はせて、わが天子の、力をたすけ、獲もの、つみたる
を、あげはこぶとぞ、これ獲もの、多きことを云、又
諸侯天子の事につくを、樂むことを見る、

○四黃既駕、兩驂不倚、

四の黃と云時は、狩の馬、足そろひて、毛も亦そろひ
たるぞ、これ馬の多きことを見る、兩驂の説、前に見
えたり、不倚とは、正しくして、ゆがまざるぞ、これ馬
をよくかひならせることを見る、此二句は、天子諸侯
を、通じて云歟、或説に、只これ天子の車馬を云と、

不失其馳、舍矢如破、

車を御する者、そのはせかくる法を、あやまらず、弓
いる者、その矢はなつこと、よくあたりて、矢さきつ
よきぞ、

○蕭蕭馬鳴、悠悠旆旌、

蕭々悠悠は、皆ゆるやかなる貌、此章は、狩のをはり
を云、これ馬のいななく聲、旌のひらめく貌の、ゆる
やかなるを以て、車徒多けれども、法制きびしき故に、
事はつるまで、よくしづまれることを示す、

徒御不驚、大庖不盈、

徒は、かちたちの者、御は、車をやる者、不驚とは、か
まびすしく、さはがしからざることを云、大庖は、君

の御庖なり、古の狩の法、君は獲もの、中にて、上中下殺の三等を、えらびとる、凡そけものを射るには、虞人射る者の車の左へ、をひかくるを、やりすぐして、左のわきばらより、右のかたさきへ、いとほし、心にあたりて、はやくとまりたるを、上殺とす、これを祭祀にそなふ、もし右の耳もとへ、いとほせば、やをそくとまるを以て中殺として、賓客のもてなしとす、左のももより、右の腰へ、つらぬけるは、尤をそくとまらるが故に、下殺として、常の供御に用ふ、其外けもの、来るを、前より射とめて、むかふきずあるをば、降人を殺すに、似たるを以て、君にたてまつらず、君は只けもの、品ごとに、三等を、十づとる、其餘は士大夫に、頒ち玉はる、士大夫も亦あらかじめ、射を學宮にならひて、中れる者は、これを得、中らざる者は、狩にて射とむれども、これをとらず、この故に、獲もの多けれども、君の庖には、みたざるなり、士大夫も、そのほしいまゝに、とらざるを以て、君の恩惠、上下にあまねく、及ぶなり、一説に、此二句を、徒御多ければ、驚かさらんや、されども驚かず、獲もの多ければ、大庖に盈たざらんや、されども盈たすと云、義にとれ

○之子于征有聞無聲

此章狩の始末をすべて、これを讚美す、云意は、有司此度あまたの車徒をひきいて、出行と、其きこえは、ありつれども、其ゆく聲は、かつてきかざりしと、これその法律の、きびしくつゝしみて、始終かはりなきことを示す、

允矣君子展也大成

允は信なり、展は誠なり、君子は、宣王をさす、君の徳業、大いに成就し玉へるが、誠なることをは、此田獵につきて、信ずるとなり、

車攻

此詩舊説には、八章にして、章ごとに四句とあれども、五章以下の、叶韻にて見れば、四章にして、章ごとに八句なるべしとぞ、

吉日維戊既伯既禱

伯とは、馬祖なり、馬をつかさどる神をいふ、即東方

七宿の内、房星の神なり、○此詩も、周の宣王中興の時に、田獵せられたることをのぶ、四章共に賦なり、凡そ日をえらぶこと、陽干の甲丙戊庚壬を剛日と云、陰干の乙丁己辛癸を柔日と云、内の事には柔日を用ひ、外の事には、剛日を用ふ、狩は外事なるを以て、剛日をとる、下の章を以て見れば、此吉日は戊辰なるべし、蓋し狩には馬の力を用る故に、まづ吉日を以て、馬祖に禱る、馬つよくして、獲もの多からんを、願ひてなり、

田車既好四牡孔阜

乗車もすでにかたく、四馬も亦すくやかなるぞ、

升彼大阜從其羣醜

かの大なる阜の、さがしきにも、はせのぼりて、獸のむらがりて多きを、をひて射とらんとなり、

○吉日庚午既差我馬

庚午も、剛日なり、馬祖にいのりて後三日、庚午の吉日を得て、遂に其馬をばえりそろへて、のり出るなり、

獸之所同麀鹿麇麋

麀鹿は、牝鹿なり、麇麋は、多き義なり、獸のあつまる所、麀鹿の多きを見て、これを狩らんとぞ、

漆沮之從天子之所

漆沮は、川の名、西都の畿内、今の陝西の域にあり、云意は、漆沮のほとり、獸尤さかんなるによりて、則こゝにをいてかりする、これよろしく、天子の御狩場なるべしとなり、

○瞻彼中原其祁孔有

中原は、原の中なり、其地大いにして、獸甚多しとぞ、麇麋俟俟或羣或友、

悉率左右以燕天子

狩にあづかる人、ことごとく、其右左、事を共にする者を相ひきゐて、獸を狩とり、天子の御心を、たのし

ましむるとなり、
○既張我弓、既挾我矢、

これ天子をはじめ、もろくの射手をすべていへり、
發彼小豝、殪此大兕、

豝は、牝豕なり、兕は、野牛、犀の類なり、凡そ獸をい
るに、小さな者は、あたりがたくして、あたれば即
死す、大いなる者は、あたりやすくして、あたれども
死しがたし、今一矢にて、小にもあて大をもころす、
これ射御のよきことを云、

以御賓客、且以酌醴、

賓客は天子に従ひて狩する、諸侯をさす、醴は、甜酒
の類、これを酌とは、酒をもち、觴をめぐらすことを
云、これ狩り得たる獸を以て、賓客をもてなすことを
いへり、

吉日

車攻吉日の詩、宣王中興して、古の道に、復れる
ことを、見るべし、いかなとなれば、苗獵の禮、車

馬の出る、數多きを以て、王政の賦役かけざると
を見るべし、弓矢器械のとのへるを以て、軍事
の用をなはれることを、見るべし、衆徒の進退、
節ありて、又よくしづまれるを以て、法律の嚴な
ることを、見るべし、諸侯以下の人、相率ゐて、事
に従ひ、天子も亦、これと宴飲して、たのしむを以
て、上下の情、和げることを見らるべし、馬祖をい
のり、狩場をえらび、車御法にあひ、始終みだれ
ざるを以て、統紀の周きことを見るべし、故に文
武の功業を、明さまく欲せば、此一事を以て、こ
れを観るに足れり、

鴻鴈于飛、肅肅其羽、之子于征、

劬勞于野、

鴻鴈は、かりなり、大いなるを鴻と云、小きなるを鴈
と云、肅々はそのとぶ羽音なり、之子とは、人民共に、
かれこれさし云詞なり、○此詩は、周家中ごろおとろ
へ、厲王の亂を歴て、萬民離散したりけるを、宣王再
興して、先王の道を復し、流浪の民を、いたはり來し、
かへり安んせしめられたるによりて、民みな喜びて、

此詩作れり、首二章は、みな興なり、此章鴈のなきつ

れて、わたりゆく、羽音の、肅々たるを以て、さきに人
民、かれもこれも、處をはなれ、ちり／＼になり、野外
にたどりゆきて、劬勞せしことを興す、

爰及矜人、哀此鰥寡、

老て妻なきを鰥と云、老て夫なきを寡と云、此時野
に劬勞せし者は、みな世にあはれむべき人、ことにか
なしむべき鰥寡の人あるに、及べりと、

○鴻鴈于飛、集于中澤、之子于

垣、百堵皆作、

中澤は、澤中なり、垣とは、ついちづくことを云、百
堵とは、ついちづく板、長さ一丈にして、廣さ二尺、五
板つきあげて、高さも亦一丈なるを、一堵と云、衆民
われも／＼と同時にきつきたつるを以て、百堵皆作
と云なり、これ鴻鴈の飛來りて、澤中におりゐるを以
て、人民かへり來て、みな居り處をかこひ、安堵した
りしことを興す、

雖則劬勞、其究安宅、

今又此營作に、劬勞すといへども、ついにはみな、己
がすみかを得て、安んじをるべしとなり、

○鴻鴈于飛、哀鳴嗃嗃、

此章は比なり、嗃々は、かなしむ聲、民鴻鴈の、哀み鳴
くを以て、わが此歌作りうたひて、艱苦の情をのぶる
に比す、

維此哲人、謂我劬勞、維彼愚人、

謂我宣驕、

哲人は、此歌をききて、我が先日の劬勞より、出たり
と云、愚人は、これを、わが今日安堵して、いとまある
まゝに、歌うたひて、心の驕を、示すと云とぞ、

鴻鴈

これより下三篇の詩を、舊説に、亦みな宣王の時
のことなりといへども、詩の詞によりて見れば、
さだかにそれとは、知れざるなり、

夜如何其、

此詩は、天子朝參の諸侯に、あはんとして、夜ふかき

より、御寢に安んぜず、左右の人に、夜はなん時ぞと、しきりに問ひ玉ふことを作れり、夜如何とは、即その問の詞、其の字は、詞のたすけなり、

夜未央、庭燎之光、君子至止、鸞聲將將、

これ答の詞なり、庭燎とは、大禮の時にたつる、あかしなり、松茸竹などを、百つかねて、脂をそぎ、門内にたて、これをともす、天子は、其數百なり、君子は朝會の諸候をさす、云意は、夜いまだなかならざれど、庭燎ともしたて、光れり、君子至りて、車の鈴、將々ときこゆるとなり、

夜如何其夜未央、庭燎晰晰、君子至止、鸞聲噦噦、

未艾とは、夜のなをのこりたるを云、晰々とは、光の少ししらみたるを云、噦々とは、車ちかくなりて、しづかに來り、鈴の聲、ほどよく鳴るを云、餘の義は上に同じ、

夜如何其夜鄉晨、庭燎有輝、君子至止、言觀其旂、

輝るとは、夜あけなんとして、烟と光と、相まじりて、見ゆるを云、旂を見る時は、これすでに、色をわかつぞ、朝見の法、物の色わく時に、參入すればなり、或説に、此詩三章、必しも、三たび問答するにあらず、只これ朝會のあした、天子御寢に安んぜずして、つとにおき出玉ふことを、形容すと、凡そ詩歌に、此體多きなり、

庭燎

汚彼流水、朝宗于海、醵彼飛隼、載飛載止、嗟我兄弟、邦人諸友、莫肯念亂、

汚とは、水のながれみちたるを云、朝宗于海とは、諸侯、天子に、春まみゆるを朝と云、夏まみゆるを宗と云、流水海におもむくは、なほ諸侯の王に朝するが、如くなればなり、兄弟とは、ひろく同姓の人を云、邦

人諸友とは、同國の諸友と云義なり、一説には、これすべて朋輩の友をさす、兄弟とは、これをしたしみて云詞なりと、念ふとは、常に心にかけてわすれざる義なり、○此詩は、世の亂れんとするを憂へて、朋友を相警さんために作れり、三章共に興なり、此章水の流るゝも、海に歸することあり、隼の飛も、其とまる所あるを以て、世の中亂れば、身のをきどころ、なからんことを、反興す、而して諸友をさすとす、なんぞあへて、念慮にかくることなきと、蓋し人よくあらかじめ、禍亂を念ふ時は、身のために、難をまぬかれ、國のために、亂を救ふはかりこと、あればなり、

誰無父母、

云意は、人たれか、父母なき者あらん、患難の來ると、たとひ身のためには、憂へずとも、父母のためには、念はずして、あらんやと、

○汚彼流水、其流湯湯、醵彼飛隼、載飛載揚、念彼不蹟、載起載行、心之憂矣、不可弭忘、

湯々とは、水のなみだちて、盛にながるゝを云、不蹟とは、道にたがひ、理にもとりて、人をなき罪に、おとしいるゝ者を云、これ亦亂を致すの、端となる者なり、○此章、水のみさかりに流れいで、と、まらず、隼のみさかりに飛あがりて、おりざるを以て、わがが不蹟の人を念ふ故に、或はたち、或はゆき、此身席に安んぜずして、心の憂、わするゝまなきことを興す、

言寧莫之懲、

中陵は、陵中なり、訛言とは、訛はいつはりなり、人なき名を以て、我をそしめるは、讒言なり、これを我より視れば、訛言なり、二つにあらず、訛言の民は、即上の章に云、不蹟の人なり、○此章隼の高く飛も、亦陵の中によりそひてとせば、なほ其といまる所あるを以て、民の訛言を、とひむる者なきことを、反興す、

我友敬矣、讒言其興、

始は人にむかひて、訛言を憂へ、卒りには己に反て、自敬む、これを以て、友を戒め、又以て自戒む、一篇の

詞、憂慮をふかくする中に、孝と敬とを忘す、これ詩人忠厚の意なり、

汚水

舊此詩を、二章は章ごとに八句、一章は六句といへとも、三章共に、八句なるべし、末の章の首二句おちたると見えたり、

鶴鳴于九臯、聲聞于野、

鶴は、即今の白鶴なり、臯は、澤水のおふれいで、穴となりて、たまりたる所、其數外よりかぞへて、九つに至るを、九臯と云、尤も深く遠き處なり、鶴の聲、さえたるを以て、九臯の中になきて、其形は見えざれども、其聲は、必四方の野に、きこゆるなり、○此詩、何によりて、作れることを知らず、されども按ずるに、必これ人のために、善をのべ、誨をいふの、詞なるべし、二章は比にして、章ごとに、四つのだとへあり、此章九臯の鶴の聲、必四野にきこゆるを以て、人内にある善惡の誠、ふかくつゝめども、おほはれずして、必外にあらはるゝに比す、人その獨を慎むべきことを示す、

魚潜在淵、或在于渚、

魚は、しづむ義なり、魚或時はひそまりて、淵の深きにあり、又或時は、うかびて、渚の浅きにあるを以て、道理の常に、一定の所なきに比す、何事も、只時にしたがひ、變通して、一己の見る所を執り、已往の迹になづまざるべきことを示す、

樂彼之園、爰有樹檀、其下維

擇、

云意は、かの園におひたてる、檀の良材あるを、樂めども、その木の本は、おちばにうづもれて、けがらはしと、これを以て、わが好んずる者にも、あしき所あることを知るべきに比す、

他山之石、可以爲錯、

錯は、礪石なり、あらとを云、山より出る、あらしくしき石も、礪となして、物をとぐべし、これを以て、わが惡みんずる者にも、よき所あることを知るべきに比す、人よく此四つの者に由て、引てこれを伸べ、類にふれて、これを長さば、天下の事にをいて、各その當

然の理を得て、これをあやまらざるに、ちかゝるべし、

○鶴鳴于九臯、聲聞于天、魚在于渚、或潜在淵、樂彼之園、爰有樹檀、其下維穀、他山之石、可以攻玉、

穀は、惡木なり、比意みな上の章に同じ、○程子かつて、邵子に聞ける語をのべて、おもへらく、玉の温潤なるは、天下の至りてうつくしき者なり、石の粗厲なるは、天下の至りてみにくき者なり、然れども、兩つの玉を以て、相磨けば、器と成されず、石を以て、これを磨いて、然して後に、玉の器たること、以て成ることを得たり、なほ君子の、小人と共に、處るが如し、横逆を以て、をかしかけられて、然して後に、自修め省み、畏れ避けて、良心をうごかし、私欲にたへ、善のいまだなき所を増し、禍をいまだ至らざる時に、防いで、義理自然に出來り、道德自然に成り立つと、

鶴鳴

○祈父之什、二之四、

祈父、予王之爪牙、胡轉予于恤、靡所止居、

祈は、公官の名、即司馬なり、古は祈圻畿三字通用す、畿内の軍事をつかさどる故に、祈父と云、父は、甫と同じ、男子をほめて云詞なり、予とは王の六軍の兵士、自稱していへり、或説に、王の近衛の士、司右虎賁の屬を、いへるなりと、これは王の出行の時、兵刃をとり、左右につらなりて、これを衛護し、非常をふせぐ者なり、よりにて王の爪牙と云と、爪牙とは、即、兵士を云、爪と牙とは、鳥獸の、物に手むかひ、をどす者なる故に、これを以て、稱とす、○此詩は、軍士久く、武役にさしつかはれて、あることを、怨みて作れり、三章共に賦なり、此章その長官をよびかけて云、我等は王の爪牙の士たるをば、なんぞ久く、うれはしき處に、うつしをきて、安じ居るひま、なからしむるぞと、祈父にあたりて云こと、王をさし云ことを、はかり

てなり、

○祈父、予王之爪士、胡轉予于恤、靡所底止、

爪士は、爪牙の士なり、靡所底止とは、止りやすんずることを、得る時節、いつまでとも、知れざる意なり、餘の義は、上の章に同じ、

○祈父、亶不聰、胡轉予于恤、有母之尸饗、

饗とは、食を熟することを云、古の法、父母老て一子なる者は、征役をゆるして、父母を養はしむ、よりに軍士、祈父に此法をきかずやと、せむるぞ、我をして、親を奉養することを、得ずして、反て母をして、自薪水の勞をつかさどらしむるぞと、然れば、此詩作れる人は、一子なりと、見えたり、

祈父

舊説に、此詩を宣王、西の戎姜氏と戦ひて、王の師やぶれたる時に、軍士怨みて作れりと、されども

之、以永今夕、所謂伊人、於焉嘉客、

菴は、まめのはなり、嘉客は、俗に珍客と云が如し、一章の大意上に同じ、

○皎皎白駒、賁然來思、爾公爾侯、逸豫無期、

上二句、賁然とは、ひかりかざれる貌、賢者來れる時は、其所の光華となればなり、一説に、來ることのは、やきなりと、これ云意は、此人皎白の馬にのり、賁然として來らばとなり、思は、詞のたすけなり、下二句、爾とは、賢者をさす、逸豫は、やすんじたのしむなり、これ王者賢人をまねく、詞をつくり、爾來らば、公侯の貴爵をあたへて、ながく安樂なること、かぎりなからしめんと云ぞ、これを以て、わが懇望の意を、よせたるなり、

慎爾優游、勉爾遁思、

優游は、ゆたかにあそぶなり、遁思は、のがれ去る思

宣王は、中興の君なれば、民を役するに、不仁のことあるべからず、又詩の詞も、宣王の事とは、見えざれば、必しも然らざるべきなり、

皎皎白駒、食我場苗、繫之維之、以永今朝、所謂伊人、於焉逍遙、

皎々は、潔く白き義なり、場は、はたけなり、苗は、草のわかばへなり、繫ふとは、足をほだすぞ、維くとは、むながいをつなぐぞ、伊人とは、彼人と云が如し、想ひ慕ふ人をよびなづくる詞なり、逍遙とは、あそびやすんずる義なり、○此詩は、賢者の來りて、去んとする時に、なごりをおしみて、作れるなり、四章共に賦なり、此章上四句は、其人をよめんとする意を、乗りたる馬に、よせていへり、一説に、馬の皎白も、賢者の潔白を表してなりと、永今朝とは、けさの時節を、ながくして、久くとめんと、ねかふぞ、於焉逍遙せしめんとは、時節をのべて、其間に、ゆるくと、あそばしめたととなり、

○皎皎白駒、食我場藿、繫之維之、

ひなり、此賢者、隱君子なる故に、その隱居して、優游する樂を、つゝしみとめめて、過すことなかれ、その世を遁れ去る志を、つとめをさへて、決することなかれと云ぞ、蓋しわがとめめく欲する意の、深きこと、上に云如くなれば、しばらく、爾の隱遁の志を、ゆるべよ、我をかへりみず、ふりすて、遠く絶ち去ることなかれとなり、

○皎皎白駒、在彼空谷、生芻一束、其人如玉、

空谷は、むなしきたになり、さびしくして、人かげなき處を云、生芻は、あたらしく、なましき、まくさなり、賢者留らずして、ついに去るに及んで、おもへらく、今此人、かの白駒にのり、寂寥たる、空谷に入りて、其あとかげも見えず、只生芻一束を、秣として、復わが場の苗藿を、はまざるべし、而して其人の徳は、うるはしきこと、玉の如しと、これその逸然とは、るかに、へたゝりて、なれしたしみがたきことを、なげきてなり、

毋金玉爾音而有遐心

金玉にすとは、おもんじおしむ義なり、音は、をとづれなり、其相わかるゝに及んで云く、今すでに、留らざれば、せんかたなし、せめては、後音をおしますずして、おり／＼に、相きこえよ、ながくたちて、とをさがる心、なかれとなり、

白駒

黃鳥黃鳥無集于穀無啄我粟 此邦之人不我肯穀言旋言歸 復我邦族

集るとは、とまるなり、邦族とは、本國の親族を云、○此詩は、三章共に比なり、むかし或人本國を去りて他國にすみけるが、其處にも、亦すみわびて、故郷にかへらまく思ふによりて、黃鳥をよびかけ、これにつげて思ふ所を、のべたるなり、則黃鳥を、其國の人に比して云く、なんぢ今より、此穀にとまりて、わが粟をついばむことなかれ、此國の人、我によさまなら

ざれば、我も亦、こゝに久しからずして、わが國のゆかりのもとへ、たちかへらんとするとなり、
○黃鳥黃鳥無集于桑無啄我梁 此邦之人不可與明言旋言歸 復我諸兄
不可與明とは、其中うと／＼しき故に、苦樂の情を明に相知らせがたしとなり、諸兄とは、わが親族の、やゝ年まさりたる者どもを云、章意は上の章と同じ、
○黃鳥黃鳥無集于栩無啄我黍 此邦之人不可與處言旋言歸 復我諸父
不可與處とは、我に妨ありて、同居しがたしとなり、諸父とは、親族の老たる者ともをさす、餘は亦上に同じ、但始に我族といひ、次に諸兄といひ、又次に諸父と云は、くるしむこと、久くなるにしたがひて、いよ／＼親き者を、思ふなり、

黃鳥

此詩を、舊説に、宣王の時のことなりといへども、詩の文にては、それと知れがたし、下の篇も亦然り、

我行其野蔽芾其樗

蔽芾とは、しげれる貌、樗は惡木なり、○むかし民あり、貧窮なる故に、他國へゆきて、その姻家に、より居けり、然るにこれを、をろそかにせしかば、故郷にかへらまく思ひて、此詩作れり、三章共に賦なり、此二句、われ野にゆきて、蔽芾としげれる、樗のかげに、やどると云、これその家なきことをいへるなり、

昏姻之故言就爾居爾不我畜

昏の父と、婦の父と、兩家相謂て、婚姻の家と云、我姻類の、したしみある故に、爾のもとに就て居れり、然るに爾、我をやしなひ、をかざる上は、しかじ、わびしくとも、わが本國の、舊宅にかへらんとなり、

○我行其野言采其蓬昏姻之故言就爾宿爾不我畜言歸思復

蓬は、惡菜の名、しと訓ず、俗に云ぎしくなり、此句は、その食ともしきことを云、思は、語をおこす詞、餘は上の章の意の如し、
○我行其野言采其蒿

蒿も、惡菜なり、今何の草とも知れがたし、句意は上に同じ、
不思舊姻求爾新特

特は、匹配の義、つがひ合たる者を云、こゝには妻をいへり、云意は、舊き姻家の好みをわすれ、爾の新き匹配を、求めて、これに親むとなり、
成不以富亦祗以異

云意は、さりとて此人、まことにかれが富るを以て、わが貧きを、いとへるにはあらず、亦まさに、其新きが

めづらしくて、舊きに異なるを、以ての故ばかりぞと、これ詩人、人を責るにも、忠厚のこゝろばへ、ある所なり、

我行其野

それ人の善行六つあり、よく父母に事るを孝と云、よく兄弟に和げるを友と云、宗族とむつまじきを睦と云、外親としたしきを姻と云、郷黨朋友相信じて、互にうけおふを任と云、その貧窮を、相救ふを卹と云、よりて王氏の云く、先王躬ら仁義を行ひて、民を道びくこと厚し、猶いまだしとおもひて、又官をたて、師ををいて、孝友睦姻任卹の、六行を以て、民を教ふ、その父母あるがため、の故に、教るに孝を以てす、その兄弟あるがため、の故に、教るに友を以てす、その同姓あるがため、の故に、教るに睦を以てす、その異姓あるがため、の故に、教るに姻を以てす、隣里郷黨相保し、相愛するがための故に、教るに任を以てす、相調し相救が故に、教るに卹を以てす、徒に教るが、率はざることあらんを、おもへるが故に、官師をし

と、屋づくりとをほめたるぞ、

兄及弟矣、式相好矣、無相猶矣、

云意は、此室にすむ人、みな相やはらぎ、長幼の間、共に好愛して、相かたぶげんと、はかることなかるべしとぞ、これ亦その家の、長久に、おさまるべきことを、祝ひたるなり、一説に、張子おもへらく、猶は、似なり、人の情、大抵、我これを施せども、彼これにむくひざる時は、則やめて、又ほどこさず、故に恩愛の末、とほることあたはず、兄弟の間は、只をのく、わが施すべき所を、つくすべし、彼がむくひざるに似せて、わが恩愛を、すつることなかれ、凡そ父子朋友の間も、亦みな此道を用ひすと云こと、なかるべし、只己をつくさんのみと、然れば、此句を相似することなかれとよむべし、これ必ずしも、詩の本義には、あるまじけれど、其意は則善し、又一説には、猶を尤の字に作りて、相とがむることなかれとよめなり、

似續妣祖、築室百堵、西南其戶、

て、その德行を書して、これを勸む、徒に勸るが、率はざることあらんを、おもへるが故に、こゝにをいて、不孝不睦不姻不弟不任不卹の刑あり、この時にあたりて、いづくんぞ、此詩にそしる所の如き、民あらんや、

秩秩斯干、幽幽南山、如竹苞矣、

如松茂矣、

秩々は、次第ある義なり、幽々は、ふかき義なり、南山は、終南山なり、苞とは、木のむらだちて、根のかたき義なり、○これ周の天子、宮室を造りて、成就したる時、これを落して、酒宴せられたるを、詩人其ことをのべて、歌へる詩なり、落とは宮室はじめて成りたる時の、祭の名なり、九章共に賦なり、此章云意は、此室水にのぞみて、みぎはのめぐりたるを、秩々として、つぎ／＼あり、山にむかひて、山のとりまはしたるを幽々として、鎮となり、物ふかく静なり、其下は、苞てる竹の、根ぐみの如くに堅く、其上は、松の枝葉の、しげれるが如くに、ふかくおほへるとなり、皆その地形

妣祖とは、先祖の考妣をさす、妣を先に云こと、下の文の、韻にかなへんがためなり、或説に、妣とは、周の太祖后稷を生たる、姜嫄をさす、祖は、即后稷なりと云、堵の字の義、前に見えたり、此段先祖の宮室、やぶれたるを、再興するを以て、その功業を、うけつぐことを表す、西南其戸とは、天子の室多き故に、東にある者は、其戸西にむき、北にある者は、其戸南にむきて、各その宜きかなへることを云、

爰居爰處、爰笑爰語、

居るとは、おもてむきにあるを云、處るとは、おくふかく安んずるを云、常に事なくて、居處し笑語せんと云、祝言なり、

約之閣閣、椽之橐橐、

此二句は、ついぢつ／＼ことを云、約ぬとは、つき板をゆひつくるぞ、閣々は、のりかさなる義なり、板を以て、段々に、つきあがることを云、橐々は、つきいねのをとまり、

風雨攸除、鳥鼠攸去、君子攸芋、

除ると去るとは、みなとをさかりて、をかさすとぞ、これ其やづくりの、上下四旁、かたくきびしきことを云、末の句、君子とは、天子をさす、下の章みな同じ、芋は、尊く大いなる義なり、云意は、これ即天子のおはしまして、尊大の體をなし玉ふ所ぞとなり、

○如跛斯翼

やづくりの大格、嚴正なること、人のつまだちのびえて、敬起するが如きぞ、

如矢斯棘

棘は、急なり、堂の四角の、すぐなること、矢の急にし、たはまざるが如きぞ、

如鳥斯革

革るとは、おどろきて、貌の變するなり、屋のむねのきの、そりたること、鳥のおどろきそびえて、たちあがらんとするが如きぞ、

如翬斯飛

翬とは、地白くして、五色のそなはれる雉なり、飛翬

乃興乃占我夢

莞とは、蒲にてをりたる席を云、簟とは、竹箆などにてをりたる席を云、みな牀の上にしく席なり、莞はふとき故に、したじきとす、簟はほそき故に、うはしきとす、これ上の章の寢室をうけて云、君子此席をしき、此ねやに安んじいね、いねさめて、おきん時に、そのよき夢を、占はんとぞ、

吉夢維何維熊維羆維虺維蛇

熊は、熊に似て頭ながく、脚たかく、たけくあらくして、力のつよきこと、よく樹をぬく者なり、虺は、はみと訓ず、俗に云まむしなり、熊羆をみるは、男子の生る、吉夢なり、虺蛇をみるは、女子の生る、吉夢なり、其説下に見えたり、蓋し此家に生る、男女賢淑にして、乃よく其後を、うけつぐべし、よりにまづ、此事を云、亦これ祝禱の詞なり、下三章も亦同じ、

○大人占之維熊維羆男子之祥維虺維蛇女子之祥

の高くそりて、采色のさかんなること、翬の飛あがりたるが如きぞ、一説に、これ四阿屋の甍に、瓦の文采ある事を云と、

君子攸躋

これ天子の升りいまして、政をきく所なりと、

○殖殖其庭有覺其楹

殖々とは、平かに、正き義なり、庭とは、寢室の前の庭を云、覺とは、高くふとくして、すぐなる義なり、楹とは、廊の下に、たてる柱を云、

噲噲其正噦噦其冥

噲々は、快々と云が如し、噦々は、深く廣き貌なり、其室のあかりにむかふ處は、噲々として快く、其のおくふかき處は、噦々として、深廣なるぞ、

君子攸寧

其室の美なること、上に云如くにして、これ天子の休息して、身を安んじ玉ふ處ぞと、

○下莞上簟乃安斯寢乃寢

これ上の章をうけて、夢の占なひを云、大人とは、古の大卜の官につきたる、占夢の官人なり、蓋し熊羆は陽類の物にして、山にあり、力つよくして、たけくこはし、故にこれを夢みるを以て、男子の祥とす、虺蛇は陰類の物にして、穴にをり、柔に弱くして、かくれふす、故にこれを夢みるを以て、女子の祥とす、祥とは、男女をうみて、をのく、福徳のそなはることを云、○それ人の精神は、天地陰陽と、相流通す、故に晝のなす所、夜の夢みる所、善惡の感するにしたがひて、各吉凶の應あり、こゝを以て先王、占夢の官をたて、これを占ひ、又羣臣をして、吉夢をたてまつり、惡夢ををくらしめ玉ふ、その天と人との間に在いて、これを察すること詳に、これを敬すること至れり、今は其法たえて、つたはらぬなり、

○乃生男子

上の章をうけて云、はたして、夢の祥に應じて、男子をうみたらばとぞ、下の女子を生むも亦同じ、
載寢之牀

男子をたつとびてなり、

載衣之裳

衣服を盛にするぞ、

載弄之璋

其徳玉の如くなれとぞ、以上生るゝ始の祝の内に、又

すではや、これを教へ入るゝ意あり、

其泣嗶嗶

嗶嗶は、大いなる聲なり、兒のうぶこゑ、長く大いな

るを、福壽の徴とす、

朱芾斯皇 室家君王

朱芾とは、王侯の芾の色、天子はひたぐれなひ、諸侯

は黄ぐれなひなり、皇とは、煌々と云が如し、ひかり

かゝやく義なり、室家と云も、國と天下との通稱、君

は、諸侯、王は、天子なり、云意は、生るゝ所の王子、み

な國天下をたもつ王侯なるべしとなり、

○乃生女子 載寢之地

男子よりいやしむるぞ、

載衣之裼

衣服は、時に用る所の者をして、別に加ることをせ

す、

載弄之瓦

女工の事にはやくならはすぞ、

無非無儀 唯酒食是議 無父母

詒糶

女子は物と相順ひて、さかふことなきを、その正き道

とす、あしきことなきばかりにて足れり、よきことあ

るも、亦吉祥にして、ねがはしきことにあらず、只酒

食のことのみ、はかりいとむを以て事とすべし、も

し才ありて、よろづにさしすぎ、外様の事にも、あづ

かることあれば、必禍亂の本となりて、ついには、父

母の身までに、患難ををくりあたふることあり、より

て女子のために、祝ひ願ふこと、かくの如し、

斯干 此詩を、舊説におもへらく、周の厲王國をみだ

の一角の數、九十なれば、餘の毛色は、亦いかほど、
知れぬなり、

爾羊來思 其角濺濺

來るとは、日くれに、牧より歸るぞ、思は、詞のたすけ

なり、濺々は、やはらげる義なり、羊はつきあふこと

をこのむ者なり、今よくかひなせるが故に、角をあつ

めて、やすみ居り、濺々然として、相やはらげるぞ、

爾牛來思 其耳濕濕

句義上に同じ、牛病む時は、耳の色かはく、今來りて

やすみ居り、にれかみて、耳うごかすを見れば、其色

濕々として、うるはしきぞ、

○或降於阿 或飲於池 或寢或

訛

これ牛羊のいまだ歸りつかざる者、路すがら、意のま

ゝにしておどろきをそるゝことなき體をいへり、

爾牧來思 何蓑何笠 或負其餼

り、鏡に流されて、王宮くづれやぶる、宣王位を
つぎて中興し、宮室をあらためつくる、すでに成
て、落する時に、これを作れりと、されど必しも、
此時の詩なりとは見えす、或人の曰く、儀禮に、
新宮の詩を、ふそふくことあり、左傳に新宮の詩
を、歌ふことあり、恐くは、即此詩を云ならんと、
然れども、亦いまだ、明證あらず、

誰謂爾無羊 三百維羣

これは周の時、六畜を飼ふ官人、職をつとめ、その功
成りて、畜類多く、さかんなりしことをのべたり、只
牛羊を以て云こと、其大いなる者をあぐるぞ、四章共
に賦なり、此章云意は、さきには爾の羊、なほすくな
かりしかど、今はたれか、爾羊なしと云や、三百を以
て、群とするとなり、蓋し一群の數、各三百といへば、
その群の數は、なほいかほど、しれず、羊の甚多きこ
とを見るべし、

誰謂爾無牛 九十其牯

句義上に同じ、牯とは、黃牛のくちびる黒きを云、こ

牧とは、牛羊を飼ふ者なり、牧人牛羊を驅りて、歸り來るを見れば、雨具をになひ、飲食をもちて、終日牛羊の意にまかせて、芻をばませたるぞ、これ畜類の、多くなる故をとけり、

三十維物、爾牲則具、

牛羊の毛色を、そろへわくれば、其色の品、三十に及べり、然れば、祭祀宴饗の牲に、用る所、そなはりて、一つも事かゝることなきぞ、蓋し祭祀の牲は、五色のえらび、異なる故に、かくいへり、

爾牧來思、以薪以蒸、以雌以雄、

薪とは、ふときを云、蒸とは、ほそきを云、雌雄は、鳥獸のめをなり、又ある時は、牧人の來るを見れば、柴薪をとり、鳥獸をとりてかへるぞ、これ牧人ひまある時に、樵し獵することを云、一説には、牛羊多き故に、牧人も亦多く、又牛羊よくなづきたれば、牧養のひまある故に、或は柴薪をとり、或は鳥獸をとりて、歸る者もあるとぞ、

爾羊來思、矜矜兢兢、不騫不崩、
矜々競々は、かたくつよき義なり、騫るとは、體のそこぬることを云、崩るとは、かれこれうつりやみすることを云、これ亦羊をよくかひなして、多くなる故をとく、

麾之以肱、畢來既升、

羊よくなつきたる故に、牧人むちうたす、只手を以てまねけば、ことごとく來りて、牢の内に、入り入るぞ、これ只羊のよきことをいへども、牛のよきことも、亦推て知るべし、

牧人乃夢、衆維魚矣、旄維旗矣、

此章牛羊の蕃息するは、氣運のよき、時節なる故に、牧人の夢にも世の中ゆたかなるべき兆、あらはるゝを云、衆維魚とは、始は、人衆と見つるが、後には魚のあつまれると見ゆるぞ、旄維旗とは、始旄のはたと見つるが、後には旗のはたと見ゆるぞ、旄旗の説、前に見えたり、

大人占之、衆維魚矣、實維豐年、

占夢の説、今詳ならず、或説におもへらく、人は只一類にして、魚は種類の多き物なり、よりにて魚と見るを以て、穀種豊饒の兆とす、

旄維旗矣、室家溱溱、

室家とは、男子は妻あり、女子は夫あることを云、溱々とは多き義なり、旄は、郊野の人を、すべひきあはれたなり、旗は、州里の人をすべて、人衆旄のひきあはる所よりも多し、よりにて旗と見るを以て、夫婦の道あまねくして、人類繁昌の兆とす、

無羊

節彼南山、維石巖巖、赫赫師尹、民具爾瞻、

節は、高くするどなる貌、南山は、終南山なり、巖々とは、石のつもりたる貌、赫赫は、あきらかに、さかんなる貌、師尹は、大師の尹氏なり、大師は、三公のかしら、尹氏は、尹吉甫が後なり、○此詩は、周の大夫家

父、そのかみの王、尹氏を用ひて、亂を致せることを、そしれるなり、首二章はみな興なり、此段見る所の終南山、節然と高くそびえて、いはねの巖々たるを以て、尹氏が威權さかんにして、人民のみな望をかけ、目をつくる所なることを興す、

憂心如惓、不敢戲談、

尹氏がしわざ、よからざる故に、人をしてこれをうれふる心、やけこがるゝが如くならしむ、されど其威ををそれて、あへて、かりそめのたはぶれごとにも、其あしきことをいはずとぞ、

國既卒斬、何用不監、

云意は、今の如くなれば、周家すでにつひには、たえほろびんとす、然るにそれ何を以てか、これを自みそなはされずやとなり、

節彼南山、有實其猗、赫赫師尹、不謂何、

有實其猗の義、いまだ詳ならず、舊説には、南山の草

木、滿て長きを以て、尹氏が、位望の、赫々として、盛なることを興す、或説には、實のりてそれ猗たることありとよむ、猗は、うるはしく、盛なる貌、南山の草木、平均にみのり、猗々然として、美盛なるを以て、尹氏が心を用ること、平かならざるを反興すと、謂何とは、上の章何用不監と云を、うけ説く、かくの如くに平かならざるをば、自何とかおもへるとなり、

天方薦瘥、喪亂弘多、民言無嘉、惜莫懲嗟、

瘥とは、うれへを云、これ云意は、天心いかりをなし、方に、災患をかさねくだして、國の喪び亂れんとすること、大いに多し、民も亦上を怨みて、誹謗の言を出し、これを嘉んずることあることなし、然るを何ぞ懲り嗟きて、自あらたむることを、せざるとなり、

○尹氏大師、維周之氏、秉國之均、

これより下八章は、みな賦なり、此段云意は、尹氏の

大家にして、大師の尊官に居り、これ周國の、安危存亡の、かゝる所の本にして、天下のよりて平かなるべきみちを、手にとれる者なりと、均はもと陶ものづくりする、車盤の名、平かにまはりて、器を正く、作り出す者なり、故に天下の平なるべきみちに、たとへり、四方是維、天子是毗、俾民不迷、國の本にして、均をとる者なれば、四方の諸侯を、たもちかためて、上は天子の德行をたすけ、下は萬民をして、おもむくかたに、迷はざらしむべき、ことなるにとぞ、

不弔昊天、不宜空我師、

今なんち、其心を平にせずして、天にあはれまされず、うれへをかさねて、これをさとせり、然れば久く其位に居て、天をして、ますく禍亂をくだし、わがもろくの民を、ほろぼしつくるに、及ばしむべからずとなり、

○弗躬弗親、庶民弗信、

王、政を尹氏にゆだね、尹氏又身みづから、政事をと

らすして、小人に任ず、故に民迷ひて、その號令を信せず、

弗問弗仕、勿罔君子、

君子とは、王をさす、弗問とは、いまだ事をとひはからずして、その賢不肖を、知らざる者を云、弗仕とは、いまだ仕へて歴試みずして、その能不能を、知らざる者を云、尹氏が進め用る所、みな此類の人なる故に、これを戒めて云、政事をとひはからず、仕官に試みざる、小人に任じて、天子の耳目をあざむくことなかれと、

式夷式已、無小人殆、

云意は、なんち其心を平にして、用る所の人、其任にあたらざることを知らば、則やめて、これをしりぞくべし、此小人の故を以て、國を危くするに、至ることなかれと、

瓊瑯姻亞、則無靡仕、

瓊々とは、こざくとしたる貌なり、姻とは、婿の父を云、亞は、あひむこなり、靡仕ふとは、重き祿をうけ

て、仕ることを云、尹氏政をみづからせず、姻類を私にして、瓊々たる小人に、重祿をあたへて、仕へしめ、乃以て任用する故に、其外の小人も、亦これにつれて、あげ用らる、よりてこれを戒ること、かくの如し、

○昊天不備、降此鞠誥、

云意は、尹氏其心を平にせざること、上に云が如し、この故に、昊天の心も、亦これがために、平均ならず、このきはまりつまれる憂亂をくだして、ふたたび、治世にかへるまじきが如し、

昊天不惠、降此大戾、

昊天の命も亦、これがために、順利ならず、この大いにそむける、災變をくだして、ふたたび、常道に、かへるまじきが如し、

君子如屆、俾民心闕、

そむきみだれんとする心、をのづからやまんとぞ、

君子如夷、惡怒是違、

君子もしよく、其心を平かにして、偏頗なく、小人を用ひて、これに任せずは、民の惡み怨ること、をのづから、とをさからんとなり、それ政をすること、平ならずして、禍亂をまねくは、人のしわざなり、而して其本は、上一人にあり、然るをこの詩人、しばく天のくだせる所なりと云こと、蓋し其咎を歸する所なくして、これを天に歸す、これ君臣の間に、いみかくすことある義を知れり、又天道人道の一理にして、相通することを知ればなり、太抵世道の治亂は、氣運の盛衰に、かゝれりといへども、君相よく人を以て、天に合せて、ひたすら、天運にゆだねず、義を以て、命を制して、ひたすら、命數にゆだねずは、よく禍を轉じて福とし、亂を轉じて治とすべきなり、これより下の章、皆此意を以て見るべし、

○不弔昊天、亂靡有定、

定るとは、止る義なり、昊天に弔まれずとは、上の不備不惠の意、亂定ることなしとは、上の鞫誦大戾

、のがれ去るべしと、おもへるにあらず、亦これ尹氏が亂を致せる罪を、あらはさんために、かくいへり、

○方茂爾惡、相爾矛矣、

小人の情、互にその惡心を、さかんにするに、あたりては、各その矛に、目をかけて、相たゝかはんと、するが如し、

既夷既憚、如相醜矣、

その怒とけて、心平かに、悦ばしくなれば、共に歡然として、賓主の盃をとりて、相むくふるが如し、其心あらだゝしくて、喜怒の常なきこと、かくの如し、これ又天下に、ゆく所なき故をとく、一説に、上の章は去るも去りがたきことを云、此章は留るも留りがたきことを云と、

○昊天不平、我王不寧、

尹氏心を平かにせずして、莫大の罪を、致しながら、自これを知らざれば、則天これをして、平かならしむるが如し、かくの如くなれば、たゞ民の安んせざるの

るの意なり、

式月斯生、俾民不寧、憂心如醒、

云意は、災患の來ること、月々にいよく、甚くて、民をして、安寧なることを、得ざらしむ、我これがために憂る心、酒病のごとくして、さむることなしと、此句は、詩人自いへる詞なり、

誰秉國成、不自爲政、卒勞百姓、

國成とは、國之均と云が如し、これ詩人正く尹氏を、せめとかむる詞なり、句義はみな前章に見えたり、

○駕彼四牡、四牡項領、

項領とは、項は大なる義、領は頸なり、車の衡は、馬のひらくびにかく、頸大いなれば、車つよきぞ、

我瞻四方、蹙蹙靡所騁、

蹙蹙は、しりまりせまれる貌、車つよしといへども、世亂れて、四方蹙々然と、せばく見ゆるが故に、はせゆくべき所なしとなり、然れども、家父實に君をすて

みならずして、我が王も亦安んせずして、ついには危亡に至るとなり、

不懲其心、覆怨其正、

天怒り君危きこと、かくの如くなれども、尹氏なを其心を、懲しあらためず、自以て是なりとして、反て己を正し、いさむる者をうらむ、然らば其惡をすること、いづれの時かやみなんやと、

○家父作誦、以究王誥、

家は氏、父は字、時に大夫たり、誦とは、此詩をさす、詞をそらにのみて、吟哦する故に、詩を誦とも云なり、王とは、王政を云、家父自云、我此詩作りて、王政の昏み亂るる、其由りて來る所を、をしきはめ云となり、

式訛爾心、以畜萬邦、

爾とは、尹氏をさす、云意は、こひねがはくは、今爾の心慮を、あらためかへて、萬邦の民を、なでやしなへとなり、そのかみ尹氏、威をばげしくして、人をして、かりにも、其政を議することを、得せしめず、然るに

家父此詩作りて、みづからその我より出たることを、あらはし、身を以て、尹氏が怒にむかひて、誅罰をさけず、蓋し家父はこれ、周の譜代の臣にして、其義、身の存亡を、國と共に、すべきが故なり、一説に、此章は、篇の終にして、正く王の非を、きはめ云と、

節南山

此詩を序には、幽王の時のことなりといへども、春秋魯の桓公十五年、周の家父來ることあり、これ桓王の時にして、幽王の終より後、七十五年なり、されど亦其人同きや、異なりや、知られず、今疑はしきを、闕くべきなり、

正月繁霜我心憂傷

正月は、夏の四月なり、四月は、純陽にして、正陽の月なるを以て、正月と云なり、○此詩は、周の幽王の時、太夫某がし、天變あらはれ、世道みだれたることを、憂て作れり、首三章は、みな賦なり、此二句は、詩人その時ならずして、霜多くふるを見て、災害これに應じて、甚しからんことを、憂傷しつるなり、

民之訛言亦孔之將

民とは、奸邪の小人をさす、訛言は、いつはりの説なり、小人つくりごとを以て、上下の人をたぶらかしまどはす、其害も、亦甚大いなるとなり、

念我獨兮憂心京京

京々も、亦大いなる義なり、民の訛言の大いなるを、世の人はなほ憂へざれど、我ひとりこれを念ひて、憂る心亦大いなるとぞ、

哀我小心癩憂以痒

癩憂とは、ひそかに憂る義なり、これ又獨、憂ることをかかねて云、哀いかな、我心をし、ひそかに憂へて、病めるに至れることと、

父母生我胡俾我瘵不自我後

いたみのせまれるまゝに、父母をよばひて、なげけるには、父母我を生ること、なんぞかくまでに、病しめる、もしわが生れたるより、先か後かに、あらましか

ば、かゝる憂にあふまじきを、先ならず、後ならずして、まさしく今に、生れあひたるとなり、

好言自口莠言自口

訛言の小人、是非を反覆して、人をよく云ことも、あしく云ことも、只その口さきより出て、心の誠より出ぬぞ、

憂心愈愈是以有悔

愈々は、いよく、甚き義なり、訛言必徒黨あり、こゝを以て、わが憂へいたむこと、深きを見て、共にをしりをなし、反て悔り辱めらるることあるぞ、

○憂心惴惴

惴々も、憂る意、一説に、ひとり憂る義なり、此句上の癩憂の意をうけて、下文に云所を起せるなり、

念我無祿民之無辜并其臣僕

無祿は、不幸と云が如し、臣僕とは、臣は人に事る者の通稱、これは只つけ字にて、僕を主として云、僕は、やつこなり、古は罪ある者、又は國をうちほろぼし

て、執り得たる者を、みな僕としてめしつかへり、云意は、我不幸にして、國のまさに亡んとするにあふ、凡そ罪なき民と、共にとらはれて、みな人の臣僕となるべしとなり、

哀我人斯于何從祿

人とは、上下の品をすべて云なり、哀むらくは、吾輩の民又いづれの人にか、つき従ひ、祿をうけて、事へんとなり、

瞻烏爰止于誰之屋

とびゆく鳥をみるに、其とまりある處、たが屋にかあらん、わが身のよるべ、知られざること、かくの如しとなり、

○瞻彼中林侯薪侯蒸民今方殆視天夢夢

此章は興なり、中林は、林中なり、夢々は明ならぬ義なり、云意は、かの林中を見れば、薪の大いなる、蒸の小さな、分明に見えたり、然るに罪なき民、今まさ

に危難にあひ、天にあふぎ、よばひなげきて、其いた
みを、訴れども、天こたへず、夢々然と、明ならずし
て、人の善惡をわくるに、意なきが如しと、これ反興
の意なり、

既克有定、靡人弗勝、

それ人の勢、盛なる時は、しばらく天理の常に、勝こ
とあり、理勢のすでに定る時は、天ついに人に勝な
り、よりにて云、今かくの如く、善惡の應、わくことなき
は、運命いまだ定らざるの、時ならくのみ、其すでに
定るに及んでは天、人にかたすと云こと、なかるべし
となり、

有皇上帝、伊誰云憎、

上帝は天の神なり、云意は、上に皇上帝あり、それ
誰をか、私に憎みて、其罪なきに禍せんやと、蓋し善
に福し、淫に禍するは、自然の定理なればなり、

謂山蓋卑、爲岡爲陵、民之訛

言、寧莫之懲、

是より下二章は、又みな賦なり、山の脊を岡と云、そ
の廣く平かなる處を陵と云、寧とは、安んずる詞な
り、云意は、山をばたとひ卑しと云者ありとも、心を
つけて見れば、實には岡陵となる者ありて高し、訛言
の是非、わきやすきこと、かの如くなるに、王安然と
して、禁止し玉ふことなしと、

召彼故老、訊之占夢、具曰予聖、

王又これを、世情に明なる、故老の臣にとひ、吉凶に
審なる、占夢の官にとへば、かれみづから、われ聖
人にして、知らずと云ことなしと云といへども、亦そ
の是非をわかず、蓋し知る者ありといへども、禍をを
それて敢ていはざるなり、

誰知鳥之雌雄、

鳥の雌雄は、よく相似て、わきがたき者なり、云意は、
訛言のわきやすきを、故老占夢だも、敢て辨せざる時
は、誰か又鳥のめをの、わきがたきを見知る者あらん
となり、

謂天蓋高、不敢不局、

局とは、身をかゝむるぞ、詩人みづから、その亂世に

あひて、禍を懼れ、危きを憂へて、身を容るに、所なき
を、なげきて云、天は至りて高しと、云者なれど、脊を
くいめて、居らざることを得ず、

謂地蓋厚、不敢不踣、

踣とは、足をかさぬる義なり、地は至りて厚しと、云
者なれど、ぬき足して、ふまざることを得ずと、

維號斯言、有倫有脊、

斯言とは、上四句に云所のことをさす、倫は、つぎつ
ぎなり、脊は、すぢみちある義なり、云意は今わがよ
ばひなげきて、かく云と、甚きやうに、きこゆれども、
みな次第條理の、考へらるゝありて、妄に言にあらす
となり、

哀今之人、胡爲虺蜴、

人とは、訛言の人をさす、虺は、はみ、蜴は、とかげ、み
な毒蟲なり、人を害する者に、借り用ひていへり、云
意は、かなしむべし、今の小人、なんぞ毒害を、ほしい
まゝにして、人をいため、うれへしむること、虺蜴な

るまでに至れるぞと、

瞻彼阪田、有苑其特、天之抗

我、如不我克、

此章は又興なり、阪田とは、地さがしく、土やせたる、
田を云なり、苑とは、茂り盛なる貌、特とは、苗のぬき
んで、生ひ出たるを云、これ云意は、かの阪田を見
れば、地方のうすき處といへども、亦苑然たる、特生
の苗あり、天の心は、至りて仁なりといへども、人を
愛せずして、我をうごかし、なやませること、甚しく
て、恐くは我に勝たじと思へるが如しと、これ反興の
意、又これ答を歸する所なくして、天に歸するの詞な
り、

彼求我則、如不我得、執我仇仇、

亦不我力、

彼とは、王をさす、はじめ、王我を得て、法則とせまほ
しかりし時は、これを難んじて、恐くは我を得まじき
かと思へるが如し、今すでに我を得つれば、則すつる
こと、たやすくして、而も我をとらへて、自由ならし

めず、仇とし仇として、何事も、心にさかはずと云ことなからしめ、亦つひに我を用ることを、つとめずして、止めりと、これまさしく、上を怨るの詞なり、

○心之憂矣、如或結之、

此章は又賦なり、詩人みづから云、今わが心の憂、とけざること、結びとめたる、所あるが如しと、

今茲之正、胡爲厲矣、

今この時にあたれる政、なんぞかくの如くに、はげしく、あしきぞと、これ憂の結べるがごとくなる故を説く、

燎之方揚、寧或滅之、赫赫宗周、褒姒威之、

燎とは、草木をやきたて、狩するを云、宗周は、西周なり、鎬の都をさす、褒姒は、褒國の女子、姒は、姓なり、幽王の時、其國罪あり、美女を入れて、罪をあかなふ、王これを寵して、申后と太子とをすて、褒姒を以て、後に立つ、褒姒淫妬にして、讒諂をこのみ、王これ

に、惑へり、周の衰へ亂る、端、これによりておこる、故に詩人又云く、今火田のさかんにゆるをも、なんぞよくうちけす者あらんや、然るに赫々然として、明けく盛なる宗周なりといへども、只一人の褒姒、これを滅すに足れりと、その必ほろびんことを、はかり見ていへるなり、一説には、これを周の東遷の後の詩として、褒姒威之とよむ、然ればこれ、已往を監みて、將來を戒るの詞なり、

○終其永懷、又窘陰雨、

是より下三章は、みな比なり、王淫亂暴虐にして、やまざること、さがしき路をゆきて、止まることなきが如し、そのかみの君子、これをあやぶみ、ゆくする必大難あらんことを知る、よりにてこれを車にたとへて云く、我王のため、なかく其終を思ふに、又陰雨になやみくるしまんと、蓋し天陰り雨ふる時は、道路泥ふかくして、車おちいりやすければなり、

其車既載、乃棄爾輔、

輔とは、車の輻に、木をゆひつけて、輪の力をたすく

る者なり、君子又、王、患難の至らんとするを、はからずして、賢臣をすて、用ひざること、たとへて云く、車のすでに、物をつみのせて、乃その輔を、とりすてたるが如しと、

載輸爾載、將伯助予、

伯とは、人の字にして、さし云所なし、それ人君、國家いまだ危からざるさきに、賢臣の補助を求め、患難に至るとなし、今王のしわざ、上に云如くなる故に、又たとへて云く、もし車おちいりやぶれ、其のせ物を、おとすに及んで、伯某がしをよびて、我をたすけよとこふとも亦はた及ぶべけんやと、

○無棄爾輔、員于爾輻、屢顧爾僕、不輸爾載、

僕は、御者、車をやる者なり、是亦上の章を承て云、爾の輔を、すつることなくして、以て其輻の力を益し、又しばしその御者をかへりみて、心をつけば、爾の載ものをおとさるべしと、これを以て、王賢臣をすてずして、國の勢を益し、又しばし、その政をとる、

宰相に、心をつけて用ひば、危難の免るべきに比す、

終踰絕險、曾是無意、

其車つひに、たえおちたる、險難をこえて、初より、かつて、此難をば、心にかげざりしが、如くならんと、これをよく其初をつしむ時は、其終の難なきに比す、一説には、曾て是意はずやとよむ、云意は、王なんぞかつて、これを以て、意とせざるやとなり、

○魚在于沼、亦匪克樂、潛雖伏矣、亦孔之炤、

魚の池にあるは、よく樂むべき所にあらず、いかんとなれば、水底にひそまれるは、かくれたりといへども、水の浅きが故に、亦甚あきらかに、見えとをりて、人のとること、たやすければぞと、これを以て、そのかみ賢者、その智をくらまして、災難にとをさかれども、のがれがたきに比す、

憂心慘慘、念國之爲虐、

慘々は、いためる義なり、憂る心、慘々としていたみ、

國政の暴虐なすことをば、念てわすれずとなり、
○彼有旨酒、又有嘉殽、治比其隣、昏姻孔云、

是より下二章は、又みな賦なり、彼とは、小人をさす、云るとは、人のために、たちまはりて、ねんごろに、心をかくる義なり、云意は、かの時を得たる小人は、美酒佳肴あるを以て、その隣里を、よびあはせ、婚姻のともがらと、相共に宴飲懇切にして、禍難のまぢかく身に及ばんとすることを、知らずとなり、

念我獨兮、憂心慙慙、

慙々も、亦いたむ意なり、衆人みな、上に云如くなれども、我ひとり、國勢の日々にかたぶき、禍亂のまさに及ばんとするをうれへ念ひて、慙々然としていたむとなり、

○彼彼有屋、蔦蔦方有穀、

彼々は、小なる貌、蔦々は、まづしくいやしき貌、穀は、祿なり、云意は、彼々として、こざくしき小人

も、屋宅ありて、ゆたかなり、蔦々として、やつくしき賤者も、俸祿を得てさかへたりと、これ王の用る小人の輩、時にあひて、ほこれることを云、
民今之無祿、天是極、

小人は時を得たるに、今の不幸の民は、天これにわざはひして、そこなひほろぼせるが如し、これ亦咎を歸する所なきの詞なり、

嗟矣富人、哀此惇獨、

嗟は、可と同じ、この亂世にあひても、富たる者は、とりつゞく、力ありてなほ可なり、ことに哀むべきは、この惇獨にして、よるかげなき者なりと、惇獨の字義前に見えたり、孟子の云く、文王政を發し、仁を施すに、必録寡孤獨を、先んずと、亦この故なり、録寡孤獨は、みな惇獨の類なり、

正月

十月之交、朔日辛卯、日有食之、亦孔之醜、

此十月を、蘇説並に朱傳には、みな詩經の、月しるす前後の例に従ひて、夏の十月、亥の月とす、されど鄭氏が箋には、夏の十月にして、夏の八月なりと云、按ずるに、竹書紀年に、幽王六年、冬十月辛卯朔日有食之と記す、凡そ梁唐以來の、曆家の考る所、みな幽王六年乙丑の歲、周正の十月酉の月、辛卯朔に日食す、然ればこれ周の十月にして、夏の八月なるを疑なき者歟、朱子曆術いまだ精からざる故に、蘇氏の説に、従へるならん、蓋し周の時、朝廷の記録には、天下みな周王の制に従ひ、子の月を、歳の首にして、しるせども、人間には、事の便よきによりて、夏の正を通用す、詩作るもの、みな俗情のまゝにして、夏正によるといへども、日食は天象にかゝれる事なれば、春秋の史録のまゝに、周正を以て、作り入れたるを見えたり、交とは、日月の交り會ふ時を云、それ天一晝一夜の間、左に一週りす、日も天に従ひて、西にゆくといへども、その本行右にめぐるによりて、一晝夜に、少し東にしりぞく、これを一日と云、天を以ては、これを一度と云、今年の冬至より、明年の冬至まで、三百六十五日三時を歴て、もとの天度にかへる、これを一歲と云、よ

りて又周天をわけて三百六十五度四分度の一とするなり、月は日の下にあり、亦天にさかひ、右にめぐりて、一日にゆくこと、十三度餘、二十九日餘には、天を一周して、日と交會す、これを一月と云、一歲に十二會なり、その會する所、晦朔の間日と月と、東西の天度を、同うする時にあり、然れども、日の道と、南北に相へたゞりて、すぎ去ること多し、もし晝にあたりて、度を同うする時に、道も同くゆきあへば、月體下よりおほふ故に、人其光のかけたるを見ること、物ありてくひかきたるが如し、故に日有食之と云なり
○此詩は、幽王の時、天變あらはるゝを見て、人災これに應じ、周家の亂れ亡んとすることを、なげきて作れり、八章共に賦なり、而して此日食を、甚あしと云ふ、鄭箋には、占法を以て云に似たり、蘇氏は十月純陰にして、食するを以て、陰つよくして、陽を侵すの義にとる、小人女子の害に、かたどりてなるべし、されども、實は八月なれば、純陰にあらず、それ或は景色の不好、或は占兆の不祥を以て、これをいへる歟、それ日は天象の、最尊き者にして、君王の象なり、よりて日食するときは、人君身を省て、懼れ慎むな

彼月而微、此日而微、

月の微るも、亦食を云なり、天に日のさしむかふ所、常に地球の影あり、これを開虚と云、月その内に入る時は則食す、蓋し望の日は、日月必天の半をわけて、其度相むかふ、されど其道むかはざれば食せず、もし望の時、夜にあたりて、度も道も正く、對する時は、月、開虚にかゝりて、其光くらくなる、これを月食と云なり、云意は、かの月にして食するは、陽を以て、陰ををさふ、これ時としてあるべき義なり、此日にして食するは、陰を以て、陽を侵す、其變大いなりとぞ、

今此下民亦孔之哀、

上にあらはるゝ變異、甚あしければ、今この下にある民、これに應ずる災難にあふべきも、亦甚哀むべしとなり、

○日月告凶、不用其行、四國無

云、不令とは、時ならざるを云、此章は、又日食の外なる天變をいへり、

百川沸騰、山冢峩崩、高岸爲谷、深谷爲陵、

沸騰とは、水わき出て、物の上に乗ることなり、又山の頂、峯の上の、そびえたる處、みなくづれおち、高岸はおちいりて、反て谷となり、深谷はうづもれて、反て陵となれり、蓋し雷電さかんにこれば、淫雨必いたるが故に、かくの如し、只天道變するのみならずして、地道も亦共に變せしなり、朱傳には、これらをも、亦みな十月一時のこととあれども、竹書紀年國語史記などには、皆幽王六年よりさき、四五年の間にあり、然ればこゝには、已往のことを、とりつけて、いへるなり、

哀今之人、胡憖莫懲、

今の人とは、暗に王をさしいへり、その變異あしきを見ながら、自省てをそれつゝしまざることを、なげり、

政不用其良、

云意は、日月凶事のあるべきを、人に告げ警さんために、その常の道を用ひずして、これにたがひ、食して以て、變をあらはす、いかんとなれば、王道おこなはれずして、四方の國善政なきが故なりと、蓋し日月の食は、みな常數ありといへども、古人はこれを天變とするによりて、其道を用ひずと云なり、

彼月而食、則維其常、此日而食、於何不臧、

此二句の義、上の章に同じ、月食を其常と云こと、陰の陽に抗りて、をさへらるゝことなれば、なほ理の常とも、いひつべければなり、古人日月の食を、みな天變とすれども、春秋に只日食をしるして、月食をしるさざること、亦これを以ての故なりとぞ、されど、こゝには只日食のあしきを、いはんための詞なり、

○燿燿震電、不寧不令、

燿々は、電の光なり、不寧とは、あらくはげしきを

○皇父卿士、番維司徒、家伯冢宰、仲允膳夫、棗子内史、蹶維趣馬、橋維師氏、

皇父家伯仲允は、みな臣の字なり、番棗蹶橋は、みな臣の氏なり、卿士とは、士は事なり、六卿の外に、別に此官ありて、六官の事を、すべつかさどる者なり、一説には、卿につきたる、上中下の士にして、六官の事を、つかさどると、二説異なれども、みな位卑くして、權重き職なり、司徒は地官にして、教化をつかさどり、冢宰は天官にして、政治をつかさどる、みな卿なり、膳夫は上士にて、王の飲膳をつかさどる、内史は中大夫にて、賞罰の法をつかさどる、趣馬は中士にして、馬寮をつかさどる、師氏も中大夫にて、朝廷の得失を、みそなはして、これを告げ、これを記す者なり、此七人、皇父はもとより小人なり、權職たるを以て、首に云、餘の六人も、みな小人の、寵を得て、すゝみいで、皇父と共に、朋黨をなす者なり、

豔妻煽方處、

豔妻とは、豔は美色なり、褒姒をさしいへり、后なれども貶めて妻と云なり、煽方處とは、其いきほひ盛にして、居る所の位を、しりぞかざるとなり、此章は、時に變異のあらはるゝこと、小人事を外に用ひ、嬖妾王を内にまどはして、諸小人の、かしらとなるによることをいへり、

○抑此皇父、豈曰不時、胡爲我作、不即我謀、

是より下は皇父西戎の害を、さげんために、その居城を、東の方向と云處に、うつし、大家富民をひきゐてゆきけることを、そしれり、時とは、農作の隙を云、我とは、民よりいへり、云意は、今人民をつかひ用る時にあらざれど、抑この皇父、やはかそれ、時ならずといはん、只わが思ふまゝにして、民の利害をかへりみず、なんすれぞ、まづ、わが方に就き、我と共にはからずして、しゐて我等をうごかしたてゝ、ゐてうつれるとなり、蓋し古は人君、その居をうつさんとする時に、必まづ民と利害を、相謀れる故に、かくの如くいへり、

徹我牆、屋田卒汗萊、

牆は、かき、屋は、やねなり、只これ其宅を云、汗は、くぼかにして、水のたまれる處、萊は、地あれて、草ふかき處なり、皇父にはかに、民をゐてうつり、民をして、みな其やをうちすてゝ、出ゆき、其田をつくることを得せしめずして、其ひき、處は、みな汗となり、高き處は、みな萊となせり、

曰予不戕、禮則然矣、

皇父あまつさへ、又民に告げて云く、我なんちらをそこなひいたむるにあらず、乃これ下として、上の役に、常の禮かくの如しと、その情無きこと甚し、

○皇父孔聖、作都于向、

聖とは、理に通じて、明なる義なり、都とは、邑の大なるを云、向は、地の名、東都の畿内にあり、皇父我ながら、甚通明なりと思ひ、わがする所を、自是なりとして、大邑を向の地に、たてつくれり、

擇三有事、宣侯多藏、

は罪よりも重し、器々は、多き貌なり、云意は、民つとめて、皇父が役に従ひ、その勞苦を、あへて人には、かたらざれど、つみとがもなき者だも、いろくの讒言にあへり、况や其勞を告る者をやと、

下民之孽、匪降自天、

今下民のわざはひにあふこと、天のくだせる所にあらず、みなこの讒口の人によりてとぞ、

噂沓背憎、職競由人、

又今さまくの詞を、あつめかさねて、人の面前に、相へつらひ、背後にまはりては、又共に此人をそしりにくむ、かくの如くに反覆して、人を害することを、むねとして、つとむることも、亦みな讒口の人に由てこれありと、

○悠悠我里、亦孔之瘼、

悠悠は、憂る義なり、此時天下みな、皇父が所爲に、悠々として、憂へ病めども、わが居る里は、ことに甚きとなり、

三有事とは、三人の政事ある者、即三卿なり、卿は上大夫なり、蓋し畿内に封せられたる、臣の家には、卿二人なり、皇父は自三卿をきて、列國の諸侯に比す、而して此卿に、賢者をえらばずして、たくはへ多き、富人をとれるなり、

不懲遺一老、俾守我王、

懲とは、心にねがはざることを、自しゐてする詞なり、皇父懲に、一人の老成にして、おとなしき者を、京都にのこしをきて、わが君の守と、することをだもせざるなり、

擇有車馬、以居徂向、

只車馬ある富人となれば、みなえらびとり、向にゆきて、居らしめたり、これ其君をするの不忠、己を利するの不義、みな不仁の無情心より、出來れり、

○黽勉從事、不敢告勞、無罪無辜、

黽勉は、つとむるなり、罪と辜と、ならべて云時は、辜

四方有羨我獨居憂

有羨とは、財のゆたかなるを云、居憂とは、困窮に居るを云、これ只わが憂の甚きを、いはんために、四方の人は餘ありて、我ひとり足らざるが如しと、云詞にして、實に四方はみな富て、我ひとり貧しと云にはあらざるべし、

民莫不逸我獨不敢休

これは役使のくるしみを云、句義は上に同じ、

天命不徹我不敢傲我友自逸

詩人おもへらく、わが憂へ病しきがために、人をばうらみ、とがむること、畢竟益なし、人の苦樂勞逸は、これ天命をうくること、ひとしからざるに、よりてなれば、只そのあふ所に、安んせんには、しかず、なんぞ友我の、自たのしめる者あるを、うらやみて、これにならふことをせんやと、誠にこれ命を知れる人なり、

十月之交

浩浩昊天不駿其德降喪饑饉

舍彼有罪既伏其辜若此無罪淪胥以鋪

又その天を怨る意を、かさねて云く、かの天罰ありて、餓死する者は、すでに其罪に、をされ伏す、これを死亡の地に、をかんこと可なり、今この罪なき者の如きも、亦相共に、あまねく死亡におちいらんとするはいかなることぞやと、

周宗既滅靡所止戾

宗は、氏族なり、云意は、天災甚くて、周の宗族、ほろびはてんとす、世かはりて、又いづれの氏族にか従はん、その止り定まる所を、知らずとなり、

正大夫離居莫知我勸

正大夫とは、六官の長たる上大夫、即六卿なり、云意は、この長官等すでに、饑饉になやみ、又讒口をさげんために、皆ちり／＼に、離れ居れり、故にのこり留れる者、奉公を共にする者なきを、くるしめども、去りたる者は、これを知らずとなり、

斬伐四國

浩浩は、廣く大いなる貌、昊天と云も、天を尊びて、廣大に稱する名なり、喪とは、只人の死することを云、饑は、米穀のすくなきなり、饑は、菜蔬のすくなきなり、○これは周の道おとろへ、人民饑饉するの後、卿大夫、ちり／＼に、たちのきけるを、朝廷に、のこりて居る者、此詩つくりて、その去る者を、せめとがめたるなり、七章共に賦なり、此章は、詩人天をよばひて云く、浩浩として、廣大なる昊天なるに、なんぞその恩徳を、大いにせず、死喪饑饉の災を降して、四方の國人を、きりうち、ころせるぞと、これ亦そのかみ、王政のあしきを以て、致せる災なれど、其咎を天に歸して、うらみなげざるなり、下の文も、亦此意なり、

旻天疾威弗慮弗圖

旻天とは、天をその仁愛、下民をおほひあはれむを以て、稱する名なり、疾と威とは、にくみいかる意、暴怒と云が如し、云意は、それ又旻天と稱號するに、なんぞ下民をあらぶりて、かつて思慮謀圖もなく、にはかかくの如くに、せらるゝぞと、

三事大夫莫肯夙夜邦君諸侯莫肯朝夕

三事とは、三公を云、上篇の三有事と、義同うして、さす所異なり、大夫とは、六官の卿大夫を、すべて云、卿も亦上大夫なり、莫肯夙夜とは、公卿大夫、みな朝參を、つとめざるとぞ、邦君とは、諸侯をその國人の、稱する詞なり、二つにあらず、莫肯朝夕とは、來朝せざるなり、古は朝にまみゆるを朝と云、夕にまみゆるを夕と云、よりにて只朝觀することをば、朝夕すともいへり、此段只朝臣のみならず、諸侯も亦王事をつとめざることとを云、

庶曰式臧覆出爲惡

朝にある者、王此上ながら、心を改めて、善をせられよかしたと、こひねがへども、反ていよく、惡をなし出せるとなり、或説には、これを周の東遷以後の、詩なりと云、然らば、首の句を、周宗既滅びぬとよむべし、

如何昊天辟言不信如彼行

邁則靡所臻

如何昊天とは、天をよばひて、訴る詞なり、辟言とは、人の法度とすべき語なり、これ上の章、王の反て惡をなし出す意を、うけて云、天に訴ふといへども、實は王をさしいへり、云意は、なんぞや、身の法とすべき善言を、信用せず、只惡をしてやまざることを、かの路をゆきゆいて、歸ることを忘れ、至り止る所なきが如くなること、

凡百君子各敬爾身胡不相畏不畏于天

凡百君子とは、正大夫の輩をさす、各敬爾身とは、みな朝廷にまいりて、つゝしみつかへよとなり、而して又云く、もし其身をつゝしまざれば、これ朋輩をあたどりて畏れず、なんぞ互に相畏れざる、それ身をつゝします、人を畏れざるは、これ天道にそむけり、なんぢそれ天を畏れずやと、これ彼我天人一理なることを示す、學者のふかく察すべき所なり、

戎成不退饑成不遂

是瘁

もの云こと、忠誠なる者は、當世によくものいはすと、いはるゝ者なり、其いふ所、心の誠より出で、只舌さきより、出るのみにあらず、而して其言耳に逆ふを以て、罪をかうむり、まさしく身をやましむるにたれり、これまことに哀むべし、

哿矣能言巧言如流俾躬處休

佞口の人、當世によくもの云と、いはるゝ者なり、故に其云所をたくみにして、水の流れて、とゞこほらざるが如し、而して其身を安樂の地に居らしむ、これをそのよきことと云べしとぞ、凡そ亂世の情、君忠直をにくみて、諛佞をこのむこと、おほむね此二段に、云所の如し、よりにて詩人、ふかくこれをなげり、又諸大夫のたちのきて居ること、亦やむことを得ざればこそと、其情を察したる意あり、

維曰于仕孔棘且殆

今王朝に、ゆきて仕へんと云者あるは、そのせはく

寇賊の兵起ること、すでに成ぬれども、王の惡をすること、退かず、饑饉の災及ぶこと、すでに成ぬれども、王の善にうつること、進まず、

曾我誓御憺憺日瘁

誓御とは、近習の臣なり、憺憺は、憂る貌なり、云意は、我等近侍の輩をして、憺々とうれへて、日々に病みなやましむと、

凡百君子莫肯用訊

君子王のために、世のありさまを、告る者なし、

聽言則答譖言則退

王もし問ふことありて、其いふ所を、きく時は、則これに答るのみにして、思ふ所を、いひつくさず、もし人の譖る詞、わづかに其身に及ぶ時は、則退きて、外に居り、朝廷に勤仕せずと、此二段には、王たとひ不善なりとも、君子の義は、身をかへりみずして、忠諫をつくすべし、豈かくの如くに、君ををろそかにして、なぞとも思はざらんやと云下意あり、

哀哉不能言匪舌是出維躬

しくて、又危きことを知らざればぞと、云不可使得罪于天子

その仕へがたしとする故は、凡そ王のめしつかはれずといひて、きはるゝ者は、これ道を直くして仕る者なり、而して罪を天子に得るなり、

亦云可使怨及朋友

もしそのめしつかはるゝといひて、よみんせらるゝ者は、これ道を枉て、仕る者なり、而して朋友に、口比相はげまし、志に、そむけりとして、怨みすてらるゝに及ぶと、此章只云ことのかたきのみならずして、仕ること亦かたきことをいへり、

謂爾遷于王都曰予未有室家

そのかみ、もの云ことも、よくしがたく、仕ることも、患多きこと、上に云如くなれども、朝に居る者、王の臣なく、我も伴なきにたへずして、去る者に告て、なんぢ王都に、うつり居れといへば、我すむべき室家なし

とてかへらず、
鼠思泣血、無言不疾、

鼠思は癡憂と云が如し、ひそかにうれふる義なり、泣血とは、泣くに聲なくして、涙ながるゝこと、きりめより、血の出るが如くなるを云、去る者の、家なしと云は、よせことにて、其心には、憂思泣血して、凡そもの云詞いたましからずと云ことなし、その禍を懼るゝことの深きこと、かくの如くなるに至れり、

昔爾出居、誰從作爾室、

さきに爾の出去りし時、たれか爾に従ひて、其家つくれる者のありしや、然るに今、かへるに家なしとは、いかにぞやと、これなほ其かへらんことを、すゝむる詞なり、

雨無正

凡そ詩の篇に名づくること、その義例なし、此雨無正の字、詩中に出ず、又舊説に、時に號令の下る、その多きこと、雨ふるが如くなれども、みな政となることなしと云、されど、詩に此意見えざ

れば、作りてつけたる、名にもあらず、又韓詩には、篇の首に、雨無其極、傷我稼穡」と云二句あれども、亦首二章の長短、ひとしからずして、詩の章例にあらず、又此詩をも、幽王の時のことなりといへども、別に考る所なし、よりにて今、その疑をかくなり、

○小旻之什二之五

旻天疾威、敷于下土、謀猶回遹、何日斯沮、

旻天とは、天をそのかすかに、とをきを以て、稱する名なり、疾威の義、前に見えたり、一説には、旻天疾威と云ふ、雨無正の詩と同じ義にとれり、下土とは、只上天に對して、地を云詞なり、○此詩は、周の大夫、王の邪僻の謀にまどひ、決斷して、善に従ふこと、あたはざるを、なげきて作れるなり、六章共に賦なり、此章云意は、旻天その暴虐を、地にしき、王の謀る所をして、邪僻にして、止るの日なからしめ、いつ止るべしとも、知られずとなり、王の邪僻を天の降す所と云

は、君のために、いみてなり、又天と人との道、一理に通ずることを示せり、

謀臧不從、不臧覆用、我視謀猶亦孔之邛、

人の謀の善なるには、従はずして、反て不善なるをばとり用ふ、故に我今王のはかる所を見て、甚病るとなり、

○滄滄訛訛、亦孔之哀、

滄々は、相やはらぐ義なり、訛々は、相そしる義なり、小人位にある者ども、外同うして、内やはらがず、意氣相合ふ時は、滄々として相やはらぎ、少きたがふ所あれば、訛々として相そしる、凡そ人をまどはし、政をみだり、國の禍これによりて起る、これ亦甚哀むべきことなりと、

謀之其臧、則具是違、謀之不臧、則具是依、我視謀猶、伊于胡底、小人よき謀を見れども、己に異なればにくみて、皆こ

れにたがひ、よからぬ謀を見れども、己に同じければ、喜びて、皆これによる、其謀、深きに似たることあれど、皆その私意に出るを以て、好惡顛倒し、是非反覆す、我そのはかりなす所を見るに、いかやうにか、至り定らんこと、しられずと、蓋し王のよき謀に従はずして、よからぬ謀を用るも、亦此小人等に、まどひてぞと、云ことを示せり、

○我龜既厭、不我告猶、

王まづ人の謀を、きゝ定めずして、しばしば龜卜を以て、神明にとふ、故に龜もこれにあきて、その謀る所の吉凶を告げず、告げずとは、其吉凶あたらずして、いまだとはざるが如くなることを云、

謀夫孔多、是用不集、

謀夫とは、諸臣王の謀にあづかる者を云、王のきゝ定る、明睿なきによりて、謀をすゝむる者、各其説をほしいまゝにして、互に是非を、いひまぎらはす、これを以て、其謀ついに成らず、

發言盈庭、誰敢執其咎、

朝參の人、各いひ出して、謀る所の言、庭上にみちみつといへども、みな事もしやぶるれば、其咎をおふことを、をそるより、誰か敢て、其責を、身にとりかけて、これを決断する者あらん、故に謀夫多くして、其謀いよく成らず、

如匪行邁謀是用不得于道

謀りてつひに成らざるは、たとへばゆかずして、坐ながら、ゆくさきを、はかる者、其謀る所は、つまひらかなりといへども、道をすむるにをいては、得る所なきが如しとなり、

○哀哉爲猶

これそのかみの謀のあしきを、なげきていへり、此句一章の意をすべたり、

匪先民是程 匪大猶是經 維邇言是聽 維邇言是爭

先民とは、古の聖賢をさす、大猶とは、正大の道理、先民は、即大道の出る所なり、云意は、此謀先哲のあと

むるぞ、艾は、言辭よく又りて、みだれざるぞ、
如彼流泉無淪胥以敗

今の世に、五徳の人、ありといへども、王、善者を用ひざるによりて、みな其身をたもつことあはたず、泉の流れおちてかへらず、相共に、やぶれすたる、が如し、故にふかくこれを惜みて、かくの如くならしむることなかれと云ぞ、

○不敢暴虎 不敢馮河 人知其一 莫知其他

むな手にてとらふるを暴と云、かちだちにてわたるを馮と云、人とは、泛く云詞なれども、意は時の君臣をさせり、云意は、世の人の慮り、遠きに及ぶことあたはずして、暴虎馮河する時の如くに、まぢかき患ある一端は見やすきを以て、これを避ることを知れども、其ほか國を失ひ、家をほろぼす禍のはし、かくれて見がたきをば、知て憂とする者なしとなり、

戰戰兢兢 如臨深淵 如履薄冰

を以て、法度とせず、大道のすちを以て、常式とせず、凡そ上にきとり、下にあらそふ所の是非、只これまぢかき、淺末の説のみなりと、これ君臣共に、よきをすて、あしきに從ふの、事實なり、

如彼築室于道謀是用不潰于成

たとへば家を道のほとりに、作らんとして、往來の人に、これを謀るが如し、人々の作意、同じからず、これを以て、つひに成り遂げずと、これ又謀夫多くして、成らざるたとへなり、

○國雖靡止 或聖或否 民雖靡廌 或哲或謀 或肅或艾

國中の議論、定まることなく、世おとろへて、民多からずといへども、なほ、其間に、此等のよき者ありとなり、聖哲謀肅艾は、即洪範の貌言視聽思の五事の徳なり、聖は通明なるを云、否とは聖にあらざれども、亦賢なる者を云、哲は、知見の明なるぞ、謀は、事を聽て、よく謀るぞ、肅は、容貌嚴肅にして、人を敬起せし

戰々は、をそる、義なり、兢兢は、いましむる義なり、云意は、今國家滅亡の禍身に及ばんことを、戦々としてをそれ、兢兢としていましむること、深き淵にのぞんでおちんとするが如く、薄き氷をふんで、おちいらんとするが如くなることぞ、

小晏

小雅の晏の詩と云義なり、大雅に召晏の篇あるを以て、小晏と稱して、これにわかつて、此詩作れる大夫、箕子の洪範の學に、つまびらかにして、心量の廣大に、思慮の深長に、學問の博洽なることを見るべし、

宛彼鳴鳩 翰飛戾天 我心憂傷 念昔先人

宛は、小きなる貌、鳴鳩は、班鳩なり、いかるがと訓ず、はとの類、俗につちくれと云なり、昔先人とは、其親をさす○此詩も周の大夫、世の亂れにあひて、兄弟相いましめ、禍をのがれんとすることを、作れり、此章は興なり、宛然たる小鳥も、亦よく羽うちとん

で、天にいたるを以て、わが危亂を、うれへいたみ、其禍を免れんと、思ひたちて、つとむることを興す、それにつきて、まづわが亡き親の遺徳を念ひて、其身を謹んと、擬するぞ、

明發不寐、有懷二人、

明發とは、夜あけんとして、まづ明りの發る時を云、此時に一入、父母ふたりを思ひて、いねられずとぞ、

人之齊聖、飲酒溫克、

此章は賦なり、齊は、敬肅なるを云、聖は、通明なるを云、齊聖なる人は、酒をのむといへども、溫恭にして、自たもち、よく怠惰の欲にかちて、その威儀をみだらす、

彼昏不知、壹醉日富、

かの昏昧にして、無知なる人は、酔にもつばらにしてい、日々にますますはなはだし、

各敬爾儀、天命不又、

兄弟相戒めて云く、今各なんぢの威儀をつゝしむべ

し、もし怠惰にして、わが徳性にそなはれる天命の福をとり失へば、後に悔れども、ふたゝび又かへらざる者ぞと、蓋し人の威儀を失ふこと、酒を以て甚しとす、ことに時の君臣、みな酒のみだれをなす、故にまづ此事を、いましむるなり、

中原有菽、庶民采之、

是より下三章は、皆興なり、中原は原中なり、菽は、大豆なり、原中に菽あれば、諸人とり食ふを以て、人ことに善道をとりにて、身に行ふべきことを興す、

螟蛉有子、蜾蠃負之、教誨爾子、式穀似之、

螟蛉とは、桑の木にある、青き小蟲なり、あらむしと訓す、俗に尺とりと云者に似たり、蜾蠃とは、土にて窠つくる、さそりと云蜂なり、此蜂かの螟蛉の子を、いだきとりて、窠の中にをけば、七日の間に、化して其子となる、いひ傳へたり、故にこれを以て、人只善を用ひて、其身をよくすべきのみならず、又善を用ひて、其子を教へ入れ、これに似さしむべきことを興

交交桑扈、率場啄粟、哀我填寡、宜岸宜獄、

交々は、飛で往来する貌、桑扈は、青き小鳥の名、穀粟をばますして、脂肪をこのむ者なり、説桑扈の篇に詳なり、填寡とは、填は病の義なり、病者と寡婦とを云、岸は狂と同じ、狂も亦牢獄なり、わきて云時は、朝廷にあるを獄と云、郷里にあるを狂と云、桑扈はもと、脂肪をばむ者なれど、今は事は、場圃によりしたかひて、粟をひろふ、これを以て、病者寡婦などは、國のめぐみをうけて、世をすぐる者なるに、今は反て、人にあなどられ、罪にかゝりて、牢舎によろしき者となることを興す、これ刑法の、みだりがはしき故なり、云意は、わが病寡の、かくの如くなることを哀むとぞ、

握粟出卜、自何能穀、

兄弟からき世にあひ、禍をのがれて、父母をばづかしめざらん、謀にまどひ、手づからもみよねをもち出で、卜者のもとにゆき、よく善道に、身をたもつべき

題彼脊令、載飛載鳴、我日斯邁、而月斯征、

脊令の說、前に見えたり、我と而とは、兄弟相稱する詞、邁き征くは、只力を出して、つとむることを云、道をゆくにあらず、此章脊令の、とぶ時は鳴き、ゆく時はうごきて、しばらくも、休息せざるを以て、兄弟をのをの、禍を免るゝ、はたらきに、力をきはめ、日々月々の功を求めて、しばらくも怠なかるべきことを興す、

夙興夜寐、無忝爾所生、

この爾は、只其と云詞なり、所生とは、父母をさしいへり、此二句は、只上文の、相すゝめて、をこたるまじき意を、かさねときて、前章の明發不寐、有懷二人と云に、應へて云く、かくの如くに、相つとめば、こひねがはくは、二人を辱しむることなからんと、

やうを、何によりてか、これを得んと、うらかなたにと
ひきくぞ、是又その貧窮の、甚きことを見るべし、
○温温恭人、如集于木、惴惴小心、如臨于谷、

此章は賦なり、温々は、おだやかに、やはらかなる貌、
惴々は、をそるゝ義なり、温々として、恭敬なる人も、
今は木にとまりて、おちんことを、をそるゝが如く、
惴々として、心をせめおさむる人も、今は谷にのぞみ
ておちいらんことを、をそるゝが如しとぞ、

戰戰兢兢、如履薄冰、

句義上篇に見えたり、云意は、温恭小心の人も、上に
云如くなれば、我等もまさに、かくの如くならんと
ぞ、

小宛

此小も、小雅の義なり、

弁彼鸛斯、歸飛提提、民莫不穀、

我獨于罹

弁とは、鳥のとんで、羽をうつ貌、鸛は、こがらすの、
腹白くして、むらがりとお者なり、但此方には、いま
だ見えす、提々は、安く閑なる貌なり、○舊説に、周の
幽王申后をめぐりて、太子宜臼を生ず、後に褒姒を得
て、これにまどふ、褒姒伯服を生ず、幽王褒姒が讒を
信じて、申后をしりぞけ、宜臼ををひはなつ、よりにて
宜臼此詩作りて、自怨みたりと、序には、太子の傳、こ
れを作りて、太子の情をのぶといへり、首、六章は、皆
興なり、此章鸛のむらがり、はうちとんで、歸りゆく
こと、提々として、ゆたかなるを以て、我が身の、不幸
にせまりたることを、反興す、云意は、世の民の身の
上は、よからずと云者なきに、なんぞ我ひとりのみ、
うれへにかゝれるぞやとなり、

何辜于天、我罪伊何

云意は、我思ひの外に、親のすてられとなれるは、こ
れ天のつみする所なるべし、我なんぞ、天につみせら
る、わが罪はこれ、いかやうのことぞと、これ自怨み
て、親をしたへる意より、いへるなり、

心之憂矣、云如之何

心の憂、かくの如くなれども、我これを、いかゞはせ
んと、其せんかたなきことを知て、是非なく、これに
安んじたる詞なり、

○蹶蹶周道、鞠爲茂草、我心憂

傷、惄焉如擣、

蹶々は、平らぎ、やすらかなる義なり、茂は、しげれる
義、これ平易なる大路も、きはまりふさがれば、草ふ
かく、しげれるを以て、わが心の憂傷を思ひまはせば、
いと病ることを興す、如擣とは、物ありて、心をう
すづくが如くなることぞ、

假寐永嘆、維憂用老

衣冠をぬがすしてふすを、假寐と云、心に深く、かゝ
る事あれば、かりねの夢にも、亦ながいきして、なげ
くぞ、こゝを以て、年いまだ、老ひざれども、形はすで
に老たり、

心之憂矣、疢如疾首

心の憂を以て、やましきこと、頭痛むが如しと、これ
憂の甚深きことをいへり、

○維桑與梓、必恭敬止、靡瞻匪

父、靡依匪母、

桑の葉は、蠶を飼によし、梓の木は、器を作るによし、
古人必此二木を、家にうへて、子孫の用にそなふ、よ
りて子たる者、父母のうへをきたる木をも、なを恭敬
して、をろそかにせず、况や父母の身に、をいてをや、
故に凡そあがめたつとむ所、父にあらずして、外な
し、凡そよりしたしむ所、母にあらずして、外なし、こ
れを以て、下文の、父母我を愛せざることを、反興す、

不屬于毛、不離于裏

父母の尊親すべきこと、かくの如くなれば、其身をわ
けて、一體なる子を愛せずと云父母、なかるべし、我
亦父母の身にをいて、外その毫毛につかすや、内そ
の心腹につかすや、何とて我を、はなちすてらるゝぞ
と、

天之生我，我辰安在。

谷をおほする所、なきまゝに、天にかけて云く、天の我身を生せしこと、いづれの時に、あたることありてや、不祥なること、かくまでには、至れるぞと、

○菀彼柳斯，鳴蜩嘒嘒，有漙者淵，萑葦淠淠，譬彼舟流，不知所屆。

菀は、しげりさかんなる貌、嘒々は、蜩の聲、漙は、ふかき貌、萑葦は、あし、淠々は、おほき義なり、菀然として、しげれる柳あれば、鳴る蜩とまりて、嘒々たる聲あり、漙然として、ふかき淵あれば、萑葦淠々として、多く生ひたり、物みなよりどころあるを以て、我身のすてられたるが、たとへば舟の流れゆきて、いたりつく所を知らざるが如くなることを、反興す、

心之憂矣，不遑假寐。

心の憂、ふかきによりて、さきにはなほ、かりねするひまありしかど、今は其ひまだにも、なしとなり、

○鹿斯之奔，維足伎伎，雉之朝雝，尚求其雌，譬彼壞木，疾用無枝。

伎々は、ゆるやかなる貌、鹿の性、けうとく、さはがしき者なれど、其羣につれては、わしる足もと、なほ伎々として、ゆるやかなる時あり、雉の性、すなほに、かたき者なれど、その朝になくは、なほ雌を求るの時あり、これを以て、わが身のすてられて、かじけたること、たとへばやみいためる木の、枝かれて、生意つきなんとする、如くなれど、これをかへりみる者、なきことを反興す、

心之憂矣，寧莫之知。

心のうれへ、かくの如くなるに、何とてこれを知れる人、なきぞやと、これ其詞は、泛きやうなれど、底には、父の感悟をねがへる意あり、

○相彼投兔，尚或先之，行有死人，尚或瑾之，君子秉心，維其忍之。

相は、投るを、兔は、走るを、尚或先之、レバシニ、行有死人、ト、尚或瑾之、ト、レバシニ、君子秉心、ト、レバシニ、維其忍之、ト、レバシニ、

君子不惠，不舒究之。

王いさゝか、我に愛惠をくはへて、人の讒言をゆるゆると、をしきはめば、其いつはりの、あらはるべきに、不忍の心、なきによりて、然らずと、只これ上二句の意を、いひ足したるばかりなり、これまでは賦の體なり、

伐木掎矣，析薪地矣，舍彼有罪，予之佗矣。

木を伐る者も、なほまづ、すけ木をよせかけて、みだりにこれをたをさす、薪を析く者も、なほ其きめにしたかひて、みだりに之をわらず、然るに王、罪ある讒者を、すてをき、反て其罪を、我にくはへらるゝは、これ木を伐り、薪を析くにだもしかすと、これ反興の意なり、

○莫高匪山，莫浚匪泉，君子

之、

君子とは、王をさす、下の章亦同じ、忍ぶとは、物のいたみを見ても、これにたへしのびて、つれなき意なり、人みな物のいたみに、忍びざる心ある故に、をばれてにぐる兎、人をたのみて、わしりかゝれるあれば、人なほ其きはまれるをあはれみ、をひくる者に、さきだちて、これをばにがすことあり、又路のほとりに、死せる人あれば、人なほ、其あらはれたるを、あはれみて、これをばうづむことあり、これを以て、王の讒言を信じて、其子をすてたるは、投兎死屍にもしかず、その心を、とりまもること、強忍にして、つれなきことを反興す、

心之憂矣，涕既隕之。

心の憂かくの如くなれども、せんかたなきまゝに、只なくなんだのおつるばかりぞと、

○君子信讒，如或隲之。

此章は、賦にして興なり、讒とは、主人のくみたる爵を、客のくみかへすなり、王讒言を信じて、いふまゝ

無易由言耳屬于垣

此章は、賦にして比なり、由言とは、口にまかせて、自由にも云義なり、云意は、凡そ高しと云は、山にあらずして、高き者なけれど、人その巔に、のぼることあり、深しと云は、泉にあらずして、深き者なけれど、人その底に、入ることあり、然れば、王たやすくみだりに、物の玉ふことなかれ、恐らくは、人、耳を垣につけて、きとり、よりに王の心をさぐりもとめ、讒言つくり出す者あらんと、これ太子すでに、讒にあへる後なれども、なほゆくすへのために、王を戒るならん、これまでは賦なり、

無逝我梁無發我笱我躬不閱
遑恤我後

句義谷風の篇に見えたり、王ついに褒姒を以て、后にたて、伯服を以て、太子とす、よりに宜白これを戒めてかくいへり、これは比なり、太子の東宮を以て、梁に比し、國家の事業を以て、笱に比す、此四句谷風の詞と同じ、蓋し古より、いひつたへたる語と見えた

り、詩中に此類多し、

小弁

此小も、小雅の義なり、

悠悠昊天曰父母且無罪無辜
亂如此憯

悠々は、遠く大いなる貌なり、此章は、周の大夫、亂世にあひて、讒言をかうぶりたることを、うれへて作れり、首三章は、皆賦なり、此章云意は、悠々として遠大なる昊天は、天下の父母といひて、あふぎたのむ者なり、然るに何とて、罪もなきわが身の、亂虐にあふこと、かくの如く大いなるぞと、これ救を求る所なきまゝに、天に訴へてなげなるなり、

昊天已威予慎無辜
昊天已威予慎無辜

云意は、昊天のおそろしきこと、甚大いなる故に、我身をかへりみて、つまびらかにすれども、まことに其罪なしと、これ自訴へて、難をまぬかれんとする詞なり

り、一説に、只これ其罪をくりかへして、みそなはず詞なりともいへり、

○亂之初生譖始既涵亂之又生君子信讒

君子は、王をさす、下の章亦同じ、云意は、凡そ亂の初て生ずること、讒者いつはりを入る、始に、王その眞偽を察せずして、則既にこれをうけけるれば、亂のひきつゞきて、又生ずるは、王すでにその讒言を、信用せられたるなりと、

君子如怒亂庶遄沮君子如祉亂庶遄已

王もし讒者の言を見て、則怒りて、これを責めば、亂すみやかに、やむにちからん、もし賢者の言を見て、則喜んで、これを用ひば、亦亂すみやかに、やむにちからん、然るに今王、かれもこれもうけ入れて、讒と信とをわかざる故に、讒者ますます勝て、善者ますます病めるとなり、

○君子屢盟亂是用長

盟とは、古人互に疑ふ意あれば、性を殺して、血をすゝり、神明に告て、誓約す、今王亂をやむること、あたはずして、君臣疑あれば、しばしば誓をなす、故に其疑いよく多くして、亂を以て増長す、

君子信盜亂是用暴

盜とは、讒者をにくみて云詞なり、王讒者を怒ることあたはずして、反て其言を信用す、亂を以て暴くして、刑罰つみなき者に及べり、

盜言孔甘亂是用餒

讒言の味、はなはだ甘く、王をしてこのんで、あかざらしむ、亂を以て、ますますすめり、

匪其止共維王之印

止共とは、止は心を專一にする義なり、かの讒者、心を一すぢにして、その官職に、つとめ供ることあたはず、徒に亂をおこして、王の病をなすのみなり、それ良薬は、口に苦けれども、病に利あり、忠言は、耳に逆

へども、行に利あり、もし讒言を甘んじて、これを悦びば、其國あやうからざらんや、

○奕奕寢廟、君子作之、秩秩大猷、聖人莫之、他人有心、予忖度之、

奕々は大なる義なり、寢廟とは、兩所なり、前に廟あり、後に寢あり、廟には神主をおさめて、四時に祭祀す、寢には先人の衣冠几杖をおさめて、時の新物をすむ、秩々は、次序ある義なり、大猷とは、猷は道なり、人倫の道を云、此章は、興にして、比なり、奕々として大いなる、宗廟の規制も、先王よくいとみて作り、神明をして、ながく安んせしむ、秩々として序ある人倫の大道も、聖人よくさだめをきて、萬古をして、これを易ることなからしむ、これを以て、他人讒佞の心ある所、ふかくひそまれりといへども、我これをはかり求れば、則其情を得て、かくすことあたはざることを興す、

躍躍兔兔、遇犬獲之、

躍々は、とくはねをどる貌、兔は、こざかしき義なり、躍々とをどれる、さかしき兔は、とらへがたきやうの者なれど、犬に出あふ時は、即えらるゝなり、又これを以て讒者の情知りやすきに比す、

○荏染柔木、君子樹之、往來行言、心焉數之、

荏染は、やはらかなる貌、柔木は、桐梓の類、即やはらかなる木にて、器に作るべし、故に君子うへをきて、皆用ひらる、これを以て、道ゆく人の、往來にいふ言などは、實言あり、讒言あり、故にきく者必心を用ひて、わきまよふことを、反興す、

蛇蛇碩言、出自口矣、巧言如簧、顔之厚矣、

蛇々は、安く舒やかなる義なり、碩言とは、碩は大いなる義なり、善言を云、巧言とは、たくみに、おもしろく云詞、讒言の類を云、顔の厚きとは、かたくなしく、耻を知らざることを云、俗に面皮の厚きと、云が如し、それ善言は、國家人民にあづかるを以て、其詞

おもくしくして、ゆるやかなり、これは宜く、口より出すべき言なり、巧言は、是非を變亂するを以て、其詞宛轉開閉して、人を悦ばしむること、笙簧をふきながらすが如し、これを其口にかゝるは、はなはだ、厚顔にして、耻しらざる人なりと、此章すべて、説者のいやしむべきことをいへり、

○彼何人斯、居河之麋、

此章は賦なり、彼何人ぞとは、讒者にさす所の人ありて、それをば、かれ何者にかあらんと、かろしめたる詞なり、麋とは、水と草とのあはひを云、これ彼人の居る所なり、

無拳無勇、職爲亂階、

かれ勇力なくして、亂をおこすこと、あたはずといへども、讒口さままぐにして、ひとへによく、亂にすむるの階をなせり、

既微且燠、爾勇伊何、

かれ又下濕の地に居るを以て、足がさいでき、足はれたる病あれば、これ何ぞよく勇んや、もと勇なき者ぞ

となり、一説に、居河之麋とは、下賤の品に居ることを云、微と燠との病も、亦その人となりの、あしくみぐるしきことを云と、

爲猶將多、爾居徒幾何、

かれ勇なしといへども、讒をすむるはかりことの大にして多きことは、必相共に、たすけなす者あらん、されど爾と共に、居るともがら、亦いくたりかあらん、甚多かるまじとなり、蓋し此章、王もしかの讒者の謀をさとらば、これをかりはらふこと、かたかるまじと云ことを示せり、

巧言

これ第五章の二字をとりて、篇に名づけたり、

彼何人斯、其心孔艱、胡逝我梁、不入我門、伊誰云從、維暴之云、

艱しとは、心さがしくして、平かならざるを云、梁は、魚とるやなを云、一説に、門前の橋なりといへり、○舊説に、周の時、暴公蘇公と云、畿内の諸侯二人あり、

暴公は王朝の卿士なり、初は蘇公と、相したしかりけるが、後に蘇公を讒す、よりに蘇公、王の讒を得て、位を失へり、故に蘇公此詩作りて、其中を絶てりと、此事詩の文を以ては、分明ならず、然れども今、且つ舊説のまゝに、これを解す、八章共に賦なり、彼何人ぞとは、もと相知れる人なれども、その姓名を、知らざるやうに、云たるぞ、その心中の、甚さがしく、なやましきこと、これより下の文に、段々の云所、みなこれなり、此人ある時、人ともなひて、わが梁までは、ゆきけれど、門に入て、我をとはす、なんぞかくの如くするぞと、あやしむにつきて、其ともなへるをば、誰とか云人ぞと、へば、これ暴公なりと云となり、蓋し蘇公は、おとなしき人なるによりて、直に暴公の悪を、さし云に忍びずして、其つれたる人にかけていへり、其人門に入らざるを以て、暴公の我を讒せること、知られたりと云意を、あらはせり、

○二人從行、誰爲此禍、

禍とは、わが罪を得て、位を失へることを云、これなをその相從ひてゆく、二人の内、たがしわざとも、い

の照壁を畏れずやと、いへるなり、

○彼何人斯、其爲飄風、

飄風とは、にはかによく風なり、彼人の來りて、去ることの疾きこと、飄風の如くなるぞ、

胡不自北、胡不自南、胡逝我梁、

祗攪我心、

汝我にあふまじとならば、なんぞ北よりゆき、南よりゆきて、我にとをさからざる、今なんぞ、まちかく、わが梁にゆけども、我にあはすして去り、まさにわが心をば、なやましみたるぞやとなり、

○爾之安行、亦不遑舍、爾之亟行、

遑脂爾車、

汝しづかにゆく時だも、いこひやすらふ、ひまおしみつるに、今とくゆくならば、なんぞ車に脂さす、ひまあらんや、みれば其車に脂させり、然れば道いそぐと云は、まことにあらずとなり、

また知れざるやうに云ぞ、
胡逝我梁、不入唁我、始者不如今、云不我可、

唁ふとは、わが位を失へることを、とぶらふぞ、始とは、昔を云、可とすとはよしとする義なり、云意は、すでに我に禍をかけて、又今ちかく來れども、我をよからぬ者として、入てとぶらはす、昔の相したしめる時は、今の如くに、つれなくは、あらざりし者をとぞ、

○彼何人斯、胡逝我陳、我聞其聲、不見其身、不愧于人、不畏于天、

陳とは、門より内、階までの道を云、此章の詞にて見れば、二人門外をすぐるによりて、門に入り、道いそぐとかこつけ言をいひをき、蘇公にあはすして、すみやかに、出されると、見えたり、よりに蘇公いよく、にくみて云く、暴公が、はじめよりのしわざ、人を欺くべしとして、愧ずや、たとひ人をば、はぢすとも、天

壹者之來、云何其吁、

一たびは來て、我にあへかし、なんぞやたいに、ながめのぞましむると、蓋し年ごろ相したしめる人なれば、にはかにたちはなるゝに忍びず、今何故に、あしさまにいたせると、其おもむきを、とひあかさんため、かくいへるなるべし、

○爾還而入、我心易也、還而不入、否難知也、

汝もしかへるさに、入り來らば、わが心よるこびなんに、今かへるさにも入らず、はじめは、汝の心を、知れりとして、相したしみつるに、今かくの如くなれば、否しからず、何ともしりがたき人ぞと、

壹者之來、俾我祗也、

大意上の章の末二句と同じ、

○伯氏吹埙、仲氏吹篴、及爾如貫、諒不我知、

伯氏仲氏は、兄弟のことなり、墮は土ぶる、大いさ、鵝子の如くにして、口とがり、底平かなり、六孔あり、手にすへて、これをふく、箠は、八孔のよこぶるなり、云意は、我さきには、暴公と共に王臣たれば、すでに兄弟の義あり、又一味に、忠誠をつくして、墮箠をふきあはするが如く、其心志相したしみて、聲氣相やはらぎ、物の一つらぬきに、つながれて、あるが如し、もし我を知らざる者ならば、讒することもあるべきに、汝は實に我を知らずとして、讒せんやと、

出此三物以詛爾斯

三物とは、犬豕雉なり、これを殺し、その血をすりて、誓をなす、凡そ今より後の事を約するを、盟と云、今より前のことを明すを、詛と云、盟には牛を用ふ、詛には犬豕雉の内一つを用るなり、こゝには此三物を、何にても出してと、云義なり、云意は、もし汝實に我を知らずといはれ、かの三物を出して、汝と此事を誓はん、然らずは、汝我を知りながら、讒せりと、決定すべしとぞ、皆詞をまうけて、いたく責めたるなり、

○爲鬼爲蜮、則不可得、有覩面目、視人罔極、作此好歌、以極反側、

蜮、一名は短狐、一名は射工、水中の小蟲、かたち鱉に似て、口に角あり、弩の如し、沙をふくみて、水にうつる、人影に、射あつれば、其人則瘡やむ、而して其蟲の形は見えす、覩とは、面をむけて、人を見る貌なり、此歌は、此詩をさす、反側とは、うちかへりく、て、正直ならざる義なり、云意は、汝鬼物射工などの、目に見えざる者ならばこそ、見られまじけれ、汝はこれ人なり、覩然として、つねに面目をあらはして、人と相見ること、かぎりきはまれる時なし、然らばなんぞ、其情はかりしらるまじきか、こゝを以て、我この好き歌作りて、汝の反覆偏側の心を、をしきはめ云とぞ、人の悪きこと、せむる歌をばよき歌と云こと、これを以て、其人の、悔ひ悟らまほしくねがへるが故なり、

何人斯

此詩上篇と、文意相似て、一手に出たるが如し、

但上篇は、まづ讒をきく者をそしり、此篇は、ひとへに讒者をせむるなり、王氏おもへらく、暴公の蘇公を讒すること、君に忠あらず、友に義あらず、これ大故なり、故に蘇公、其中を絶てり、然れども、そのこれをたつに、暴公をさしいはずして、つれたる人にかけていひ、其讒をあらはさずして、なほ疑ふ所を示せり、而してすでに絶ちたる上に、又一たびは來れ、我をして安んせしめよと、いひやること、蓋し君子の己を處置すること忠あり、人を待遇すること恕あり、もし其人これによりて、悔ひ悟り、善意を以て、我に従はれ、これまことに、ねがふ所なり、それ然らずといふとも、我はとかくに、甚きことのふるまひを、すまじきなり、豈かの小丈夫の、人と一たび絶ちてはあしさまに、そしり、固くふせぎて、ふたたびあはんことを、おそるゝが如くならんや、

姜兮斐兮、成是貝錦

姜と斐とは、小き文ある貌、貝錦とは、貝は水中の介蟲、即今のたからがひなり、其品多し、こゝにはうつ

くしき小文あるをさす、而して錦の文、これに似たると云ぞ、○周朝の臣、人に讒せられ、宮刑をかうぶりて、寺人の官となれる者、此詩作りて、讒者の情状をあらはし、又以て人の戒とす、首二章は皆比なり、此二句、讒者、人の小きなる過を、かれ之とあやなし、大いなる罪に、くみたつること、絲をたてぬきにして、貝文の錦を、織り成すに比したるなり、

彼譖人者、亦已大甚

譖と云も、讒する義なり、わきて云時は、譖とは、讒の切にして、人をばひしといつはりふするを云、彼譖人者とは、詩人その己を讒したる者をさし云、大甚とは、其情なきことの、甚ふかきことをいへり、

○哆兮侈兮、成是南箕

哆と侈とは、すこしはりひらきたる貌、箕は、東方七宿の箕星なり、みぼしと訓ず、此星南に見ゆる時を、正體とするによりて、南箕と云、此星その形、箕に似て、尻せばく、舌ひろし、これは大いにはりひらきたる者なり、句法は、成是貝錦と云に同じ、但これは、讒

者、小きなることを、をしひろげ、のべしきて、大いに
なし、虚を以て、實とするに比す、
彼譖人者、誰適與謀、

適とすとは、むねとする義なり、これは謀のはしらと
する者をさす、云意は、かの人の讒謀の、たくみにふ
かきこと、いかなる者か主として、かくの如くは、
相共にはかりなしつるぞやとなり、

○緝緝翩翩、謀欲譖人、

これより下四章は、皆賦なり、緝々は、物いふ舌の聲
なり、又緝はつぐなり、讒者人の罪を、つぎついで、い
やましにする義とも云、又すぢめのわかれたる貌と
も云、其義みな通するなり、翩翩は、ゆき、する貌な
り、これ讒者の辨舌、その詞を、つぎついで、麻をうみ
ついでくるが如く、かなたこなたへ往來して、鳥のひる
がへりとぶが、如くなることを云、こゝを以て、自
の術を得たりとして、人にむかへば、則これを讒せん
と、はかるぞ、

慎爾言也、謂爾不信、

蒼天蒼天、視彼驕人、矜此勞人、
王の讒言を、さとらざるによりて、則天をよばひて、
訴へなげき、かの驕れる人を見玉ふにつきても、此
勞める人を、あはれみ玉へとなり、

○彼譖人者、誰適與謀、
讒者をにくむこと、甚き故に、又かさねてこれを云
ぞ、一説に、此二句は、あまり字なりと云、

取彼譖人者、投畀豺虎、豺虎不
食、投畀有北、

豺は、狼の類、俗に云山の犬なり、人をむさばり食ふ
こと、狼よりも甚し、有北とは、有はつけ字なり、北方
寒涼の地、草木五穀を、生ぜざる處を云、人をこゝに
をけば、則うへて死す、此より下の文、讒者をにくむ
こと深くして、死なせましく思ふ故に、詞をまうけてい
へり、不食不受とは、讒者はなべての物の、にくみさ
らふ者なるによりてなり、

有北不受、投畀有昊、

云意は、さのみに人を讒せずとも、汝の詞をつゝしむ
べし、然らずは、いつのほどにか、人、汝の術をさとり
て、それより汝を、信實ならざる者と、すべしとな
り、

○捷捷幡幡、謀欲譖言、

捷々は、口かろくとき貌、幡々は、ひるがへる貌なり、
皆讒言の模様を、かたどりていへり、かくの如くにし
て、ひたすら、人を讒せんとのみ、謀るぞ、

豈不爾受、既其女遷、

上たる人、讒をこのまば、これを汝にうけざらんや、
されども讒を好んで、やまざる時は、その汝に讒せら
るゝの禍、亦すでにうつりて、汝の身に、及ばんとな
り、此二章は、讒者を戒めていへるなり、

○驕人好好、勞人草草、

驕人とは、讒者をさす、好々は、たのしむ義なり、勞人
とは、讒せらるゝ者をさす、草々は、うれふる義なり、
讒する者は、勢を得て、好々とをこり樂しみ、讒せら
るゝ者は、度を失ひて、草々とくるしみ憂るなり、

有昊とは、昊天を云、此有もつけ字なり、蓋し萬物み
な、天の生じたる者なれば、うけざることをあるまじき
ほどに、はてには、天にすてあたへて、其罪をたいさ
しめんとなり、鄭風緇衣の詩は、賢者をよみんする意
ふかし、此巷伯の詩は、讒者をにくむこと至れり、よ
りて禮記に、好賢如緇衣、惡惡如巷伯といへ
り、

○楊園之道、猗于畝丘、寺人孟子、
子、作爲此詩、凡百君子、敬而聽之、

楊園とは、ひき、地なり、楊は、水ちかくある、木なる
を以て、只ひき、處をも、楊園と云なり、畝丘とは、高
き地なり、もと田の畝の如くなる丘の名なれども、亦
只高き處をも、畝丘と云なり、寺人は、内侍の官、小臣
なり、孟子は、其人の字なり、これ讒によりて、宮刑を
かうぶり、此賤官となれり、○此章は興なり、楊園の
ひき、道も、畝丘の高き上にのぼることあるを以て、
賤者の言も、君子に補あるべきことを興す、而して當

時のいきほひ、讒をうくること、賤者にはじまりて、やうやく大臣に、及ばんとす、故に孟子此詩作りて、もろくの君子をして、つゝしんで、これをきかしむるなり、此詩の序には、これをも幽王の時のことなりとす、然れば其後はたして、王后太子并に大夫讒言を以て、すてられし者、多かりしなり、

巷伯

これ詩人の官を以て、篇に名づく、巷は、宮中に、婦人のゆきかよふ道なり、秦漢の時、永巷と云ふ類なり、寺人の官、その處の法令を、つかさどる、伯は、長なり、此人寺人の長なるを以て、巷伯と云なり、

習習谷風、維風及雨、將恐將懼、維予與女、

習々は、やはらぎ、ととのへる貌、谷風は、東風なり、恐れ懼るとは、あやぶみうれふことを云、○此詩は、朋友に怨ることありて作れり、首二章は皆興なり、此章東風のやはらぎふいて、則又雨ふるに及ぶを

以て、朋友かつて、心を一つにして相つれ、共に患難を、へわたりしことを興す、

將安將樂、女轉棄予、

むかし患難の時だも、相共にしつる者をば、今安樂なる時に、汝かへつて我をすつと、これその怨む所の事なり、

○習習谷風、維風及雨、將恐將懼、眞予于懷、

類はつじかせの上より下る者なり、これ亦谷風につれて、つじかせ又ふきまはるを以て、患難の時、我をふところに入れをくが如くに、相したしみて、つきまはりしことを興す、

將安將樂、棄予如遺、

我をみちかひにすて、ふたゝびかへりみざるが如くすと、其怨る意、上の章よりも、一入ふかきなり、

○習習谷風、維山崔嵬、無草不死、無木不萎、

その親を養ひ終ること、あたはざりしを、いたみかなしみて作れり、首三章は、皆比なり、此章云意は、我さきには、我なりと思ひつる者の、今は我にあらすして、蒿なりと、これを以て、父母はじめは、我をよき子なりとして、身を終るまでの、たのみとすべく、思ひるに、後には無用の子にして、その孝養を終ることあたはずして、死せるに比す、

哀哀父母、生我劬勞、

劬勞とは、苦勞の甚き義なり、此二句、父母終りて後、その我をうみてよりこのかた、甚苦勞せしことを、思ひめぐらして、かなしめる詞なり、

○蓼蓼者莪、匪我伊蒿、

蓼は、はげぐさと訓す、蒿の大いなる者なり、此の意上の章に同じ、

哀哀父母、生我勞瘁、

瘁は、病なり、句義亦上の章の末に同じ、勞瘁と云時は、劬勞の體、身にあらはしたるをいへり、

崔嵬は、山のいただきなり、此章は比なり、習々たる谷風は、よく物を生養す、ことに山上より、ふきおろせば、その及ぶ所ひろくあまねし、されども草として、皆かれざらしむることなく、木として、皆しばまざらしむることなし、其間に、亦かれしばむ者あり、これを以て、朋友のよき中にも、すこしきとがむべき、あやまちは、あることなるに比す、

忘我大德、思我小怨、

云意は、谷風のひろく及ぶにもかくの如くなることあるに、况やわが患難を共にせし、大恩徳をわすれて、一旦のすこしきなる怨を、念にかくることあるべき者かはと、或人の云く、此章も興なりと、然ればこれ反興の體なり、

谷風

蓼蓼者莪、匪我伊蒿、

蓼々は、草の長大なる貌、莪は、むまき野菜なり、説形弓之什、青々者莪の詩に見えたり、蒿はあしき草なり、○此詩は、世おとろへ、民かじけたる時に、ある孝子、

餅之罄矣、維罍之恥、

餅も罍も皆酒をいゝうつはものなり、餅は小、罍は大なり、酒盡る時は、大小互に相とりて用ふ、もし餅の酒つくる時、これをつぐことあたはざるは、則罍のはぢなり、これを以て、親子はもと相たすくる者なるに、今は父母をやしなひをへざるは、子たる者の耻なるに比す、

鮮民之生、不如死之久矣、

鮮民とは、鮮はすくなき義なり、まづしく、ひとり身なる者を云、貧獨にして、父母を養ひをへざる者は、世に生きても、死してすでに久くなる者にも、しかすとなり、

無父何怙、無母何恃、出則銜恤、入則靡至、

至るとは、よりつく義なり、それ父母なき者は、何をかかうぶりたのまん、母なき者は、何をかよりたのまん、今我父母なきによりて、出る時は、自うれへをふくみ、入る時は、よるかげなき者の如しと、

欲報之德、昊天罔極、

父母の恩、上に云如くなる故に、我も亦恩徳を以て、これに報せまく欲すれども、かの恩の大いなること、昊天の極りなきが如くにして、これを報するすべ、いかなともしられずとなり、

南山烈烈、飄風發發、民莫不穀、我獨何害、

これより下二章は、皆興なり、烈々は、高く大いなる貌、發々は、疾き貌なり、此章南山烈々と、高大なれば、飄風も亦これにつれて、發々として疾きを以て、人間の禍福は、ひとしからざることを反興す、而して云、萬民の身の上は、よからぬと云ことなきに、何ぞや我ひとりのみ、不幸の害をうくるぞと、

南山律律、飄風弗弗、民莫不穀、我獨不卒、

上の章と同意なり、律々も、烈々と云が如し、弗々も、發々と云が如し、不卒とは、父母を養ひをへざるぞ、

父兮生我、母兮鞠我、

此章は賦なり、即上に父母生我、劬勞し、勞瘁すと云の事實なり、生我とは、氣をさづけて、此身をうみ出すぞ、鞠我とは、力をつくして、此身を養ひ、そだつるぞ、されど此二句、文を互にして、母の生じ、父の鞠ふ意をも、かねたり、これ下四句の大意をすべて、下には生養の恩と、勤とをば、つまびらかに説けり、

拊我畜我、

拊づとは、なでさすり、をさへ安んずるなり、畜むとは、衣食の寒暖飢飽を、よきほどに、はからふなり、

長我育我、

よるひるわが身を、やしなひのばし、鳥の卵を、おほひあたむるが如くにするぞ、

顧我復我、

しばらくも、見はなたず、ゆきんに、手にかくるぞ、出入腹我、

蓼莪

上の章の害と云も、亦此事なり、晋の王衰、その父非命にして死することを、いたみて、朝に仕へず、隱居して教授す、詩をよみて、哀々父母、生我劬勞すと云に、至れるごとに、三たびくりかへして、涙をながさすと云ふことなし、故に諸生、此篇をすて、よまず、又齊の顧歡孟元方も、此詩をよみては、皆いたくなきむせびけり、

それ詩の調は、よく人を感動するによりて、よく讀者は、喜怒哀樂の發すること、皆かくの如し、凡そ父母なき者、此詩をよみて、涙をおとさざる者は、人の子にあらずと、古人もいへるなり、

有饀簋殮、有捋棘七、周道如砥、其直如矢、君子所履、小人所視、

饀簋殮とは、殮は熟したる食なり、簋の内に、黍稷の飯を、もりみてたるを云、捋棘七とは、七は牲の烹たるを、俎にあぐるかひなり、棘木にて作る、其形まがれり、一説に、飯をもるにも、亦をのづから七あり

と、小牢禮に見えたり、周道は、周にゆく道なり、君子小人は、貴賤を以て云、○小序におもへらく、東方諸侯の國、周の賦役しげきによりて、諸國の民力くるしみ、國財ついえたり、譚國の大夫、此詩作りて、其憂をのぶと、此章は興なり、籩殽のもりみて、平かならず、棘七のまがりて、直からぬを以て、周の道、平なること砥の如く、直きこと矢の如くなるを反興す、而して君子周に朝聘する者、此道をゆきて樂み、小民も、亦つねに視る所なりと、

瞻言顧之、潜焉出涕、

潜は、なみだのおつる貌、云意は、周の道ゆくこと、昔はかくの如くなりつるに、今はこれをかへりみ見て、潜然として、涙のおつるばかりぞと、其故は、周の賦役のために、人夫貨財を、みな此道より、をくりやるを以てなり、此意は、下の數章にて見えたり、

○小東大東、杼柚其空、糾糾葛屨、可以履霜、

此章は賦なり、小東大東とは、東方の大小の國を云、

諸侯の國、みな周の東にあればなり、杼は、緯をとをす梭なり、柚は、經をまくちきりなり、糾々葛屨の義、魏風葛屨の詩に見えたり、布縷の貢物、ことごとく周にをくりて、小東大東の國には、機の上むなしくして、經緯のかゝれるなく、人々葛屨のうすきをはきて、霜をふむに至れりと、これを以て、諸國の貨財つきて、風寒のそなへも、ともしきことをあらはす、

使我心疾、

使は、身のかるく、うすき義なり、公子は、諸侯に臣たる、きんだちを云、微弱の公子、周の力役にしたがひ、かの大路を、しきりにゆき、して、苦勞にたへざるを見て、わが心をいたしましたむるとぞ、然れば、賤民のさしつかはるゝこと、勿論なり、蓋し周の道をかへりみて、涙おつると云は、これより下に云所のこと、みなこれなり、

○有冽洸泉、無浸穫薪、契契寤歎、哀我憚人、

此章は賦なり、洸泉とは、そばさまに、わき出る、いづみを云、契々は、うれへくるしむ義なり、憚人とは、つかれたる民を云、これすでにかりとりたる薪を、たかすして、泉の中に、すてをけば、則ちて、用をなさざるを以て、すでにつかれたる民を、やすめずして、又さしつかふ時は、則病みて、すたるゝことを興す、而して云く、我契々として、うれへくるしみ、いねてさむればうちなげき、わが方さまの、つかれうどを、哀むとなり、

此章は興なり、洸泉とは、そばさまに、わき出る、いづみを云、契々は、うれへくるしむ義なり、憚人とは、つかれたる民を云、これすでにかりとりたる薪を、たかすして、泉の中に、すてをけば、則ちて、用をなさざるを以て、すでにつかれたる民を、やすめずして、又さしつかふ時は、則病みて、すたるゝことを興す、而して云く、我契々として、うれへくるしみ、いねてさむればうちなげき、わが方さまの、つかれうどを、哀むとなり、

薪是穫薪、尙可載也、哀我憚人、亦可息也、

これ亦上の興意をうけて云、すでにかりたる薪を、すてをかすして、則たきものとせば、こひねがはくは、車にのせかへりて、たくはへをくべきなり、かなしむべきわが憚人も、亦すでにつかれたらば、ふたゝびつかひたをさす、これを休息せしめて、安んじをくべしとなり、

○東人之子、職勞不來、西人之

これより下四章は、皆賦なり、すべて周の政、偏頗にして、天下に均しからざることををさるゝ、東人とは諸侯の國の人を云、西人とは、周の都人を云、契々とは、あたらしく、盛なる貌なり、東人の子は、周にをいて、專一に勞役すれども、周人これを、當然のこととして、いたはり安んずることなし、西人の子は、みな富貴にして、はなやかなる、衣服をきたり、

舟人之子、熊羆是裘、私人之子、百僚是試、

私人とは、權門にて私にめしつかふ、下人を云、僚は、官なり、西人は、その舟人の子までも、みな富て、熊羆の裘をき、私人の子に至るまでも、みな百官にあげ用ひらる、然ればその貴人の子は、云に及ばず、蓋し諸の小人、志を得て、事を用ひ、官職つとまらざるによりて賦役をおもく諸侯にかくるなり、

○或以其酒、不以其漿、韜韜佩

遂不以其長

漿とは、酒のうすきを云、鞞々は長き貌なり、東人或は酒を以て、西人にをくれども、西人これを以て、漿とたにもせず、又鞞々と長くつらぬける、玉佩ををくれども、亦以てこれを長しとだにもせずと、皆西人のをどりむさばるを云、

維天有漢、監亦有光、跂彼織女、終日七襄

漢は天河なり、跂は、すみだてる貌、織女は、星の名、だなばたづめと訓ず、三星みすみ、そばだてり、七襄の義詳ならず、舊説に、襄とは、止舎を歴る義なり、止舎とは、とまりやどを云、凡そ月日共に右旋して、遅速あり、その月に一たびゆきあふ所を、次舎と云、周天に十二次あり、地位の十二辰も、亦天度の十二次あるが如し、されども天次は、天に従ひて左旋す、地辰は方角さだまりて、うごかず、此七襄は、地辰を以て云なり、凡そ日と星と皆一時に一辰をへわたる、而して星は一晝夜に、日よりもゆきすぐること一度、然

れば卯より酉に至るまで、星のふる所、首尾七辰にわたる、よりに終日に七襄すと云なり、これ云意は、今わがくるしみを、人につげうつたふる所なければ、天のあはれみを、こひねがふ、天に河漢の監臨するありて、光かゝやけり、さぞわがありさまを、みそなはし玉ふべし、又すみだてる織女の星、終に七襄するは、いかさまにも、文あるきぬを、織り成して、わが勞役に、報ひ玉はるべしと、されども、これより下の章に、星のこと云は、只これ詞をまうけて、怨のふかき意を、よせたるなり、實に星にのぞみをかけ、又そのねがひの、かなはざることを云にあらす、

雖則七襄、不成報章、皖彼牽牛、不以服箱

皖とは、星の明かなる貌、牽牛も、星の名、ひこぼしと訓ず、箱は車の物をのする所を云、これ云意は、織女七襄すといへども、ついに、わが勞に報するあやぎぬを、織りなさず、皖然として、明なる牽牛も、亦牛を牽く、名のみにして、わが車をかけひかすと、一説に、織女もわが杼柚のつきたるを、をぎなはず、牽牛もわが

力役の勞を、たすけすと、云義にとれり、
東有啓明、西有長庚、有採天畢、載施之行

啓明長庚は、みな五緯の金星の名、二星にあらす、即明星のことなり、あしたに東にあらはるれば、啓明と云、これをあかばしと訓ず、ゆふべに西にあらはるれば、長庚と云、これをゆふづと訓ず、天畢は、西方七宿の畢星、あげくばしと訓ず、畢は、兎をおほひとする網の名、此星形まかりて、畢に似たればなり、云意は、只織女牽牛のみならず、啓明東にあらはれ、長庚西にあらはるれども、晝のあかりを、つがざれば、事をなす、たすけともならず、又天畢のまがりたるあれ共、鳥獸をとる、用をもなさず、只みな天にありて、行列は、ほどこしまうけたる、ばかりなり、かくの如くなれば、天も亦わが勞苦を、いかにともすることなきかと、

維南有箕、不可以簸揚、維北有斗、不可以挹酒漿

箕星の説、前に見えたり、斗は、北方七宿の斗星なり、

ひきつばしと訓ず、此星箕星と共に、南方にあらはれ、斗はつねに、箕の北にあるを以て、北に斗ありと云なり、一説に、之即七星の北斗なり、下の文に、西柄之掲と云も、南斗の箕と共に、あらはるゝ時、その柄もとより、西をさす、北斗の柄も、其時は亦、西にあるなり、此四句も、上の章の意と同じ、云意は、箕に舌あれども、糠をひあぐる、用をなさず、斗に柄あれども、酒をくむ用をなさずとなり、

維南有箕、載翕其舌、維北有斗、西柄之掲

箕の口、二星、うしろの星に、ちかくして、舌をひくに似たるぞ、云意は、南箕は其舌をひきて、のみくらふ所あるが如く、北斗は柄を西にかゝけて、東よりくみとらんとするが如し、かくの如くなれば、此二宿の星、只わが勞を、いかにともすることなきのみにあらずして、反て西人をたすけて、我をくるしむるが如しと、甚世を怨たる詞なり、

大東

四月維夏六月徂暑

此詩は、周の朝臣、禍亂にあへる者、自いたみて作れるなり、首五章は皆興なり、此章四月より夏に入れども、六月には、暑氣去るを以て、世の禍のやむ時なきことを反興す、

先祖匪人胡寧忍予

わが先祖は、人にてはなきか、なんぞ不忍にして我に禍ををくるぞと、蓋し世の亂れは、王政のあしきが、故なれども、咎を上に歸することを、憚りて、先祖の守りなきにして、いへるなり、

秋日凄凄百卉具腓亂離瘼矣奚其適歸

妻々とは、風のすごきを云、亂離は、亂の憂なり、これ秋の風肅殺にして、百草みなやみいたむを以て、わが世の亂になやまされ、いづくをさしても、ゆきよる所なきことを興す、

冬日烈烈飄風發發民莫不

これ亦ながるゝ泉は、なほ清む時あり、濁る時あるを以て、わが身の禍にあはざる日のなきことを反興す、而してかくの如くなれば、いつかそれ禍をのがれて、よき時にあふことを得んと、

洺洺江漢南國之紀

滔々は、水の大きいなる貌、江と漢とは、みな大川なり、紀は、紀綱の義、まといからむる意にとる、江漢の二水、南方の諸國を、まといめぐりて、其かためとなる故に、南國の紀と云、これを以て、大君は必忠臣あるによりて、國おさまることを興す、

盡瘁以仕寧莫我有

盡瘁とは、身をつくす義なり、詩人みづから、わが身をあげて云、我日ごろ忠誠をきはめ、身心をつくして王につかへ、その政をたすげんとす、然るになんすれぞ、我をすてをきて、有とだに、思はれざるとなり、

匪鶉匪鳶翰飛戾天匪鱣匪

穀我獨何害

烈々は、栗烈と云が如し、はげしくさむきことを云、餘の義は、蓼莪の篇に見えたり、但こゝには、首より三章を、相つらね、夏は暑く、秋は病み、冬は烈きを以て、世の禍亂、日々にふかくなりて、やむことなきを興す、而して亂世には、天下こぞりて、みな害はるゝといへども、詩人いたむこと、甚しきまゝに、我獨といへるなり、

山有嘉卉侯栗侯梅廢爲殘賊莫知其尤

嘉卉は、よき草木なり、卉は、亦草木に通ずるの稱、殘賊は、人をそこなふことを云、これ山には、栗と梅とのよき木あるを以て、上にある人の、政のあしきを反興す、それ位在位の人、人民をあはれむ、道あるに、今ははりて、民を害ひ、國を病しむる、殘賊をなす、而してこれたがとがなることを、知らずと、蓋しひそかに王たる人の、とがなることをいへり、

相彼泉水載清載濁我日搆

鶉の字、説文に據て、鶉に作るべし、即今のわしなり、鶉と鳶とは、其飛こと、最高きを以て、戾天と云、鱣と鮪とは、みな大魚なる故に、亦つらね云、此章も亦興に似たれども、これは只わが身のことを、直に物を借りて、いひたる故に、賦の體とするなり、云意は、我この四つの物に、あらざれば、亂をのがるゝ所なしと、されども、其本意は、蓋し王我を有とすることなければ、高くとび、深くかくれて、のがれ去ることも、あるべきやうなれど、忠臣は、君をすてゝ、亂をさくるの道なし、只身をつくして、君につかへ、國と存亡を、共にすべしと、自ちかひたる意なるべし、

山有蕨薇隰有杞桋君子作歌維以告哀

蕨薇は、わらび、杞は、枸杞なり、説みな前に見えたり、桋は、赤棟なりとあれども、今いづれの木とも、しれがたし、君子とは、詩人自よせていへり、此章は又興なり、山と隰とにある諸木は、みな其所を得て、樂

鮪潜逃于淵

鮪の字、説文に據て、鶉に作るべし、即今のわしなり、鶉と鳶とは、其飛こと、最高きを以て、戾天と云、鱣と鮪とは、みな大魚なる故に、亦つらね云、此章も亦興に似たれども、これは只わが身のことを、直に物を借りて、いひたる故に、賦の體とするなり、云意は、我この四つの物に、あらざれば、亂をのがるゝ所なしと、されども、其本意は、蓋し王我を有とすることなければ、高くとび、深くかくれて、のがれ去ることも、あるべきやうなれど、忠臣は、君をすてゝ、亂をさくるの道なし、只身をつくして、君につかへ、國と存亡を、共にすべしと、自ちかひたる意なるべし、

山有蕨薇隰有杞桋君子作歌維以告哀

むを以て、我は憂患の世に居て、此歌を作り、自その哀をのべて、人に告ると云ことを反興す、

四月

○北山之什、二之六

陟彼北山、言采其杞、

杞は、枸杞なり、此詩は、周の時、大夫公役にさしつかはるゝ者、王の私あるによりて、人々ひとしく、つかはれざることを、そしれり、六章共に賦なり、北山は、ゆくさきの北山なり、杞をとりて食ふは、即旅の體なり、

偕偕士子、朝夕從事、

偕々は、つよくさかんなる貌、士士とは、官人の通稱、これ詩人みづから、わがことをいへり、云意は、我等を偕々として、つよき士子なりと見て、つかはるゝ故に、朝夕事につきて、つとめはたらき、しばらくも、休息の時なしとぞ、

王事靡盬、憂我父母、

へゆき、王事のつとめ、しげきによりて、馬も、やすめをくひまなく、事も、やめをくひまなきことをいへり、

嘉我未老、鮮我方將、旅力方剛、經營四方、

旅力とは、旅は脣と同じ、脊骨のちからを云なり、これ上文をうけて云、王我がいまだ老ずして精氣のまさにさかんなるを、よみんじ、これをばまれにして、得がたきことと思ひ、その脣力まきにつよきことを、知るによりて、かくの如くに、四方の事を、經營せしむとなり、これ亦上の章に、我ひとり賢なりとすと、云が如し、みな忠厚の意なり、

○或燕燕居息、或盡瘁事國、

此より下三章は、みな上の役使の均しからざる、事實をあらはす、燕々とは、安んじて、しづかなる貌、盡瘁とは、身をつくす義なり、云意は、同くさしつかはるゝ人の中に、或は燕々としづかにして、家内に休息する者あり、或は身をつくして、國のために、事に従ふ者

王事靡盬の義、前に見えたり、王事はをろそかなるまじきか故に、朝夕事に従ひてやまず、家にある父母をして、わが勤勞を念ひて憂へしむるとなり、

○溥天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣、大夫不均、我從事獨賢、

溥は、あまねく大いなる義なり、率は、したがひめぐる義なり、云意は、王の國土のひろきこと、天をあまねくするの下王土にあらずと云所なし、王の臣民の多きこと、地のほとりを、めぐらすの内、王臣にあらずと云者なし、然るに今の政をとる大夫、人をつかふこと、ひとしからずして、我ひとりのみを、賢才ありとして、とりわけ、事に従はしむるは、いかにぞやと、王をさしいはずして、大夫といひ、獨勞ましむといはずして、獨賢なりとすと云は、詩人の忠厚の意なり、

○四牡彭彭、王事傍傍、

彭々は、やすむことを得ざる義なり、傍々は、やむることを、得ざる義なり、これ四馬の車にのりて、方々

ありと、

或息偃在床、或不已于行、

或は休息して、床にあをのきふし、或はここかしこにありきてやまず、

○或不知叫號、或慘慘劬勞、

或は奥ふかくをりて、外にてさげびよばふる聲をもきかず、或は慘々とうれへて、王事に劬勞す、

或栖遲偃仰、或王事鞅掌、

栖遲は休息する義なり、偃仰とは、うちあをのきて居るぞ、鞅掌とは、容をあやまる義なり、王事いたづがはしくて、容儀をかいつくりふに、ひまなきぞ、

○或湛樂飲酒、或慘慘畏咎、

湛樂は皆たのしむなり、或は酒をのみ樂んで、職事をすつれども、其とがめなく、或は慘々とうれへて、只そのあやまちあらんことををそる、

或出入風議、或靡事不爲、

或はあだことを以て、風のたゞよふが如くに議論し

て、事をつとめず、或は事としてせずと云ことなく、ひたすらに勞しめり、

北山

無將大車、祇自塵兮、無思百憂、祇自底兮、

大車とは、牛にかくる、荷車なり、これをたすくとは、人その力をたすけて、すゝめやることを云、百憂は、いろ／＼の憂なり、○此詩も周の時、役にさゝれて、とをく行く者、苦勞憂思して作れり、三章共に興なり、此章、其ゆく道すがら、大車をたすけやる者の、われとちりにまみれて、身をけがさるゝを見て、興をおこして云く、百の憂を、かれこれと、思ふことなかれ、これを思はば、みづから病を生ずるに、至るべし、凡そ思ひて益なきことは、只義命に安んじて思はざるべしとなり、

○無將大車、維塵冥冥、無思百憂、不出于頰、

我征徂西、至于芄野、

芄野は、はるかにとをき、西戎の地の名なり、我今さしつかはれ、西方にゆきゆいて、とをく芄の野に至れりとぞ、

二月初吉、載離寒暑、

初吉は、月のはじめの吉日なり、朔日を云ふ、二月より後、寒暑を歴て、歳くるゝまで、いまだかへらずとなり、

心之憂矣、其毒大苦、

心の憂あること、内に毒薬あるが如くに、はなはだくるしむとなり、

念彼共人、涕零如雨、

共人とは、共は、つゝしむなり、僚友の人をさす、これをたつとぶ詞なり、僚友は、朋輩なり、其人の家に安居することを思ひて、これをうらやむ故に、涙おつること雨の如くなるに、至るとぞ、

豈不懷歸、畏此罪罟、

句義上章に同じ、塵冥々たらんとは、冥々はくらきぞ、ちりほこりたちて、冥々然たるくらき中に、あるべしとなり、頰は、頰の字と同じ、小き明りなり、ひたすら物思は、歌々然として、てりもせず、きえもせず、只とろ／＼としたる中より、外に出ることあたはじとなり、

○無將大車、維塵離兮、無思百憂、祇自重兮、

句義亦上に同じ、離はるとは、おほひふさがらるゝぞ、重さるとは、心かけまとはされて、とけのぶること、あたはざるなり、

無將大車 明明上天、照臨下土、

此の詩も周の大夫、遠き所に役使して、久くかへらざること、憂へて作れり、五章共に賦なり、まづはじめに、天をよばひ、なげき訴へて云く、明々として、あきらけき上天は、下の國土に、照臨せり、わが身のありさま、つまびらかに、見玉ふべしとなり、

昔我往矣、日月方除、

ここの月日、まさにのぞきて、あらたまる年の、春なりしとぞ、即亦二月の初をいへり、

曷云其還、歲聿云莫、

いまだめしかへされねば、いつかへらんとも、しれずして、ことしはつひに、くれたりと、

念我獨兮、我事孔庶、心之憂矣、

云意は、我身ひとりにして、事多し、こゝを以て、心に憂をいだき、勤め勞んで、暇あらずとなり、

念彼共人、惓惓懷顧、豈不懷歸、

畏此譴怒、

瞻々は、ねんごろなる義なり、譴怒は、しかりいかるぞ、罪をかうぶりて、とがめらるゝことを云、これ云意は、我今かの僚友を瞻々として、ねんごろに、自かへりみて、ふかく思ふ、なんぞかへりて、その安樂を、共にせんと、ねがはざらんや、されどこの譴怒を、畏るゝ故に敢てかへらすと、

○昔我往矣、日月方奧、

これも亦二月の比を云、

曷云其還、政事愈蹙、蹙、歲聿云莫、采蕭穫菽、

蕭をとるは、祭に用ひんがためなり、云意は、わがつとむべき政事、せまりきて、いそがはし、故に今歲もついにくれて、蕭をとりたくはへ、菽をかりをさむる時に至るまで、なほ歸ることを得ずと、

心之憂矣、自詒伊戚、

心のうれへ、かくの如くなれども、これはじめ幾を見てはやく、のがれ去ること、あたはずして、自わが身

に、此戚を、をくりあたへつれば、今いかんとも、すべきやうなしと、

念彼共人、興言出宿、

又僚友と、安居を共にせざること、を、思ふさへに、よはにをきゐて、いもねず、内に居すして、外にいでもどれり、

豈不懷歸、畏此反覆、

反覆は、うちかへるなり、思ひの外に、ころびかゝれる、罪を云、

○嗟爾君子、無恒安處、

これより下二章は、僚友を思ふにつきて、又これを戒る詞なり、君子は、即僚友をさす、これ嗟嘆して、これに告て云く、汝君子、今の安居を、常として、これにねべつくことなかれ、又時ありて、勞むことも、あるべしとぞ、

靖共爾位、正直是與、

汝の官位にしづまりて、うごかずつゝしみて、あなど

鼓鐘將將、淮水湯湯、憂心且傷、

將々は、鐘の聲なり、湯々は、水のわきあがる貌、淑人は、よき人なり、淑人君子とは、ひろく古の有徳の人を云詞にて、其意には、周の盛なりし時の、王者をさしいへり、○此詩の義、いまだ詳ならず、今王氏蘇氏の説によりて、一とをりを釋す、四章共に賦なり、王氏おもへらく、幽王淮水のほとりにゆき、音樂をして、あそびたはぶれ、歸ることを、忘れたりしを、きく者うれへいたみて、作れり、それにつきて、我古の君子の徳を、思ひしたひて、忘れずと、いへるなり、

○鼓鐘喑喑、淮水潛潛、憂心且悲、淑人君子、其德不回、

此章の大意、上の章に同じ、喑々も、亦將々と云が如く、潜々も亦湯々と云が如し、但悲むと云は、傷むと云よりも、意一入ふかし、其徳不回と云は、上の章の忘れざる故の、事實なり、

らず、孜孜として、其職をつとむべし、又正直の人あらば、これを相たすけて、其志を行はしむべしと、神之聽之、式穀以女、汝の善行を、神明のきこしめされん時、穀祿を以て、汝にあたへて、永く失ふこと、なからしむべしとなり、

○嗟爾君子、無恒安息、靖共爾位、好是正直、神之聽之、介爾景福、

此章も、大意上の章と同じ、安息とは、安逸休息なり、好すとは、其心これを好すること、只其口より出るが如くなるのみならずと、云が如し、介爾景福とは、汝の大福を、いよく大いにすべしとなり、

小明

これも小雅の明の詩と、云義にして、大雅の大明にわく、

瞻々は、ねんごろなる義なり、譴怒は、しかりいかるぞ、罪をかうぶりて、とがめらるゝことを云、これ云意は、我今かの僚友を瞻々として、ねんごろに、自かへりみて、ふかく思ふ、なんぞかへりて、その安樂を、共にせんと、ねがはざらんや、されどこの譴怒を、畏るゝ故に敢てかへらずと、

○昔我往矣、日月方奧、

これも亦二月の比を云、

曷云其還、政事愈蹙、歲聿云莫、
采蕭穫菽、

蕭をとるは、祭に用ひんがためなり、云意は、わがつとむべき政事、せまりきて、いそがはし、故に今歲もついにくれて、蕭をとりたくはへ、菽をかりをさむる時に至るまで、なほ歸ることを得ずと、

心之憂矣、自詒伊戚、

心のうれへ、かくの如くなれども、これははじめ幾を見てはやく、のがれ去ること、あたはずして、自わが身

に、此戚を、をくりあたへつれば、今いかんとも、すべきやうなしと、

念彼共人、興言出宿、

又僚友と、安居を共にせざること、を、思ふさへに、よはにをきゐて、いもねず、内に居ずして、外にいでもどれり、

豈不懷歸、畏此反覆、

反覆は、うちかへるなり、思ひの外に、ころびかゝれる、罪を云、

○嗟爾君子、無恒安處、

これより下二章は、僚友を思ふにつきて、又これを戒る詞なり、君子は、即僚友をさす、これ嗟嘆して、これに告て云く、汝君子、今の安居を、常として、これにねべつくことなかれ、又時ありて、勞むことも、あるべしとぞ、

靖共爾位、正直是與、

汝の官位にしづまりて、うごかずつゝ、しみて、あなど

鼓鐘將將、淮水湯湯、憂心且傷、
淑人君子、懷允不忘、

將々は、鐘の聲なり、湯々は、水のわきあがる貌、淑人は、よき人なり、淑人君子とは、ひろく古の有徳の人を云詞にて、其意には、周の盛なりし時の、王者をさしいへり、○此詩の義、いまだ詳ならず、今王氏蘇氏の説によりて、一とをりを釋す、四章共に賦なり、王氏おもへらく、幽王淮水のほとりにゆき、音樂をして、あそびたはぶれ、歸ることを、忘れたりしを、きく者うれへいたみて、作れり、それにつきて、我古の君子の徳を、思ひしたひて、忘れずと、いへるなり、

○鼓鐘喑喑、淮水潛潛、憂心且悲、淑人君子、其徳不回、

此章の大意、上の章に同じ、喑々も、亦將々と云が如く、潜々も亦湯々と云が如し、但悲むと云は、傷むと云よりも、意一入ふかし、其徳不回と云は、上の章の忘れざる故の、事實なり、

らず、我々として、其職をつとむべし、又正直の人あらば、これを相たすけて、其志を行はしむべしと、

神之聽之、式穀以女、

汝の善行を、神明のきこしめされん時、穀祿を以て、汝にあたへて、永く失ふこと、なからしむべしとなり、

○嗟爾君子、無恒安息、靖共爾位、好是正直、神之聽之、介爾景福、

此章も、大意上の章と同じ、安息とは、安逸休息なり、好すとは、其心これを好すること、只其口より出るが如くなるのみならずと、云が如し、介爾景福とは、汝の大福を、いよく、大いにすべしとなり、

小明

これも小雅の明の詩と、云義にして、大雅の大明にわく、

○鼓鐘伐馨，淮有三洲，憂心且妯，淑人君子，其德不猶。

此章も、亦大意上に同じ、馨は、太鼓の大きいなる者なり、三洲は、三つのうきすなり、妯くとは、憂のむすばれて、つまる時なきことを云、不猶とは、今のあしきを、見て、古人はかくの如くに、あらざりしを、云意なり、蘇氏はおもへらく、始に湯々と云は、水のさかんなるぞ、次に濳々と云は、水のなかる、ぞ、終に三洲ありと云は、水ながれおちて、洲のあらはる、ぞ、これ幽王の、久く准上にあそびて、かへらざることをいへりと、

○鼓鐘欽欽、

鼓瑟鼓琴、笙磬同音、

これ亦かねの聲を云、
鼓瑟鼓琴、笙磬同音、
磬は、石にて作る樂器なり、瑟琴は、堂上の樂、笙磬は堂下の樂、同音とは、上下の音調、相やはらげらるなり、

棘は即茨をさし云と、黍稷は、五穀の總名としていへり、これ其おさなるを以てなり、
我黍與與、我稷翼翼、我倉既盈、
我庾維億、

與々翼々は、みなさかりしげれる貌、庾は、あらはして、つみはへたるを云、億は十萬なり、これ黍稷さかんにして、ゆたかにみのり、おさむる倉も、みちあまりて、つみをく庾も、物數多きことをいへり、

以爲酒食、以饗以祀、以妥以侑、
以介景福、

首一つの以ては、黍稷を以てなり、下五つの以ては、みな酒食を以てなり、饗と祀とは、みな神を祭るなり、但祀には、祭りてやまざる義あり、妥と侑とは、尸に奉ずるの禮なり、安すとは、尸を室に請じいれ、主人これを拜して、安坐せしむることを云、侑とは、祝者尸に食をすむることを云、介、景福の義前に見えたり、

以雅以南、以籥不僭、

雅は、小雅大雅、南は、周南召南、籥は、こまぶる、羽と籥とをとりて舞ふは、文の舞なり、云意は、其樂を以て、二雅二南をうたひ、籥の舞をまふ、その音節も、亦みだれずと、蘇氏おもへらく、幽王不徳なりといへども、其樂は、即古の正樂なり、これ樂は是にして、人は非なりと云意を、あらはせるなり、

鼓鐘

楚楚者茨、言抽其棘、自昔何爲、
我秣黍稷、

楚々とは、しげりこみたる貌、茨は、蒺藜なり、はまびしと訓す、棘に二つあり、これは只ひろく草木の、はりある者を云、○此詩は畿内の諸侯、又卿大夫の領地ある人、農政をつとめ、其なりはひを以て、宗廟を祭れることを作れり、六章共に賦なり、此章云意は、凡そ茨棘などの、しげれる地を、かきはらひ、すつること、古人何をせんとてか、此事をしつるや、わなみの人をして、黍稷をうるしめんがためなりと、一説に、

○濟濟跄跄、絜爾牛羊、以往

此章より以下は、みな上の農をつとめ、福をいのる意をうけ、乃其神を祭りて、福を得るの由を詳にのぶ、濟々跄々は、みな祭を主り、祭に與る者の、事をとりに行ふ、容儀の、見つべき所あるを、かたどれる詞なり、一説に、濟々は、すべて容貌を云、跄々は、行歩のかたちを云と、絜は冬の祭、嘗は、秋の祭、此二祭おもき故に、とりわきてあぐ、云意は、その牛羊をいさぎよくこしらえて、ゆくさきの絜嘗に、そなふるとなり、

或剝或亨、或肆或將、

凡そ牛羊豕の牲は、剝て後、さだまれる骨體を、段々にきりわき、饗にて烹と、のへ、鼎にうつして、廟前にならべ、これを俎にあげて、神位につらぬるなり、將とは、別に肴にと、のへたるを、さへげてすむるなり、以上各その官人ありて、これをつとむ、

祝祭于祊、祀事孔明、
祝は、はうりの官人なり、祊は、廟門の内にあり、主人

賓客に、出あふ處なり、祭の日、主人神の來格して、い
ます所を知らず、よりにて廟に祭るといへども、又祝を
して供物を祊にそなへて、祭らしむるなり、祀事孔明
るとは、上文をすべて云、祭の儀式こゝに至りて、甚
そなはれるとぞ、

先祖是皇神保是饗

神保とは、尸を善く稱するの詞、蓋し保は、安なり、神
のよりつきて、安んずる所なれば、云意は、先祖の神
靈、尊位に來臨して君たり、乃神尸によりて、祭をう
け玉はんとなり、

孝孫有慶報以介福萬壽無疆

孝孫とは、孝は祭に主たるの稱、これ主人を先祖に對
して云詞なり、云意は、此祭に、孝孫の慶を得る所は、
先祖の神、これに報るに、大福を以てして、萬年の壽
命かぎりなかるべしと、萬壽、即これ介福なり、

執爨踏踏爲俎孔碩或燔或炙

此章は、熟食を、調進することを詳にして、賓主酒を

云、わきていへば、賓は貴く、客は賤し、獻酬とは、主
人すでに、尸に獻して後に、賓客と、爵を行ふことを
云なり、主人まづ賓にくむを獻と云、賓主人にむくふ
るを酢と云、主人又自飲で、賓にすゝむるを酬と云、
こゝには酢をかねていへり、交錯は、まじはり互にす
る義なり、主人と賓との衆、對して居ならび、兩方の
少者、酒をくみて、爵を行ひ、兩方互に相すゝめて、上
座より、末座に至るまで、あまねく及ぼすを云、これ
即旅酬の禮なり、此時の禮文容儀、ことごとく法度に
あひ、その笑ひもの云こと、ことごとく、宜き所を得
るなり、

神保是格報以介福萬壽攸酢

神保是格とは、尸の供物を享る所、即神の來格する
所なるによりて、一つに合せ云なり、此末二句も、亦
上の章の末二句の意と同じ、酢るも亦報る義なり、

我孔熯矣式禮莫愆工祝致

告徂賚孝孫
此章は、獻の數みて、後、主人福酒をのみ、假辭をう

獻酬するの事に及ぶ、爨は、竈なり、俗にかまど、云、
これを執とは、肉を烹、飲を炊く竈を、主る官人の、つ
とむるを云、踏々は、敬してやすからざる貌なり、
俎は、つきえと訓ず、牲體をのする器の名、これを爲
るとは、俎にもりたつることを云、碩なりとは、肉の
こえて、うるはしきことを云、燔とは、肉を火にらか
くやきたるなり、炙とは、肉を串ざしにして、火にと
をくやきたるなり、此二つは、酒の獻ごとにつけてす
ゝむる、肴なり、

君婦莫莫爲豆孔庶

君婦は、主婦なり、主人の妻を云、莫々は、いさぎよく
して、しづかに、つゝしみの至れることを云、豆は、籩
をかねて云、これを爲るの義、上に同じ、籩豆にもる
ことなり、孔庶とは、養の類、肴の類、種々の品多く、
したてゝすゝめらるゝなり、

爲賓爲客獻酬交錯禮儀卒度

笑語卒獲
爲賓爲客とは、異姓の人來りて、祭をたすくる者を

くることを云、福酒は、神酒なり、假辭は、神詔なり、
我とは、わが孝孫なり、熯るとは、禮を行ふこと久う
して、筋力つかれたることを云、工祝とは、工は、官
なり、凡そ事をよくするを、みな工と云なり、首二句
云意は、わが孝孫事をとること久うして、筋力甚つき
たれども、法式禮儀を、あやまることなきは、敬の至
りなりと、これ則神意のある所なり、よりにて工祝、主人
に福酒をあたへ、酢をさづけて、假辭をつたへ致し、
孝孫の祭位にゆきて、告げあたふるなり、其詞は下に
見えたり、

苾芬孝祀神嗜飲食卜爾

百福如幾如式

これより下は、みな假辭なり、幾てすとは、期する義
なり、云意は、汝孝孫、孝敬を以て、祀る所の物を、か
うばしとして、神たしみて、これを飲食す、よりにて汝
に百福をあたへて、願ふ所、その期する意のまゝにし
て、たがはず、その分數も、法式のまゝにして、足らず
と云ことなかるべしと、蓋し徳の大小にしたがふこ
と、報する所の福、多少の法あればなり、

既齊既稷既匡既敕永錫爾極時萬時億

極りとは、事の善き至極を云、これ云意は、汝禮義にをいて、すでに整りて、みだれず、すでに疾くして、をこたらず、すでに正うして、よこしまならず、すでに戒めて、あなどらず、然れば汝孝敬の儀にをいて、つくさずと云所なし、よりに、亦汝に、永く衆善の至極を、玉はりて、萬億の事、一つとして、至善ならずと云ことなるべしとなり、

○禮儀既備鐘鼓既戒

此章は祭禮をはる時のことをのぶ、禮儀すでに備りて、一事のあげ行はずと云ことなし、こゝにをいて、鐘鼓の樂を以て、禮畢ると云ことを、廟中に告るぞ、

孝孫徂位工祝致告

徂位とは、阼階の位にゆくぞ、孝孫阼階の下にゆき、西面して立つ、而して、工祝尸に告げ致して、利成と云、利は、養ふ義なり、供養の禮、すでに成れるとぞ、

神具醉止皇尸載起鼓鐘送尸神保聿歸

皇尸とは、皇は君なり、尸を尊びて云ぞ、蓋し鬼神に形なきによりて、尸のみなたち出る時を以て、神のみな酔ふ時とするなり、こゝにをいて、かねつゝみを以て、これを送り、尸つひに歸り去るなり、凡そ尸を迎へて入る時と、送りて出る時とは、肆夏の樂を奏するなり、一説に、鼓鐘の二字を、鐘を鼓すとよむ、

諸宰君婦廢徹不遲

宰とは、供御を調る官人なり、役々多き故に、諸宰と云、神供をはらひあぐるも、亦宰官なり、主婦は、籩豆をあぐるぞ、これを徹ること遅からざるは、祭のはつるまでに、其敬をこたらず、又神供のすべりは、神の恵なれば、これを敬して、はやくうけんがためなり、

諸父兄弟備言燕私

諸父は、伯父叔父の類、主人の尊長なり、兄弟は、主人の等輩の親類なり、備るとは、あつまりて、のこらざる義なり、燕私とは、同姓の人、祭の後宴することぞ、

云、異姓の賓客に對して、私と云なり、蓋し性體の粗を、まづ賓客の方へをくりて、其餘を寢にをいて、同姓の老少、ことごとくついで、なみみ、酒宴して相したしむ、燕毛の禮これなり、凡そ廟の制、前に廟ありて、神主を奉じ、うしろに寢ありて、祖考の衣冠をおさめ、祭る時には、これを尸に衣す、廟に祭りて、寢に宴するなり、

○樂具入奏以綏後祿

此章は、燕私の禮を、つまびらかにとく、祭畢りて、燕私する時、廟にての樂人、みな寢に入て、又樂を奏するなり、後祿とは、祿も亦福なり、前に神よりうけたる福の、今より後に、つたはるを云ふ、これを綏んすとは、同姓の宗族燕私して、歡をあはせ、親みをむすべば、家道安んじ固くして、福祿ながく、つたはればなり、

爾殽既將莫怨具慶既醉既飽小大稽首

殺とは、神供のすべりを云、酒をかねていへり、小大

とは、老少を云、稽首は、首をとゞむとよむ、拜をして首をしばらく、地にとゞむ、最重き拜なり、すべりの酒肴を、燕私にあまねく、とりすゝめ、凡そ宴にあづかる者、みなよろこびて、怨あることなく、これに酔ひ、これに飽くぞ、すでにして、老少拜稽首して、祝頌の詞を主人に致す、其詞は、下に見えたり、

神嗜飲食使君壽考

これより下は、みな祝詞なり、云意は、神すでに、君の孝祀を、かうばしとして、たしみうけ、これにむくふるに、壽考の福を以てせりと、壽考とつゞけても、いのちながき義なり、但こゝには、福祿をかねて云、

孔惠孔時維其盡之子子孫孫

勿替引之

孔惠ふとは、その祭禮、理にそむかざるぞ、儀物さかななれども、分をこゆるに至らず、亦つゞまやかなれども、そぎくだすに至らざるを云、孔時ありとは、時節ほどよくして、しげからず、をろそかならざるを云、かくの如くにして、内の誠敬、外の禮儀、きは

めつくして、のこる所なし、よりて子々孫々までに、家統すたる、ことなくて、永代に引きのべんとぞ、これ即後祿の安んずる所なり、

楚茨

呂氏おもへらく、此詩祭祀に、神に事へて福をうくるの故を、をしきはめて、つまびらかにとけり、これ先王力を民事に致すこと、盡れば、祭祀を神に致すこと、詳かなる故を、をしあかさんがためなり、その威儀の盛んに、供物の豊にして、上神明に交り、下臣僕に及びて、福をうけると、かぎりなき所を観るに、徳盛にして、政修れるにあらすば、何を以てか、これを得ることあらんやと、朱子も、亦、此詩の變雅につらなれることを、うたがへり、

信 彼南山、維禹甸之、畇畇原隰、曾孫田之、

南山は、終南山なり、畇々、地をきり、ひらきたる貌、曾孫は、周王の孫宗廟の祭を、主る者をさす、曾はか

霖霖

此章は、豊年の兆を云、上天は、冬のそらなり、同雲とは、雲の一色なるを云、雪ふらんとするの候なり、雰々は、雪のふる貌、霖霖は小雨なり、冬の雪つもりて、地氣かたまりたる上に、春又これに益し加へて、こさめふる時は、土脈うるほひて、よく物を生ず、

既優既渥、既霑既足、生我百穀、

冬雪春雨の力を以て、潤澤優にして、あまりあり、廣く及ばずと云所なし、又渥くひちとをりて、ふかく入らずと云所なし、又よく霑ひて、土水やはらぎて、とけあひ、又其うるほひ、あきたりて、久きをへてもかはかず、こゝにをいて、よくわが百穀をおふしたて、祭祀の用、出る所ゆたかなり、

疆場翼翼、黍稷彧彧、曾孫之穡、

疆場は、田のかぎりを云、場は畔なり、翼翼は、正しくのほりたる貌、黍稷は、百穀の長なる故に、とりわ

さなれる義なり、よりて曾祖の孫より、後代々の遠孫をも、みな曾孫と稱することを得るなり、○此詩も周王の孫、農政をつとめて、宗廟に奉祀することを作れり、大意楚茨の篇と同じ、六章共に賦なり、此章は、楚茨の詩の、首四句の意の如し、云意は、まことなるかな此南山は、もと大禹の水土を平げ玉ふ時に、おさめられたる所なり、この故に其地の原隰、きりひらけて、我今これに、田作ることを得たりと、

我疆我理、南東其畝、

これ即田つくるのことなり、疆るとは、井田の地わりすること、云、理つとは、井ごとに其中の溝と塗とをつけさだむるを云、南東、其畝とは、南東は、たてよこの義なり、此畝は田の壟を云、凡そ中國の地勢、東南ひきくして、水これにながれおつ、よりて井田の途を、東にとをせば、其中の壟は、みな南にひき、畝の水も亦南にそゝぎて、遂に入る、又途を南にとをせば、其中の壟は東にひき、畝水も、亦東にそゝぎて、遂に入るなり、

○上天同雲、雨雪雰雰、益之以

きてあぐ、或々は、しげりさかなる貌、これ曾孫のなりはひの、由りて出る所なり、此穡は、即井由九一の制、公田の税をさす、

以爲酒食、畀我尸賓、壽考萬年、

尸と賓とに、酒を獻するの義、前篇に見えたり、云意は、陰陽やはらぎ、萬物成りて、人心よろこぶ、こゝにをいて、其なりはひを以て、酒食つくりて、宗廟を祭らば、神必主人に福をくだして、その壽考萬年なるべしとなり、

○中田有廬、疆場有瓜、是剝是

中田は、田中なり、廬は田舎なり、古は民の宅五畝にして、二畝半は邑にあり、二畝半は公田の内にあり、農作の時は、出て廬に居れり、則ちその公田の疆場に、瓜なる時は、とりて皮をけづり、これを菹にして、神供にたてまつるぞ、菹は、酢菜、今のくきなり、但菜果のすゝめ、瓜のみにあらざれども、一種をあけて、

之菹、

中田は、田中なり、廬は田舎なり、古は民の宅五畝にして、二畝半は邑にあり、二畝半は公田の内にあり、農作の時は、出て廬に居れり、則ちその公田の疆場に、瓜なる時は、とりて皮をけづり、これを菹にして、神供にたてまつるぞ、菹は、酢菜、今のくきなり、但菜果のすゝめ、瓜のみにあらざれども、一種をあけて、

例とするなり、皇祖と云も、先祖を尊びてなり、曾孫
壽考なれば、永く天命の祐を、うくるぞ、但此章も亦
あらかじめ、推し云の詞なり、

○祭以清酒、從以騂牡、享于祖

考、

祭以清酒とは、清酒は、鬱鬯の酒を云、鬯とは、秬の
酒なり、鬱金香草の煮汁を、合せたるをば、鬱鬯と云
なり、祭の初に、これを地にそゞぎ、其臭を淵泉に達
して、神を陰に求む、これ裸祭なり、從以騂牡とは、す
でに裸して後、ひきつゞきて、いけにえをひき入れ、
朝踐の禮あることを云、騂牡とは、赤毛の牡牛をさ
す、赤きは周の尙ぶ所の色なり、宗廟の祭には、牛羊
豕の三牲、そなはるといへども、その重き者をあぐる
なり、享于祖考とは、祖は先祖、考は父なり、これ毛
血の祭りを云、其儀はみな下に見えたり、

執其鸞刀、以啓其毛、取其血管

鸞刀とは、鸞は鈴なり、すいつけたる刀を云、牲肉を
きる時、ほど拍子に、あたらんがためなり、管は、腸の

首二句は室中にて薦熟のことを云、蒸むとは、供物を
神にすゝむるなり、享るも亦同じ、一説には、蒸を冬
の祭の名とす、餘の義は前に見えたり、但祀事孔明と
云の一句、前篇には、祭の末の事詳なる故に、此句始
をかぬる意多し、此篇には、祭の始の事詳なる故に、
此句末をかぬる意多し、

信南山

倬彼甫田、歲取十千

倬は、明なる貌、甫は、大いなる義なり、十千とは、一
萬畝の税を云、蓋し十里四方の地に、一百井を畫す、
これを一成と云、其田九萬畝なり、井ごとに九夫、夫
ごとに百畝、一井の中間一夫を、公田として、めぐり
八夫を、農民の私田とし、共に公田をつくらしめて、
其税をとる、これ即九一の法なり、然れば一萬畝の税
は、一成の公田より、出る所なり、○此詩は、周の公
卿、田祿を領する者、農事をつとめて、後土四方の神
等を、祭れる事を作れり、四章共に賦なり、此章云意
は、公田私田の體制倬然と明にして、廣大なる田地よ
り、一歳に十千畝のなりはひを、とるとぞ、

間にある脂なり、天子の祭禮は、王みづから、牲のな
はをとり、廟庭にひき入れて、碑石につなぐ、卿大夫
鸞刀をとりて、まづ牛耳の傍の毛をぬきとり、神にす
ゝめて、毛色の純なることを告ぐ、又血をさし出し、
これをすゝめて、牲をあらたに殺すことを告ぐ、而し
て、牛をひき出し、うちころして、きりとく、此時に骨
をとると見えたり、これまでは、朝踐の禮にして、堂
上の事なり、朝踐とは、朝に牲を踐することなり、此後
室中にて、薦熟の禮を行ふ、熟食を薦むることな
り、こゝに及で、骨を黍稷に合せ、蕭にいれて、これを
煇き、其臭を牆屋に達して、神を陽に求む、これ煇蕭
の禮なり、凡そ祭には、裸と煇蕭との二つをつゝし
む、蓋し人死すれば、魂氣は天に歸し、形魄は地に歸
す、よりに祭る時に、まづ神を陰陽に求めて、來格を
ねがふなり、

○是烝是享、苾苾芬芬、祀事孔明、先祖是皇、報以介福、萬壽無疆

是烝是享、苾苾芬芬、祀事孔明、先祖是皇、報以介福、萬壽無疆

我取其陳、食我農人

我とは、田を領して、祭を主る者の、自稱する詞なり、
下みな同じ、つみをきたる米穀、餘あるによりて、次
第にふるきを、取出して、農夫の食の不足を、補ふと
なり、

自古有年、今適南畝、或耘或耔

黍稷薿薿

有年とは、豊年を云、耘り耔ふとは、凡そ后稷以來、田
作の法、一畝の間に、三畝あり、一畝ごとに、一壟をな
す、畝はみぞ、壟はうねなり、一畝の廣さ深さ、みな
一尺、種を其中に、しきうゑて、苗葉出れば、壟の草を
とりすつ、これ耘なり、則又壟の土をくづして、禾の
根につく、これ耔なり、壟畝平になれば、禾の根ふか
くして、風と早とにいたまざるなり、薿々は、茂く盛
なる貌、云意は、もとより豊年、うちつゞくによりて、
餘あると上に云が如く、今年又南方の田畝に、ゆきて
見れば、農夫多くして、或は耘り、或は耔ふ、これによ
りて、黍稷薿々として、しげりさかんなり、亦これ豊

年なるべしとぞ、此黍稷も、五穀をすべて云、

攸介攸止、烝我髦士、

髦士とは、髦はひいでたる義なり、農民の中より、秀で、士となし用るに、足れる者を云、これ云意は、地のひろく大いにして、休ひ止るべき處にをいて、かの秀民を、よびすゝめ、農に力を、つくせることをば、勞ひ慰るとぞ、農民多き故に、只これのみを勞じて、其餘にあまねく告げしむるなり、

○以我齊明、與我犧羊、以社以方、

齊は、黍と同じ、神供に稷の飯もりたるを、明黍と云、明はいさぎよき義なり、こゝに齊明と云は、韻に叶へんがためなり、犧は、牲の純色なるを云、方社を祭るには、牛羊豕の大牢を用れども、こゝに羊ばかりを云は、亦叶韻のためなり、社は后土地神なり、方は、四方の五行の神なり、みな秋のなりはひ、收め入るゝ時、民のために、これを祭りて、其歳功を、報するなり、社には、純黒の牲を用ひ、方祀には、各その方色を用

我田既臧、農夫之慶、

これ神を祭る意をとく、云意は、わが田のなりはひ、すでによきは、これ方社の神、農夫の勤勞に報る、慶にして、わが力の致せる所にあらずとなり、

琴瑟擊鼓、以御田祖、以祈甘雨、以介我稷黍、以穀我士女、

田祖は先嗇、田の神なり、耕作をはじめられたる、神農氏を祭る、甘雨は、五穀をうるほしやしなふ雨なり、士女も、亦民の男女を云、これ又明年の春、としごひの祭することとを、あらかじめ、擬していへり、云意は、我又來春、音樂を以て、田祖の神を、むかへ祭り、農夫のために、甘雨を祈りて、以てわが黍稷を、盛大にし、以てわが人民を、やしなはんと、一説には、穀の字を、善と訓じて、わが子女を、よくせんとよむ、人民富める時は、則禮節を知ることあればなり、

○曾孫來止、以其婦子、饁彼南

畝、田峻至喜、

此曾孫も田を領して、祭を主る者を云、たゞ宗廟の祭のみならず、外の祭にも、亦曾孫と稱するなり、婦子は、農民のよめこなり、饁とは、田野に食をもてをくることを云、田峻は、田おさの官人なり、此章は、亦首章の意を、かさねとく、曾孫來るとは、その南畝にゆく時の事なり、此時たまく、農民の婦子、南畝に饁するを見て、則そのゆく處へ、引つれて、共に至れり、田峻の官も、亦まいりあひて、農夫の耘耔をつとむるを見て喜べるなり、

攘其左右、嘗其旨否、

領主又その左右の饁を、とらしめて、旨きや否やを、なめこゝろみらる、これ上下の親をふかくして、民と甘苦を同うするの意、あることをいへり、

禾易長畝、終善且有、

すでにして、又その禾を見れば、耘耔よく治りて、みな、畝を終るまで、首尾一の如し、よりに今年も、よくみのりて、なりはひ多かるべきことを、知るとぞ、

曾孫不怒、農夫克敏、

領主かくの如くに、農事をすゝめらるるによりて、責め怒ることなけれども、農夫みづからよく、其事をたくつとめて、をこたることなかりしなり、

○曾孫之稼、如茨如梁、

此章も亦第二章の意をのぶ、稼とは、田にある禾を云、禾のみのりて、さかんなること、高き處より見れば、屋をふきたる、茨の如くに、きびしくこみあひ、ひき、處より見れば、橋のそりたるが如くに、みちあがれり、

曾孫之庾、如坻如京、

坻は水中の高き處なり、禾すでにかり入れて、つみはへたるを見れば、高き洲の如く、亦高き丘の如し、

乃求千斯倉、乃求萬斯箱、

すでに米粟となれば、千萬の倉を求めておさめ、車を求めてはこぶぞ、

黍稷稻粱、農夫之慶、報以介福、

萬壽無疆

云意は、此百穀は、これ農夫のうけたる、慶によりて、これを得たり、今より後も、神それ農に報るに、大福を以てして、ながく萬年までも、かぎりなかるべしと、これ民のために願ひたる詞なり、その美を下に歸すること、かくの如し、

甫田

大田多稼既種既戒

此篇は、詩人農夫の詞つくり、其君を祝ひほめて、前篇の意に、答へたる詩と見えたり、四章共に賦なり、これ云意は、此大なる田地に、うへつくるべきと多し、よりに年の内より、穀種をえりたくはへ、農具をそなへをくとなり、

既備乃事以我覃耜俶載南畝

覃しとは、とがりたる義なり、云意は、穀種農具、すでに備り、年あけて、然して後に、其事をあぐ、こゝに利き耜をとり、南畝に出て、ことはじめするとなり、

螟蟊蝻賊は、みな禾を害するの蟲、心をはむを螟と云、葉をはむを蟊と云、根をはむを蝻と云、節をはむを賊と云、稗とは、ちいさき禾の、をそくみのるを云、これ云意は、禾すでにさかんなる上に、又此四種の蟲をはらはい、わが田の稗禾までも、害をうくること、あるまじと、蓋し稗は、蟲災をうくること、最はなはだしき故に、とりわきてこれを云、

田祖有神秉畀炎火

云意は、蟲をはらふは、人力の及ぶ所にあらず、わが君すでに、田祖をむかへまつれり、田祖神靈あり、ねがはくは、此四蟲をとりて、炎火の中にすて、害をなすこと、なからしめよとなり、

有渰萋萋興雨祁祁雨我

公田遂及我私

渰とは、雲のおこる貌、萋々、さかんなる貌、祁々、しづかなる義なり、蓋し雲さかなれば、雨ふること多し、雨しづかなれば、土に入ることふかし、公田私田とは、井田の制、一里四方の地の内に、井の字

播厥百穀既庭且碩曾孫是若

此會孫も、田を領じ、祭を主る人をいへり、云意は、これを耕すことつとめ、これに種しくこと時あり、この故に、生ずる所の苗みな直く又大いにして、豊年まぢのぞむべし、すでにこれ會孫、士女をやしなひ、國用を充るの願ひに、したがへりとぞ、

既方既皂既堅既好不稂不莠

方なるとは、もみすでに生じて、いまだ其口あはざるを云、阜るとは、もみすでにみのりて、いまだかたまらざるを云、好しとは、皆よきぞ、稂の義、曹風の下泉に見えたり、莠の義、齊風の甫田に見えたり、みな禾を害する草なり、此四句、すべて禾の盛なることを云、これ則種えるとのくはしく、耕すことつとめて、時氣の和けるが致せる所なり、

去其螟蟊及其蝻賊無害我田

稗

をかぎりて、九區とす、其田をのく、百畝、中間一區を公田とす、外の八區は、八家をのく、百畝を私物として、共に公田をつくる、そのかみ農夫の心公を先んじて、私を後にする故に、雲雨のよきを、のぞみ見て云く、天まづわが公田に雨ふらしてより、遂にわが私田にも、及ばさんかと、

彼有不穫穉此有不斂穧彼有遺秉此有滯穗伊寡婦之利

穧とは、禾の一束につかねたるを云、秉とは、禾の一手にたばねたるを云、寡婦は、家数にはづれて、私田なき者なり、農夫又發願して云く、こひねがはくは、君の福徳をたのみて、その餘惠をかうぶり、秋の收まるときに及んで、米穀のたかに、入り来り、又かしこには、かりのこしたる稗禾あり、こゝにはとりおさめざる禾穧あり、かしこには、すたれたる禾秉あり、こゝにはおちたる禾穗ありて、よるかげなき、寡婦までも、とりて利とすること、あらまほしと、これ前篇の、以介我稷黍穀我士女と云意に答へたるならんか、

○曾孫來止以其婦子饁彼南畝田峻至喜

農夫相告て云く、わが君こゝに來玉へりと、乃そのよめこをひきゐて、かの南畝の禾かる者に饁す、而して田峻も亦至り、そのつとめによりて、秋よく收れることを喜べり、

來方禋祀以其騂黑與其黍稷以享以祀以介景福

禋祀とは、精誠につゝしんで、祭ることを云、騂黑とは、あかぐろきなり、蓋し四方を祭るには、をのくその方色の牲を用ひ、中央の黄色は、南方にあはず、こゝに騂黑と云は、南北の牲色をあげて、其餘をかぬるなり、農夫又云く、今わが君の來れるは、只秋の收めを、みそなはずのみにあらず、又精誠にして、四方の神祭て、今年の成功を、報賽せり、それ必各その方色の牲を用ひて、これを祭り、以てその大福を、大いにし玉ふべしと、これ前篇の、農夫に、報るに、介福を以てせんと云意に、答てなるべし、

大田

或人前篇に、御田祖の文あるを以て、楚茨信南山甫田大田の四篇を以て、即周禮にいはゆる、幽雅の詩なりとす、其說幽風の末に見えたり、又前篇には、人君我田既臧きを以て、農夫之慶として報之、以介福とせまく欲す、此篇には、農夫雨我公田、遂及我私、と云を以てして、其君享祀して、以介景福にせまく欲す、上下の情相頼みて、相報ることかくの如し、盛徳の君にあらずば、それ孰かこれをよくせん、

瞻彼洛矣維水泱泱君子至止福祿如茨

洛は、洛邑の川の名、泱泱は、深く廣き義なり、君子とは、天子をさす、蓋し洛邑は、周の東都、天下の中土なるを以て、諸侯朝會のたよりのために、周公のいとなめる處なり、○此詩は、周王洛邑にをいて、諸侯を朝會し、會によりて、武事を講はせることを、諸侯稱美して作れり、三章共に賦なり、此四句云意は、かの洛水

を見れば、其水泱々として、深廣なり、君子此處に至り、一人を以て、羣后を會し、人心かはらず、天命うつらずして、福祿の身に加ること、つみかさぬるが如しとぞ、

韎韐有奭以作六師

韎韐とは、茜にてそめたる韋を、合せてつくりたる、ひざおほひ、兵事に用る服なり、奭は、あかき貌、六師は、六軍なり、天子事あれば、六郷の人衆を用ふ、郷ごとに一軍を出す、軍ごとに一萬二千五百人、六軍共に七萬五千人なり、云意は、今王朝會によりて、武をならはし、爽然たる韎韐を服して、六軍の衆を、おこし用ひらると、蓋し治世に武事を講ずるは、安んじても、危きをわすれざるの、政なり、

○瞻彼洛矣維水泱泱君子至止

輶琫有珌君子萬年保其家室

輶は、刀のさやなり、琫は、さやぐちのかざり、珌は、こじりのかざり、天子は、みな玉を以て、これをつく

る、亦これ兵事の服なり、家室とは、家運を云、餘の義は上の章と同じ、蓋し治世に武を講はせば、不慮の變おこることなし、國家長久の道なるによりて、君子萬年、其家室を保たんと云ぞ、

○瞻彼洛矣維水泱泱君子至止福祿既同君子萬年保其家邦

我心寫兮

裳裳者華其葉湑兮我觀之子

裳々は、堂々と云が如し、光り明なる貌なり、一説に云く、古本に常の字に作る、然る時は、これ常棣の華なりと、湑は、さかななる貌、我とは、天子自稱す、之子とは、諸侯をさす、○此詩は、天子、諸侯の才徳をほむるの詞なり、蓋し瞻彼洛矣に、答へたる詩と見えたり、

亦これ詩人の作なるべし、首三章は、皆興なり、此四句、華榮れば、葉の盛なるを以て、臣まみゆれば、君よろこぶことを興す、別の意なし、寫すとは、器の水を、うつしくだすが如く、念慮はれつきて、のこらざること云、

我心寫兮、是以有譽處兮、

君の心を得るほまれ、其位に安んずるたのしみを云、

○裳裳者華、芸其黃矣、我覯之子、維其有章矣、

芸は、即黄色の盛なる義なり、これ華のあざやかにして、盛なる色あるを以て、君子の威儀言語の、文章あることを興す、

維其有章矣、是以有慶矣、

その文章は、即徳のあらはるゝ所なるを以て、天のさいはひをうくるぞ、上の譽れ處みも、亦これ慶なり、

○裳裳者華、或黃或白、我覯之、

子、乘其四駱、

華の色、黃白まじはれるを以て、四馬の毛色の、そろひたることを反興す、乘馬のこと、蓋しその天子に従ひて、武を講ずる時につきていへり、

乘其四駱、六轡沃若、

車馬の儀衛さかんに、其轡沃若として、やはらかなるも、亦その祿位を保ちて、法度を謹める所なり、

○左之左之、君子宜之、右之右之、君子有之、

此章は賦なり、左之に宜しといひ、右之に有と云は、文を互にしていへり、此君子は諸侯をさす、左右すとは、只その武を、講はず、駕御のことのみならず、凡そ身の運動をも、ひろくすべて云、これ云意は、君子の左するも、右するも、その宜きに、かなはずと云ことなく、萬變に應ずる所の者、みなこれ有て、きはまりつくることなしとぞ、

維其有之、是以似之、

○交交桑扈、有鶯其領、君子樂胥、萬邦之屏、

領とは、くびすぢなり、興意上に同じ、但これは、いにしへ方伯連帥となれる、諸侯の長、國々多く、かねすべたる人に、告げられたる詞と見えたり、萬邦の屏なれば、よく諸國を衛護して、其たのみと、なるべしとなり、

○之屏之翰、百辟爲憲、不戢不難、受福不那、

翰は、即幹なり、ついちをつく、はさみ板を云、戢むとは、收斂の義、亦つゝしむ意なり、○此より下二章は、賦なり、云意は、なんぢよく諸侯の屏となり、諸侯の幹となりて、百國の君、みな其徳を法とす、然らばなんぞ、自おさめつゝしまざらんや、それよくおさめつゝしみて、福をうくること多からざらんやと、

○兕觥其觶、旨酒思柔、彼交匪敖、萬福來求、

云意は、是それ内に此徳ありて、外にこれあるは、只その符驗なり、こゝを以て、その内にある所に、相似すと云ことなしとぞ、これ才徳全く備れる、君子なることをほめたり、

裳裳者華

○桑扈之什、二之七、

交交桑扈、有鶯其羽、君子樂胥、受天之祜、

交々は、鳥の飛で、ゆきゝする貌、桑扈は、今のむくどりの類、その説小宛の篇に詳なり、君子とは、諸侯をさす、樂胥とは、容貌の、たのしきことを云、胥は、詞のたすけなり、○此詩は、天子來朝の諸侯と、酒宴せらるゝ時の、樂歌なり、首二章は興なり、此章桑扈の交々として飛べるが、鶯然とあやなせる羽あるを以て、君子の樂易なるが、天の福をうくべきことを興す、これ頌て禱れる詞なり、下皆同じ、其ほめていゝのこるとよく其徳を失はずして、永く其位をたもたしめんがためなり、

兇獸の義、前に見えたり、柔とは、和ぎたる義なり、云意は、今なんち爵をとり、美酒をのむ間にも、その禮節を失はずして、かの諸侯と交るに、よくおさめつゝしんで、をこりあなどることなくば、忠敬の徳、天地神明に通じて、我萬福を求めずとも、萬福來りて、我を求めんとなり、

桑扈

鴛鴦于飛、畢之羅之、君子萬年、福祿宜之、

鴛鴦は、鳧の類、その色をしどりに似て、首に長き白毛あり、今のたかべと云鳧、これにちかし、畢は、柄の長き小網、鳥をうちとる者なり、羅は、はりをきて、鳥のかゝるをまつ網なり、此君子は、天子をさす、○此詩は、諸侯桑扈の詩に答へて、天子を頌禱する詞なり、四章共に興なり、此章は上下の之の字の、相よびこたふるを以て、興とす、下二句云意は、天子の位、萬年なれば、福祿もこれに宜うして、ながく相はなるまじとなり、

鴛鴦

桑扈は天子諸侯を祝する故に、戒の意をふくむ、此詩は諸侯天子を祝する故に、只くりかへして、頌禱するばかりなり、

有頰者弁、實維伊何、爾酒既旨、爾殺既嘉、豈伊異人、兄弟匪他、

頰は、弁の貌、一説に、首をあぐる貌なりと、弁は、皮弁なり、其説前に見えたり、○此詩は、兄弟親戚あつまり、酒宴して、相したしめることを作れり、三章共に、賦興比の三體を、かねたり、此段云意は、今此宴にあづかる者、みな頰然として、弁をきたり、實にこれたそや、而してこの美酒嘉肴を、共にする時は、なんぞ異なる人ならんや、乃みな兄弟にして、他人にあらずとなり、これ只さしあたる事を、賦したれども、其よびこたふる詞は、又興の體をかねたり、

鳧與女蘿、施于松柏、未見君子、

○鴛鴦在梁、戢其左翼、君子萬年、宜其遐福、

戢其左翼とは、凡そ鳥のならばて、とまる時は、おかしら、ふりちがへてをり、みな左の羽を、かきおさめて、相よりそひ、右の羽を外にして、害の來るをふせぐなり、これ鳥の相依るを以て、遐福の君に相宜うして、はなれざることを興す、遐しとは、久き義なり、大意上の章の末二句に同じ、

○乘馬在廐、摧之秣之、君子萬年、福祿艾之、

廐とは、むまやなり、此章人の馬を飼ふを以て、天の君子を養ふことを興す、一説に、艾を老と訓して、おひはつるまで、やしなはるゝ義にとれり、

○乘馬在廐、秣之摧之、君子萬年、福祿綏之、

上の章の義に同じ、綏すと云も、亦安養する義なり、

憂心奕奕、既見君子、庶幾說懌、

憂は、寄生草、やどり木なり、又ほやと訓す、今考れば、寄生に大小兩種ありて、大いなるを蕙と云、此方にあるやどり木は、その莖葉紫荊に似て、六月に小丹花をひらく、これ其小なる者と見えたり、女蘿は、兔絲なりとあれども、諸書を考れば、亦これ兩種なり、兔絲は、ねなしかつらと訓す、其實は、薬に用る兔絲子なり、女蘿は、松蘿なり、兔絲の類にして、ほそく青しとあり、奕々とは、心うれへて、たいよふ義なり、君子は、兄弟の中にて、賓客たる者をさす、此段詩人又女蘿の木につきまとへるを以て、兄弟親戚の情、相依りて、むつまじきに比して云く、其情かくの如くなれば、いまだ相見ざる時こそ、憂る心奕々として、しづまることあるまじけれ、今幸によりあひつれば、こひねがはくは、相共に宴飲して、歡をつくさんとなり、

○有頰者弁、實維何期、爾酒既旨、爾殺既時、豈伊異人、兄弟具來、鳧與女蘿、施于松柏、未見君子、

子憂心怲怲既見君子庶幾有

此章大意上の章に同じ、何期も伊何と云が如し、怲々とは憂のみちさかんなるを云、有戚とは、共に善き事あるべしとなり、蓋し人倫をついで、親厚するは善事の至りなり、

有頍者弁實維在首爾酒既旨爾穀既臯豈伊異人兄弟甥舅如彼雨雪先集維霰死喪無日無幾相見樂酒今夕君子維宴

此章も、亦大意上に同じ、甥はをひ、舅はをぢ、これ母の兄弟と、姉妹の子と、相呼の稱、此二つを以て、外戚の親を、すべて云、而して主人、雪ふらんとすれば、霰まづあつまりおつるを以て、人老ぬれば、死のちかきに比して云く、我死喪に及ぶと、日なかるべければ、

依彼平林有集維鷓辰彼碩女令德來教

依とは、木のしげれる貌、平林は、平地の林なり、集るとは、とまるなり、鷓は、即今のやまどりなり、辰とは、婚嫁の時節にあひたることを云、列女傳に、此詩を引いて、辰の字を、展につくる、まことなりとよむべし、朱子もこれをよしとせり、碩女とは、碩は大なり、女徳をほめて云詞、令は善なり、此章は興なり、女のすでに來れる時のことを云、山雉の平林に來てとよまると、令徳の女子來て教るは、みな人のよみんすることなるを以て興とするなり、

式燕且譽好爾無射

爾とは、季女をさす、云意は、今すでに來つれば、宜く宴飲して、なんちの徳をほめ、又これを悦び慕ひて、ながくいとふことなからんとなり、

雖無旨酒式飲庶幾雖無嘉穀式食庶幾雖無德與女式歌

今よりなんだらと、相あふこと、いかほどもあるまじきぞ、只相共に酒を今夕に飲んで、親々の恩を、厚くせんとなり、

頍弁

頍は、即車の轄うつ聲なり、季女とは、わかき女子なり、○これは、あらたにめとりたる女子を、酒宴して、樂ましむるの詩なり、此章は賦なり、云意は、我さきに間關として、車に轄うちしは、此變然の季女のもとにゆきてむかへとらんがためなりきとぞ、
匪饑匪渴德音來括雖無好友式燕且喜

この德音は、徳ある人の教を云、これ云意は、われ饑渴することあるにあらざれども、此德音の女の、來り會ふて、家道を助ることあらんを、のぞむの心、饑渴の如くなりき、それ來會するに至らば、好き友のまじはる、なしと云とも、只此女と宴飲して、又相喜ぶべしとなり、

且舞

此女も、季女をさす、此章は又賦なり、云意は、我旨酒嘉肴美徳の、なんちと共にすべき者なれども、こひねがはくは、飲食歌舞して、相樂まんとなり、
○陟彼高岡析其柞薪析其柞薪其葉湑兮鮮我覯爾我心寫兮

濟は、しげりさかんなる義なり、心寫すの義、前に見えたり、此より下二章は、又皆興なり、これ其得る所の薪、求る所に、かなひたるを以て、あふ所の女、ねがふ所に、かなひたることを興じて云く、今我なんちにあふを以て、希有なることとして、よろこび、心の内に、のこる所なしとなり、

高山仰止景行行止四牡騤騤六轡如琴覯爾新昏以慰我心

景行は、大道なり、駢々は、馬のよくゆく貌、新昏とは、あらたにめとりたる女子を云、それ高き山は仰ぎ見るに足り、大いなる道は、由りてゆくに足れり、これを以て、四牡の駢々としてなづき、六轡の琴瑟の如くに、やはらぎたるは、季女を迎るによき車なることを興す、而して云く、今ついに、此新昏の令女にあふて、わが心を、慰め安んずることを、得たりと、これその始に迎る時のことと、終りにあひぬる時のことを、ならべあげていへり、

車牽

營營青蠅止于棘

營々は、ゆき、して飛ぶ聲なり、その聲よく人のきく所を、みだる者なり、○此詩は、時の王、讒を好むによりて、詩人これを作りて、王を戒む、此二句は比なり、營々の聲ある青蠅の、樊にとまりてゐるを以て、讒者王のちかくに居て、その聞く所を、まどはずに比す、

豈弟君子無信讒言

君子とは、王をさす、此二句は、王を戒る詞なり、蓋し

すとぞ、これ亦交亂の義なり、餘は上に同じ、

青蠅

賓之初筵左右秩秩籩豆有

楚殺核維旅酒既和旨飲酒

孔借

筵とは、燕射禮の席を云、燕射とは、君羣臣を賓として、宴をまうけ、射禮を行ひて、賓を樂ましむること、を云、秩々は、次第ある義なり、楚はつらなれる貌、殺は豆にもる、菹醢の類を云、核は、籩にもる、桃梅の類を云、借ふとは、一樣に、そろひたる義なり、○これは、衛の武公、嘗て酒をのみて、過ありしことを悔み、此詩作りて、將來を戒められしなり、大雅の抑の詩と相類す、五章共に賦なり、此章は、まづ燕射に酒をのみて、禮儀正きことをいへり、云意は、燕射に、賓のはじめ、席につく時は、左右になみゐる人、みな秩々とつらなり、酒も亦と、のひむまく、これをのむ人も、みな、威儀一樣につらしめるとぞ、

人君心をとると、かたおちにして、さがしければ、讒言より入りやすし、樂易の人は、をのづから、讒をき、いれず、よりて豈弟君子と云、之ほめてねがふ詞なり、

○營營青蠅止于棘讒人罔極交亂四國

此章の棘と下の章の榛とは、即みな樊にしたる木を云、罔極とは、人を讒して、やむことなきを云、四國は、四方の國なり、此と下との二章、首二句の比の意は、上と同じけれども、下文にその比する所の事を、云によりて、皆興の體となるなり、これ云意は、讒人の説、やむことなき故に、天下の人をして、皆かれとこれとを、互に中あしく、いひみだるに至るとぞ、

○營營青蠅止于榛讒人罔極構我二人

二人とは、讒をきく人と、讒せらるゝ人とを云、これを構すとは、二人の間に、もとの事なけれども、讒人の言、やまさる故に、これをひきあはせて、あしくな

鐘鼓既設舉醕逸逸

鐘鼓は、射禮の樂器なり、設くとは、庭にかくるぞ、醕は酬と同じ、はじめ主人獻じ、賓酢して後、主人自飲で、又賓にくみあたふるを醕と云、賓これをうけ、席の、前にをきて、いまだあげず、旅酬の時に至りて、これをあぐ、逸々は往來の次第あるなり、旅酬の時、賓主兩方の衆、東西になみゐて、互に爵をまじふることを云、

大侯既抗弓矢斯張射夫既同獻爾發功

大侯とは、君の侯を云、侯は、射の的を付る幕なり、やまがたと訓す、侯の身、高さ一丈、その正中三分一の四方を的とす、天子は熊侯、的を白地にして、熊の頭をるがく、諸侯は麋侯、赤地にして、麋の頭をるがく、的より外は、みな丹地にして、雲氣をるがけり、射夫とは、其時の射手を云、既同ふとは、まづ三耦を、るりそろへて、これをついづ、其外は、各自に力のひとしきを見て、とりつがふ、これを衆耦と云、而して後、つ

がひく揖讓して、堂にのぼり、かはるゝに、四矢をはなつ、獻爾發功とは、矢はなちて、あたれるわざを堂上に奏するなり、まとうしする者あたる時は、獲たりと云、これなり、

發彼有的以祈爾爵

有的とは、只的を云、有はつけ字なり、爾とは、射てまけたる者をさす、ゆみいはれる時、堂上に豊をく、豊はさかづきの臺なり、勝つ者の子弟、酒を解にくみて、豊上にをく、かたざる者、すゝみいで解をとりて、立ながらこれをのむ、云意は、ゆみいる者、各的にいて、かたざる者に、此爵せさせんことを、求るとなり、

籥舞笙鼓樂既和奏烝烝衍烈祖以洽百禮

此章は又祭りによりて、酒をのむ禮の、よきことを云、羽籥の舞は、文の舞なり、これを云時は、亦干戚の武の舞あることをも、知るべし、笙鼓を云時は、八音みな備はることをも知るべし、故にこれをうけて、樂

以奏爾時

室人とは、室中にて事を行ふ、佐食の人を云、佐食は、食をたすくるなり、主人の尸に饌をそなふることを、たすくる者なり、賓の中にて、これをとる、康爵とは、酒は形體を安んずる物なるによりて、酒爵を康爵とも云なり、時とは、四時の祭を云、蓋し主人の獻をはりて後に、賓の長者、手づから酒をくみて、尸に獻す、これを加爵と云、佐食室に入て、又賓のために、ふたゝび酌で、これに加ふ、尺のみて賓に酢す、然れば賓も亦、この安體の爵を酌で、時祭の禮を行ふ、凡そ祭にあづかる者、親きも疎きも、神爵をのますと云ことなし、一説に、康を抗と訓して、坵上にあげたる爵なりとす、又時と云を、時節の物なりとす、此兩節は、射禮祭禮の如くに、酒をのめば、過なしと云意を見せり、

賓之初筵温温其恭

此より下二章は、よのつねの酒宴に、すでに酔ふ時は禮をみだることを云、されど初て席につく時は、亦その氣温々として、おだやかに、貌も亦うやくしきと

すでに和ひ奏つと云、烈祖とは、烈は功業の義なり、功業ある先祖を云、百禮とは、禮文禮物の、そなはりたることを云、樂をすゝめて、烈祖をたのしましめ、又その節奏を以て、禮を行ふ節度にあはせたるぞ、

百禮既至有壬有林

百禮すでに至極して、つくさすと云所なし、故にその規模廣くして、大いなることあり、その品節詳にして、盛なることあり、

錫爾純嘏子孫其湛

禮樂さかんなる故に、祖神子孫に大福を玉はり、子孫これを樂めり、

其湛日樂各奏爾能

能をすゝむとは、自そのしわざを、神にすゝむるなり、子孫おのゝ、尸に獻じ、尸これに酢し、子孫うけてのむ、これ祭にあづかる子孫、神爵をのまする者なきことをいへり、

賓載手仇室人入又酌彼康爵

なり、

其未醉止威儀反反日既醉止

威儀幡幡舍其坐遷屢舞僊僊反々とは、禮儀をかへりみて、あやまらざる義なり、幡々は、そはくしき義なり、僊々は、かろくたちあがる状なり、下三句は、みな反々のうらなり、

其未醉止威儀抑抑日既醉止

威儀悒悒是日既醉不知其秩抑々とは、つゝしみひそまりて、みだりにもいはず、みだりにうごかざる義なり、悒々は、人をあなどり、なれけがす義なり、これ抑々のうらなり、又すでに酔ぬれば、心知らみて、禮の常式に、たがふことあれども、自おぼえざるなり、此章莊子に、禮を以て酒を飲者、治まるに生まれども、而も常に亂るゝに卒ふと云が如し、

賓既醉止載號載嘷

なり、

此章醉者のあしき状を、きはめていへり、その聲よば

亂我籩豆、屢舞僛僛、

傲々は、かたぶきゆがむ状なり、籩豆のもり物を、うちらして、屢、舞て傲々たるは、上の僛々よりも、又甚し、これ容貌の無禮なり、

是日既醉、不知其郵、

言貌共にかくの如くなれば、自とがにてをかすといへども、亦これをおぼえず、これ上のその秩を知らずと云よりも又甚し、

側弁之俄、屢舞僛僛、

俄とは即ゆがめる貌なり、僛々は、やまざる義なり、きたる弁の、俄然として、ゆがむをだにも知らず、只僛々として、屢舞ことやまざるは、傲々たるよりも、又更に甚し、

既醉而出、並受其福、

賓もし酔る時にして、乃その席を退出すれば、其身も

禮儀を失はず、主人もとがむべきことなきによりて、並に譽れの福を、うくるなり、

醉而不出、是謂伐德、

すでに酔ぬれども、禮節をわすれ、出去らずして、上に云が如きに至れるは、これ自その威儀の徳を、そこなふなり、

飲酒孔嘉、維其令儀、

凡そ飲酒に、はなはだよきと云は、只かの反々抑々の如くに、よみんすべき威儀あるを、以てぞとなり、

凡此飲酒、或醉或否、既立之

監、或佐之史、

監とは、人の非違をうかひ、みそなはず者なり、史は、書記なり、儀禮の燕禮射禮に、司正を立るが如く、古人は酒宴の禮にも、亦これをたて、酒のむ者の戒とす、云意は、凡そ此宴飲に、或は酔てかれが如く、或は酔はずしてこれが如し、この故に、監司をたて、戒とし、又これを佐て、其事をしるす書記ありと、

彼醉不臧、不醉反恥、式勿從

謂、無俾大怠、

かの酔る者は、自その不善を知らざれども、酔はざる者をば、反てはづかしく、思はしむ、これにつきて、酔ふ者に告げて、はなはだ怠慢するに、至らしむることなからまく欲すとも、すべきやうなからんとぞ、

匪言勿言、匪由勿語、

此より下酔はざるもの、もし酔ふ者に、告ることを得ば、かくいはんと云、おもはくを、のべたり、言ふとは自いふぞ、語るとは、人にむかひて云ぞ、云意は、凡そいふべからざることを、云ことなかれ、いふべきすちにあらざることを、人につげかたることなかれと、

由醉之言、俾出童叟、

童叟とは、角のなきひつじ、世に必なき物なり、云意は、もし酔る上の言語に、したかひていは、なんちをして、其罰に、童叟を出さしめんと、これいたく戒めて、おどすぞ、

三爵不識、矧敢多又、

又戒めて云く、なんち三爵のみてだも、すでに自その不善をおぼへず、况やあへて、それより多く、又のまんやと、

賓之初筵、

魚在在藻、有頌其首、王在在鎬、

豈樂飲酒、

藻は、水草なり、頌は、首の大なる貌、鎬京は、周の西都、宗周なり、○之は周王來朝の諸侯を、宴せらる、時、諸侯天子を、祝ひ頌めたる詩なり、三章共に興なり、此章云意は、魚いづくにあるぞと見れば、水藻の内にあり、乃その居る所を得て、其性を遂げたる故に、頌然として、其首大いなりと、これを以て、王のいます所は、此鎬京にいますして、大中の皇極をたて、至治の休美をうけ玉ふによりて、今萬國を朝して、楽しく宴飲し玉ふことを、興せり、

魚在在藻、有莘其尾、王在在